

尾張西部ごみ処理広域化事業
に係る都市計画の構想段階評価書の案

2026（令和 8）年 9 月

一 宮 市

はじめに

本都市計画の構想段階評価書の案は、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」（2025（令和7）年3月）に基づく一宮市及び稲沢市のごみ処理を広域化する尾張西部ごみ処理広域化事業について、「都市計画運用指針」（令和7年3月一部改正）に基づき、都市計画の構想段階手続きとして、都市施設についての概略の案に対して、評価項目を設定し、その評価結果をとりまとめたものである。

目 次

第1章 都市計画決定権者の名称	1
第2章 都市施設の目的及び内容	3
2.1 都市施設の目的	3
2.1.1 事業の目的	3
2.1.2 ごみ処理施設の現状	4
2.1.3 ごみ処理広域化計画の概要	5
2.1.4 建設候補地の選定経緯	5
2.2 都市施設の内容	8
2.2.1 都市施設の種類	8
2.2.2 都市施設の規模	8
2.3 都市計画の概略の案	8
2.3.1 都市施設の位置	8
2.3.2 都市施設の諸元	10
2.3.3 都市施設に係る工事計画の概要	17
2.3.4 複数の都市計画の概略の案の設定	18
第3章 都市施設の区域及びその周囲の概況	23
3.1 自然的状況	25
3.1.1 気象・大気質その他の大気に係る環境の状況	25
3.1.2 騒音等に係る環境の状況	39
3.1.3 振動に係る環境の状況	42
3.1.4 悪臭に係る環境の状況	43
3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	43
3.1.6 地形及び地質の状況	47
3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況	51
3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	55
3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び 地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況	89
3.2 社会的状況	100
3.2.1 人口及び産業の状況	100
3.2.2 土地利用の状況	102
3.2.3 都市計画の状況	105
3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	108
3.2.5 交通の状況	109
3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に 必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	113
3.2.7 下水道の整備の状況	121
3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の 環境の保全に関する施策の内容	122
3.2.9 その他都市施設に関し必要な事項	159

第4章 都市計画における評価項目及び評価の方法	163
4.1 一宮市都市計画マスタープランにおける当該施設の位置付け	163
4.2 構想段階評価の対象となる事業実施想定区域について	163
4.3 都市施設・ごみ処理施設（一般廃棄物処理施設）の評価分野	166
4.4 評価項目の設定	167
4.4.1 都市計画の一体性・総合性の確保	167
4.4.2 自然的環境の整備又は保全	168
4.4.3 円滑な都市活動の確保	169
4.4.4 良好な都市環境の保持	169
4.4.5 適切な規模及び必要な位置への配置	169
第5章 評価の結果	173
5.1 都市計画の一体性・総合性の確保	173
5.1.1 評価項目と評価の方法（再掲）	173
5.1.2 農林漁業との健全な調和	174
5.1.3 健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	175
5.1.4 土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	178
5.2 自然的環境の整備又は保全	179
5.2.1 評価項目と評価の方法（再掲）	179
5.2.2 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持（大気質）	179
5.2.3 人と自然との豊かな触れ合いの確保（景観）	189
5.3 円滑な都市活動の確保	206
5.3.1 評価項目と評価の方法（再掲）	206
5.3.2 周辺交通への影響	206
5.4 良好な都市環境の保持	206
5.4.1 評価項目と評価の方法（再掲）	206
5.4.2 敷地内緑地の確保	206
5.5 適切な規模及び必要な位置への配置	207
5.5.1 評価項目と評価の方法（再掲）	207
5.5.2 事業コストの適正	207
5.5.3 事業期間長期化リスク	207
第6章 総合評価	209
第7章 構想段階評価書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	211

第 1 章 都市計画決定権者の名称

第1章 都市計画決定権者の名称

都市計画決定権者の名称

一宮市

事業者の名称

一宮市

第 2 章 都市施設の目的及び内容

2.1 都市施設の目的

2.1.1 事業の目的

国は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減等を図るため、1997（平成 9）年 5 月に各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト削減を踏まえた、ごみ処理の広域化を推進するよう通知を行った。

これを受けて、愛知県は、1998（平成 10）年 10 月に 2007（平成 19）年度までの 10 年間を計画期間とする「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定した。その後、市町村合併の進展やごみ処理技術の進歩を受けて、広域化ブロックの区割りの見直しを実施し、2009（平成 21）年 3 月に「第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（以下、「広域化計画」という。）を策定した。

「広域化計画」では、県内を 13 のブロックに分け、焼却能力 300 t / 日以上全連続炉への集約化を目指しており、尾張西部ブロック（構成市：一宮市及び稲沢市）の焼却施設の集約化が目標とされている。

なお、2021（令和 3）年 11 月には、廃棄物処理経費の削減、気候変動対策の推進、災害への対応等の観点から、より安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推進するため、愛知県は「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021 年度～2030 年度）」を策定しており、本計画においても、尾張西部ブロックの 2 焼却施設を 2031（令和 13）年度以降を目安に統合し、1 施設による処理体制を目指すとしている。

一宮市のごみ焼却施設は、1998（平成 10）年の供用開始後、28 年以上が経過し、老朽化による処理能力の低下が懸念されている。同時期に供用開始した稲沢市とともに効率的な処理と環境負荷の低減を目的にごみ処理の広域化・集約化の検討を進め、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」（2025（令和 7）年 3 月）では、2034（令和 16）年度に 1 施設へ集約し、一宮市環境センターの敷地内に新たなごみ処理施設を整備する計画としている。

本事業は、一宮市環境センター及び稲沢市環境センターを集約した新たな広域ごみ処理施設の建設を目的とするものである。

2.1.2 ごみ処理施設の現状

一宮市及び稲沢市では、一宮市環境センター、稲沢市環境センターの各施設において、一般廃棄物の処理を行っている。このうち、一宮市環境センターごみ焼却施設は供用開始より 28 年以上、稲沢市環境センターは供用開始より 26 年以上経過しており、施設の老朽化への対応が課題となっている。これらの既存施設の概要は表 2.1.1 に、位置は図 2.1.1 に示すとおりである。

表2.1.1 既存施設の概要

施設名	一宮市環境センター		稲沢市環境センター	
	ごみ焼却施設	リサイクルセンター	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
設置主体	一宮市	一宮市	稲沢市	稲沢市
所在地	一宮市奥町字六丁山 52 番地	一宮市奥町字六丁山 52 番地	稲沢市中野川端町 74 番地	稲沢市中野川端町 74 番地
処理対象区域	一宮市	一宮市	稲沢市	稲沢市
処理能力	450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)	60 t / 5h	180 t / 日 (60 t / 日 × 3 炉)	50 t / 5h
処理方式	全連続燃焼式焼却炉	不燃・粗大ごみ： 破碎・選別・保管 空き缶・金属： (破袋)選別・圧縮・梱包	全連続燃焼式焼却炉	不燃・粗大ごみ： 破碎・選別・保管 (横型回転式破碎機・ 2 軸せん断破碎機)
供用開始	1998 (平成 10) 年 3 月	2013 (平成 25) 年 3 月	2000 (平成 12) 年 3 月	2000 (平成 12) 年 3 月



図2.1.1 既存施設の位置

2.1.3 ごみ処理広域化計画の概要

県の広域化計画では、尾張西部ブロックの構想として一宮市と稲沢市でごみ焼却施設を集約化する方針が定められている。一宮市と稲沢市の間で協議、検討を進め、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」（2025（令和7）年3月）を策定し、「ごみ処理広域化の基本方針」、「広域処理体制の検討」、「ごみ処理広域化の実施計画」などの基本的な方針を示している。このうち、「広域化の基本方針」を以下に示す。

(1) 広域化の基本方針

- ① サークュラーエコノミー（循環経済）を踏まえた、市民や事業者との協働による最適なごみ処理事業を推進する。
- ② 廃棄物のエネルギー源の有効利用と最新の省エネルギー設備の導入等により、脱炭素化社会の実現に貢献する施設を整備する。
- ③ 最終処分量の最小化を図りつつ、環境負荷の少ない安定的なごみ処理体制を目指す。
- ④ 施設の強靱化により、災害時の廃棄物処理にも対応でき、ごみ発電を活用した地域のエネルギー拠点となる、災害に強い施設を整備する。
- ⑤ 市民の利便性を損なわずに、経済性と効率性を確保したごみ処理体制を構築する。

2.1.4 建設候補地の選定経緯

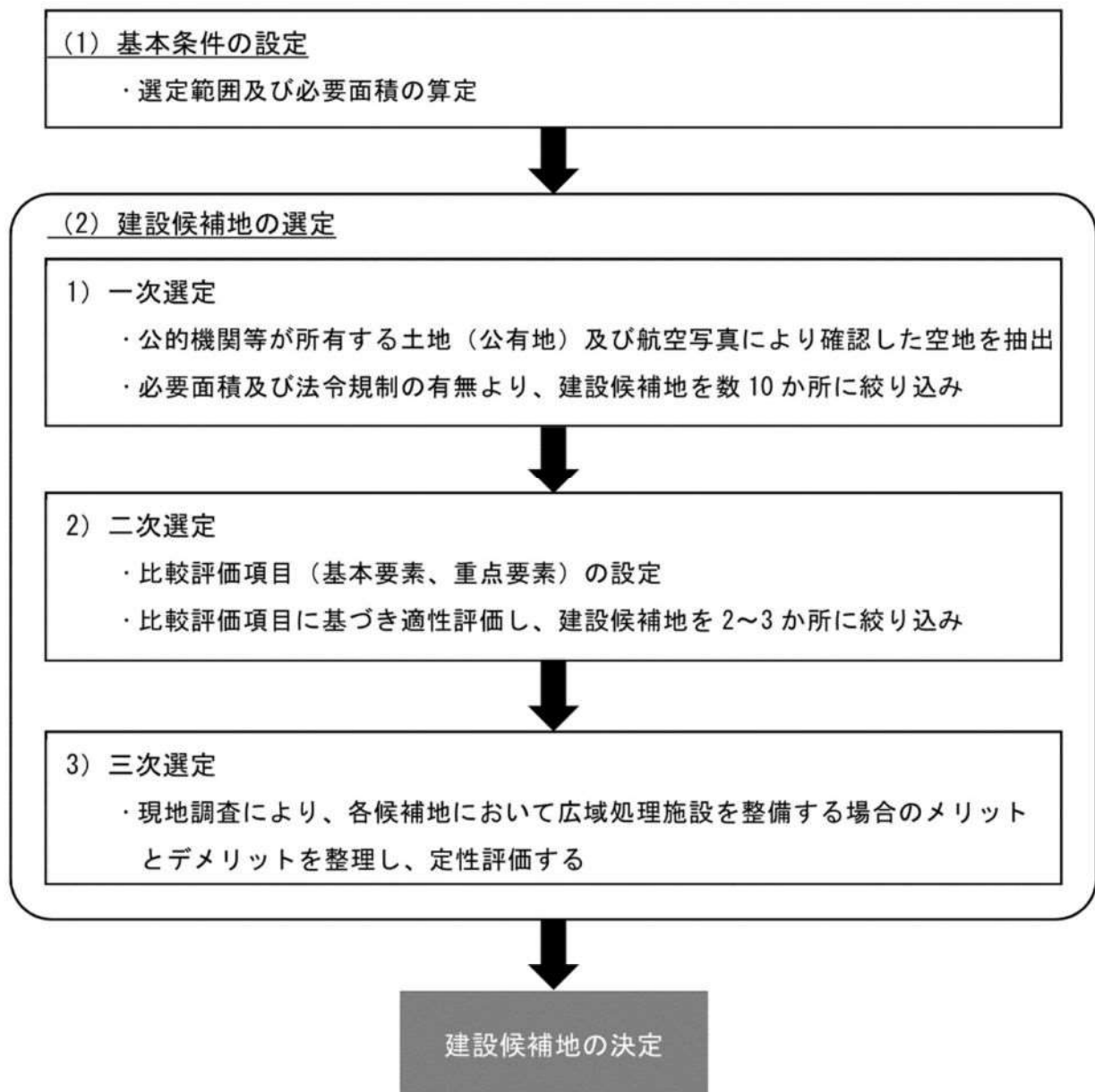
建設候補地は、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」において検討を行い、最終候補地を選定した。建設候補地の選定フローは図 2.1.2 に示すとおりである。

まず、候補地選定にあたり、基本条件となる選定範囲及び必要面積の算定を行った。

一次選定では、面積要件及び法令規制分類に関する除外条件の設定を行い、12 候補地を抽出した。

二次選定では、基本要素 3 項目及び重要要素 4 項目の計 7 項目の比較評価項目で評価を行い、総合評価点が高かった 2 候補地を抽出した。

最後に、三次選定では、現地踏査を行い周辺環境や敷地状況を確認した上で、各建設候補地で広域処理施設を整備する場合のメリット・デメリットを整理して、定性評価を行った。三次選定の結果は、表 2.1.2 に示すとおりである。新たな用地の取得が不要であること、既存インフラ（電気、水道等）の有無、周辺環境の状況（学校や病院等がない）、事業スケジュール等を総合的に鑑みて優位性があることから、建設候補地の「現一宮市環境センターの敷地」を広域処理施設の建設候補地として選定した。



出典：「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」（2025（令和 7）年 3 月 一宮市・稲沢市）

図2. 1. 2 建設候補地の選定フロー

表2.1.2 三次選定結果

項目名	建設候補地
建設候補地名	現一宮市環境センターの敷地
建設候補地概要	現一宮市環境センターの敷地であり、隣接地には衛生処理場・斎場の公共施設がある。2024（令和6）年11月時点で南側の空地や駐車場、奥いきいきセンター敷地が主な候補地である。
メリット	・既存施設の建て替えとなるため、新たに用地を取得する必要が無い。 ・配慮すべき施設（学校や病院等）が敷地周辺に近接していない。 ・環境センターの既存インフラ（電気、水道等）は継続して使用可能となる。 ・敷地周辺の道路幅員は5～7mと比較的広く、広域処理施設建設に際し、新たに道路を整備する必要は無い。 ・広域処理施設の配置計画次第では、既存施設の構内道路及び進入路をそのまま使用可能である。 ・稲沢市から西尾張中央道で約7kmとアクセス性がよい。
デメリット	・現施設を継続稼働しながら、広域処理施設の建設工事に支障となる既存施設（リサイクルセンタースtockヤード、奥いきいきセンター、構内舗装等）の解体・移設・仮設を実施することとなる。 ・特別高圧鉄塔があり、送電線が敷地内を横断しているため、建て替え工事の際は建築の高さ制限を受ける（高さ16mまで。工事用足場、クレーン等を考慮すると高さ制限は12～13m程度）。 ・ハザードマップでは3.0～5.0m未満の浸水想定区域であることから、造成・建設に当たり浸水対策が必要である。
留意事項	広域処理施設の配置・動線計画や施工計画は、既存施設の運転に支障が生じないように検討する必要がある。
総合評価	現一宮市環境センターの敷地内での建て替えとなるため、新たな用地の取得が不要であり、また、電気、水道等の既存インフラや構内道路等を継続して使用可能であることから、周辺環境の状況や事業実施の確実性等を含め総合的に鑑みても、広域処理施設の建設候補地として優位性があると評価される。ただし、広域処理施設の設計・施工は、現施設の稼働継続や送電線等の制約を十分考慮した上で実施する必要がある。

出典：「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」（2025（令和7）年3月 一宮市・稲沢市）を基に作成

2.2 都市施設の内容

2.2.1 都市施設の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業及び既存の衛生処理場（汚物処理場）

2.2.2 都市施設の規模

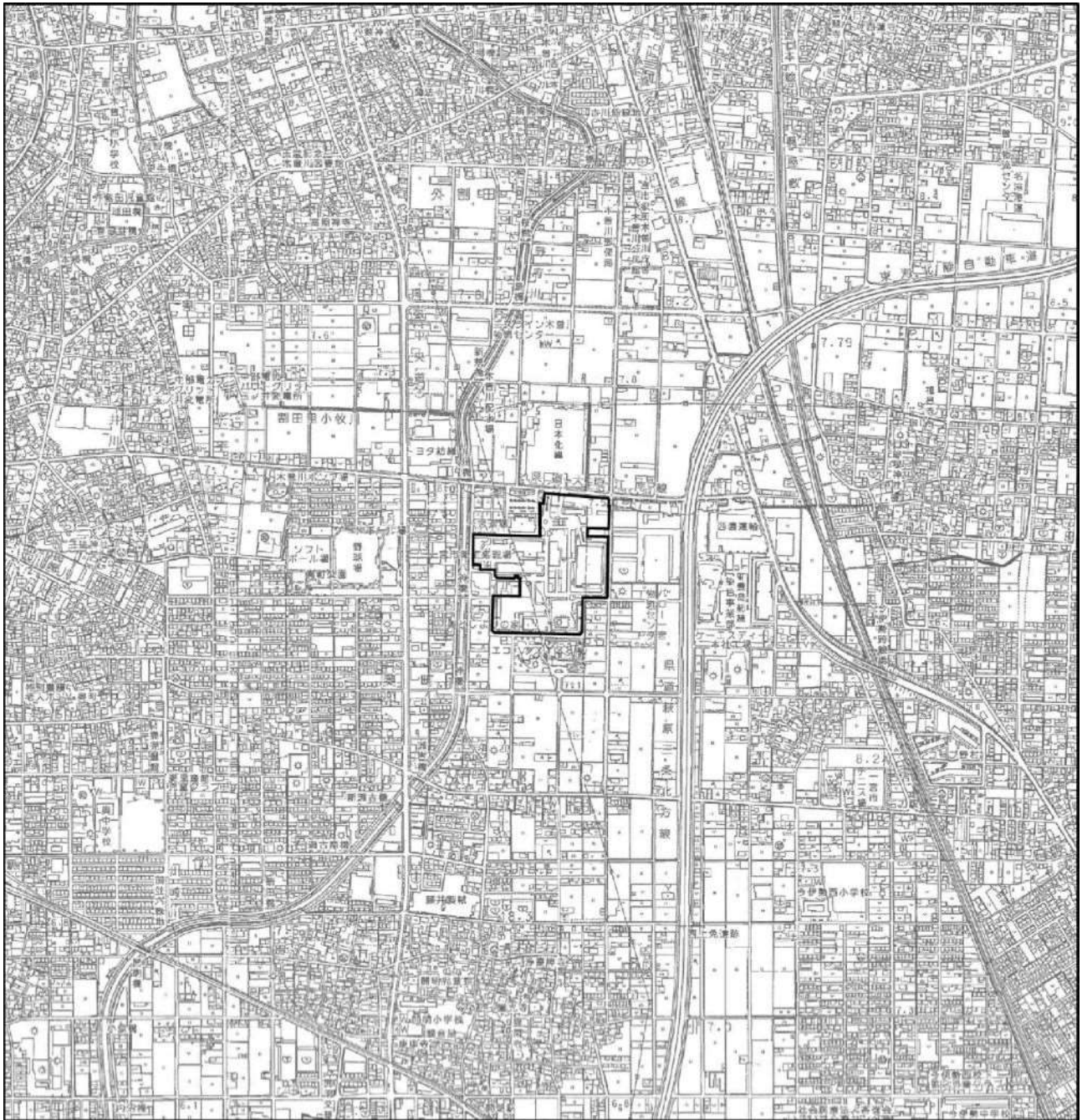
・ごみ焼却施設		処理能力：約 382 t / 日
・衛生処理場	し尿処理施設	処理能力：100kL / 日
	浄化槽汚泥処理施設	処理能力：100kL / 日
	希釈移送施設	処理能力：46.6kL / 日

2.3 都市計画の概略の案

2.3.1 都市施設の位置

位置：一宮市奥町字六丁山地内ほか（図 2.3.1 参照）

面積：約 7.4ha



凡 例

 都市施設の区域

「一宮市一般図 1:10,000 地形図」を加工して作成



図2.3.1 都市施設の位置

2.3.2 都市施設の諸元

2.3.2.1 計画諸元

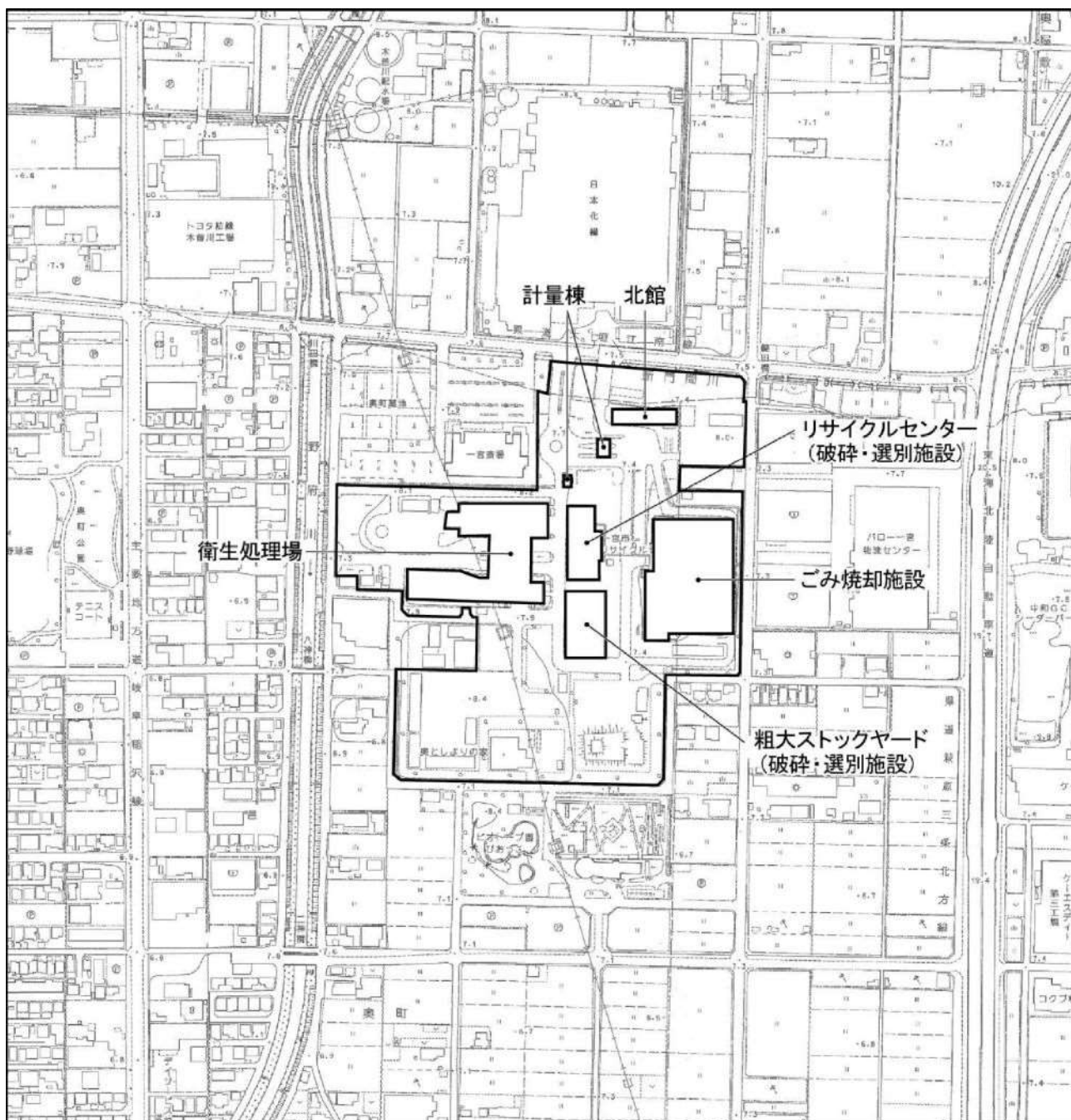
都市施設の区域における既存施設の設備配置は、図 2.3.2 に示すとおりである。都市施設の区域内には現在、ごみ処理施設（ごみ焼却施設、リサイクルセンター）及び衛生処理場が位置している。

本事業は、このうち、既存のごみ処理施設を除却し、新たな施設（以下、「計画施設」という。）を整備するものである。なお、衛生処理場については、継続して施設を利用するものとし、施設の更新は行わない。また、リサイクルセンターのうち、不燃・粗大ごみ処理ラインについては稼働を停止して計画施設内の破砕・選別施設として新設し、空き缶・金属類処理ラインについては継続して施設を利用する。

計画施設及び継続利用する既存施設の諸元は、表 2.3.1 に示すとおりである。

表2.3.1 計画施設等の諸元

処理施設		項 目	計画諸元
新設	ごみ焼却施設	処理能力	約 382 t / 日
		処理方式	未定
		処理対象ごみ	可燃ごみ、可燃残渣、不燃残渣、選別後可燃残渣、 浄化槽・し尿処理汚泥
		公害防止設備	適切な公害防止設備を備えた施設を整備する
		煙突高さ	59m
		運転計画	24 時間連続運転
	破砕・選別施設	処理能力	約 29 t / 日
		処理方式	破砕・選別処理
		処理対象ごみ	可燃性粗大ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、選 別後不燃残渣
		運転計画	5 時間運転
稼働目標年度		2034（令和 16）年度内	
既存	衛生処理場	処理能力	し尿処理施設 ：100kL/日 浄化槽汚泥処理施設：100kL/日 希釈移送施設 ：46.6kL/日
		処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理 希釈混合方式
		処理対象ごみ	し尿、浄化槽汚泥
	リサイクルセンター	処理能力	9 t / 5h
		処理方式	選別
		処理対象ごみ	空き缶・金属類



凡 例

都市施設の区域

「一宮市都市計画基本図 1:2,500」を加工して作成

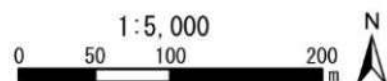


図2.3.2 既存施設の設備配置

2.3.2.2 処理能力の算定

(1) ごみ焼却施設

計画施設の処理能力は約 382 t / 日（24h）を計画している。

① 計画処理量

稼働開始を予定している 2035（令和 17）年度の焼却処理量の想定は表 2.3.2 に示すとおりである。計画施設は一宮市及び稲沢市内の可燃ごみ等の処理を行うため、将来の焼却処理量の設定は、一宮市及び稲沢市の将来の可燃ごみ等の処理量の合計量で行った。

表2.3.2 焼却処理量の想定（2035（令和17）年度）

処理対象物	焼却処理量の想定（t/年）		
	一宮市	稲沢市	計
可燃ごみ	67,859	22,236	90,095
可燃残渣、不燃残渣、選別後可燃残渣、 浄化槽・し尿処理汚泥	7,893	3,105	10,998
計	75,752	25,341	101,093

② 施設規模

施設規模は、1 日あたりに処理する能力を示し、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（環循適発第 24032920 号）に基づき、次式により算定した。算定の結果は、表 2.3.3 に示すとおりである。

$$\text{施設規模} = \text{計画年間日平均処理量} \div \text{実稼働率}$$

- ・実稼働率 = (365 日 - 年間停止日数) ÷ 365 日
年間停止日数については、75 日を上限とする。
- ・算出した施設規模に対し、10%を上限にした災害廃棄物処理量を見込むことができるものとする。

表 2.3.3 施設規模の算定

区分	算定結果
計画年間日平均処理量	= 計画年間日平均処理量 ÷ 366 日 = 101,093 t / 年 ÷ 366 日 ≒ 276 t / 日
実稼働率	= (365 日 - 年間停止日数 75 日) ÷ 365 日 ≒ 0.795
通知に基づく施設規模	= 計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率 ≒ 347 t / 日
災害廃棄物処理量	= 通知に基づく施設規模 × 10% ≒ 34.7 t / 日
災害廃棄物処理量を見込んだ通知に基づく施設規模	= 通知に基づく施設規模 + 災害廃棄物処理量 ≒ 382 t / 日

(2) 衛生処理場

継続して施設を使用するため、既存施設の処理能力で計画する。

2.3.2.3 処理方式の選定

(1) ごみ焼却施設

処理方式については、今後専門家等により構成する委員会において検討を行うこととしている。

(2) 衛生処理場

継続して施設を使用するため、既存施設の処理方式で計画する。

2.3.2.4 公害防止及び環境保全

(1) ごみ焼却施設

① 基本的な考え方

既存施設及び計画施設に係る法令等による規制基準値等を表 2.3.4 に示す。本事業では、周辺環境への影響を可能な限り低減するため、法令遵守とともにより環境に配慮した方策を検討し、法令に基づく基準値に比べ厳しい自主規制値を今後検討する計画である。

表2.3.4 既存施設の法規制値等

項 目		単位	計画施設の 法規制値	既存施設		
				一宮市 環境センター		稲沢市 環境センター
				自主規制値等	法規制値	法規制値
注 1) 排ガス	ばいじん	g/m ³ N	0.04	0.02	0.08	0.08
	硫黄酸化物(SO _x)	—	K 値=9.0	20ppm	K 値=9.0	K 値=9.0
	塩化水素(HCl)	ppm	430 注 2)	20	430	430
	窒素酸化物(NO _x)	ppm	250 注 3)	50	250	250
	ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.1	1	1	5
	水銀	μg/m ³ N	30	50	50	50
悪 臭	臭気指数（敷地境界）	—	18	18		15
騒 音	昼（8 時～19 時）	dB	60	60		60
	朝・夕（6 時～8 時、19 時～22 時）	dB	55	55		55
	夜（22 時～翌 6 時）	dB	50	50		50
振 動	昼間（7 時～20 時）	dB	65	65		65
	夜間（20 時～翌 7 時）	dB	60	60		60

注 1) 排ガス濃度は酸素濃度 12%換算値。

注 2) 塩化水素の排出基準は 700 mg/m³（約 430ppm）。

注 3) 計画施設が「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号）に基づく大気指定工場に該当する場合、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」（平成 18 年 4 月 愛知県）により、昭和 58 年 6 月 15 日以後に設置されるばい煙発生施設については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）第 5 条及び別表第 3 の 2 に定める窒素酸化物の排出基準の 20%以上の低減等が求められる。

② 大気汚染対策

ごみ焼却施設における一般的な大気汚染防止対策として、窒素酸化物及びダイオキシン類については主に燃焼管理による排出抑制を行い、その他の物質及びダイオキシン類の除去には、ろ過式集じん機（バグフィルタ）と薬剤（消石灰や活性炭等）噴霧の併用による排ガス処理が行われている。本施設についても、これらの対策を基本とし、具体的な排ガス処理方法を今後、検討していく計画としている。

③ 水質汚濁対策

水質汚濁防止対策として、雨水を除き、場内で発生するプラント排水については、排水処理を行ったのち場内で再利用し、残りは下水道放流、生活排水については下水道放流する計画であり、公共用水域への排水は行わない。雨水は、既存の水路等を通じて野府川へ放流する計画である。

なお、給水には、プラント用水は井水、生活用水は上水を利用する計画である。

給排水のフローは図 2.3.3 に示すとおりである。

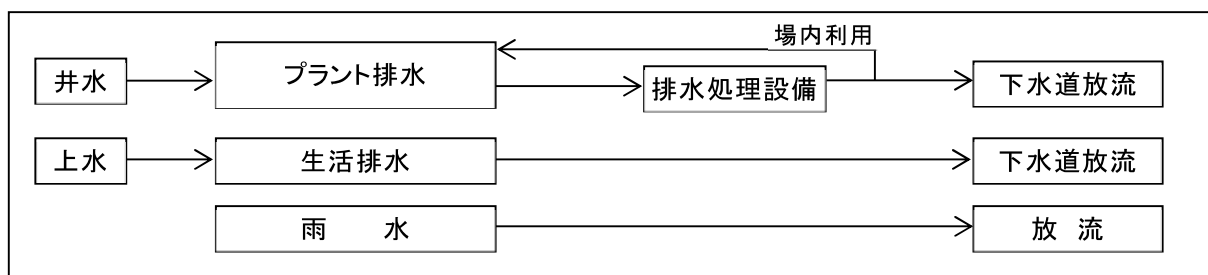


図2.3.3 給排水フロー図

④ 工事中の環境保全対策

a) 排出ガス及び騒音・振動対策

建設機械は、可能な限り排出ガス対策型及び低騒音型の建設機械を使用する。また、建設機械の集中稼働を避け、効率的運用に努める。

工事用車両については、より低公害・低燃費車両の使用に努めるとともに、エコドライブ等を励行するよう指導・監督を行う。また、車両が集中しないよう工程の管理等を行う。

b) 粉じん対策

工事中は建設機械の稼働等による砂の巻き上げや土砂等の飛散を防止するため、施工区域をフェンス等により仮囲いする。また、適宜散水を行って粉じんの飛散を防止する。

c) 濁水等対策

雨水等の排水については、仮設沈砂池等を設け、適正に処理を行ったのち、既存の水路等へ放流する。また、アルカリ性排水が発生する場合には、場内で pH 調整を行ったのち、既存の水路等へ放流する計画である。

d) 廃棄物等対策

工事に伴って発生する廃棄物等については、種類に応じた分別を徹底し、適正に再資源化、処理及び処分を行う。

e) 土壌汚染対策

本事業は「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年愛知県条例第 7 号）の対象となることから、法令に基づき必要な調査を今後実施する。

(2) 衛生処理場

排水基準（管理基準）は以下のとおりとする。

pH	5.8～8.6
BOD	日間平均 10mg/L 以下
COD	日間平均 10mg/L 以下
SS	日間平均 10mg/L 以下
全窒素	日間平均 10mg/L 以下
全リン	日間平均 1mg/L 以下
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL 以下

2.3.2.5 収集運搬関連

(1) ごみ焼却施設

① 収集区域

廃棄物の収集区域は、一宮市及び稲沢市の全域とする。

② ごみ収集車等の主な走行経路

ごみ収集車等の関係車両の想定される主な走行経路は図 2.3.4 に示すとおりである。

一般県道名古屋一宮線、一般県道萩原三条北方線及び主要地方道岐阜稲沢線から一般県道大垣江南線を通して都市施設の区域へ進入する。

また、2024（令和 6）年度における一宮市環境センターへのごみ収集車等の関係車両は、日平均で約 500 台である。なお、稲沢市から計画施設へのごみ収集車等の関係車両は、日平均で 80 台程度を想定する。

(2) 衛生処理場

① 収集区域

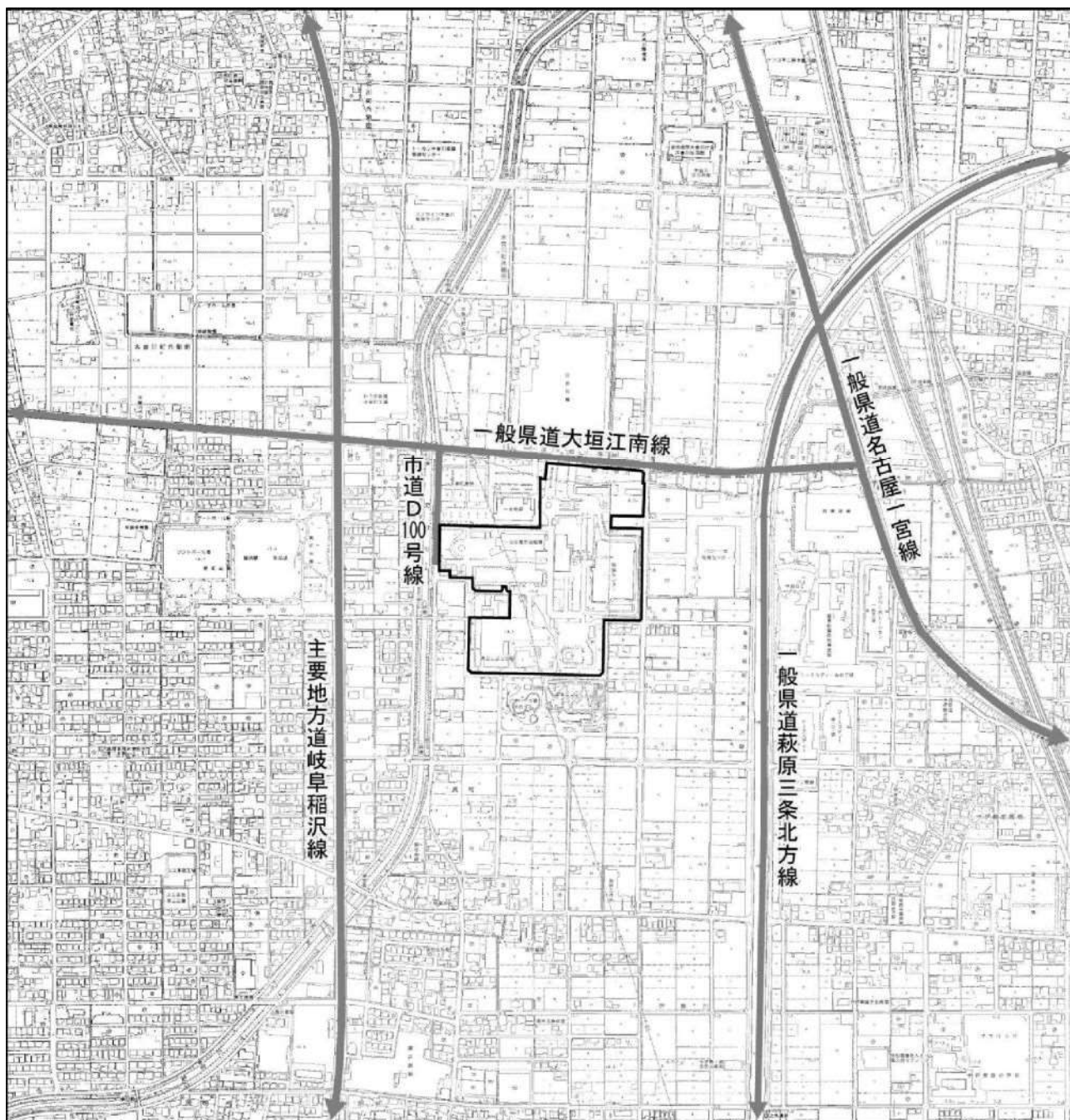
廃棄物の収集区域は、一宮市とする。

② 関係車両の主な走行経路

関係車両の主な走行経路は図 2.3.4 に示すとおりである。

一般県道名古屋一宮線、一般県道萩原三条北方線及び主要地方道岐阜稲沢線から一般県道大垣江南線及び市道 D100 号線を通して都市施設の区域へ進入する。

また、衛生処理場への関係車両は、日平均で約 120 台である。



凡 例

都市施設の区域

主要走行経路

「一宮市都市計画基本図 1:2,500」を加工して作成

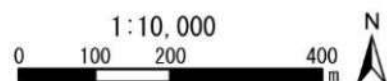


図2.3.4 関係車両の主要走行

2.3.3 都市施設に係る工事計画の概要

本事業における工事工程は、表 2.3.5 に示すとおりである。

本事業の工事は、施設建設のための土木・建築工事、プラント設備工事及び外構工事を予定している。

また、工事用車両の主な走行経路はごみ収集車と同様であると想定され、図 2.3.4 に示したとおりである。

表2.3.5 工事工程表（予定）

年度 項目	2030 (令和 12) 年度 (1 年目)	2031 (令和 13) 年度 (2 年目)	2032 (令和 14) 年度 (3 年目)	2033 (令和 15) 年度 (4 年目)	2034 (令和 16) 年度 (5 年目)	2035 (令和 17) 年度 (6 年目)
設計						
土木・建築工事						
プラント設備工事						
外構工事						
試運転						
供用						

2.3.4 複数の都市計画の概略の案の設定

「環境影響評価指針」（平成 11 年愛知県告示第 445 号）に基づき、本事業における複数案について検討した結果、事業の位置については前掲「2.1.4 建設候補地の選定経緯」に示したとおり、規模については前掲「2.3.2 都市施設の諸元」に示したとおり、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」等において既に検討が行われていることから、位置及び規模に関する複数案の設定は行わず、施設の配置及び構造等について複数案を設定する。

複数案の設定について検討した結果は、次に示すとおりである。

(1) 都市施設の位置・区域（対象事業実施想定区域）

都市施設の位置については、前掲「2.1.4 建設候補地の選定経緯」に示したとおり、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」において候補地選定が行われ、公表されているため、一宮市奥町字六丁山地内ほかの 1 案とする。

区域については、既存施設用地、駐車場、ストックヤード、衛生処理施設等として整備・利用されている約 7.4ha の 1 案とする。

なお、この区域内で既存施設を稼働しながら新施設の建設を行うことが可能であることを確認している。

(2) 事業の規模（処理能力）

ごみ焼却施設の処理能力は、前掲「2.3.2 都市施設の諸元」に示したとおり検討されているため、約 382 t/日の 1 案とする。

(3) 施設の規模・配置

建屋の規模について、メーカーへのヒアリング結果や類似事例などを参考に、想定される最大の大きさとして、表 2.3.6 に示すとおり設定する。

表2.3.6 設定した建屋の規模

項目		規模
建屋	縦（短辺）	57m
	横（長辺）	115m
	高さ	40m

施設の配置について、既存施設の稼働を継続しながら新施設の建設を行うことから、計画施設の配置は概ね限られるが、その中で建屋の配置について複数案を設定することとし、A 案（敷地南西側配置）、B 案（敷地南東側配置）及び C 案（敷地北東側配置）の 3 案とする。

設定した複数案は、図 2.3.5(1)、(2)に示すとおりである。

(4) 施設の構造等

① 処理方式

処理方式は、前掲「2.3.2 都市施設の諸元」に示したとおり、今後専門家等により構成する委員会において検討を行うこととしているため、処理方式の複数案は設定せず、どの処理方式でも対応可能な計画内容を前提とする。

② 煙突の高さ

煙突高さについては、既存施設は 59m であるが、これまで環境面で問題が生じていないことや、煙突を高くすることによるコストや景観面への影響等を勘案し、既存施設と同様の 59m の 1 案とする。

なお、本事業は、既存施設の老朽化が進む中、4R（発生抑制、再使用、再生利用、発生回避）の推進によるごみ減量施策にも限界があり、また、「尾張西部ごみ焼却処理等広域化計画」において、一宮市及び稲沢市の施設を統合することとしていることから、ゼロ・オプション（当該事業を実施しない案）は設定しない。

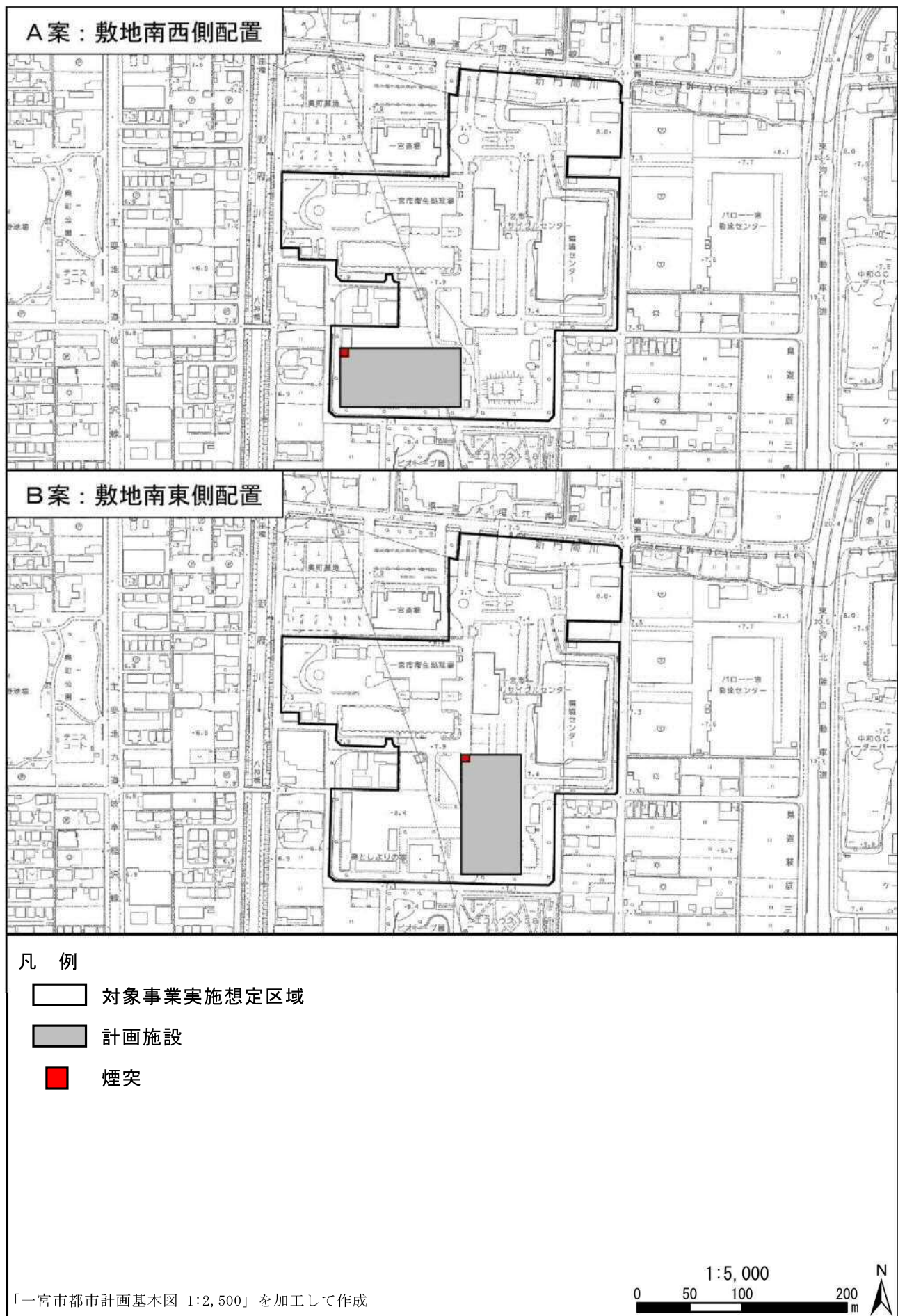


図2.3.5(1) 設定した複数案

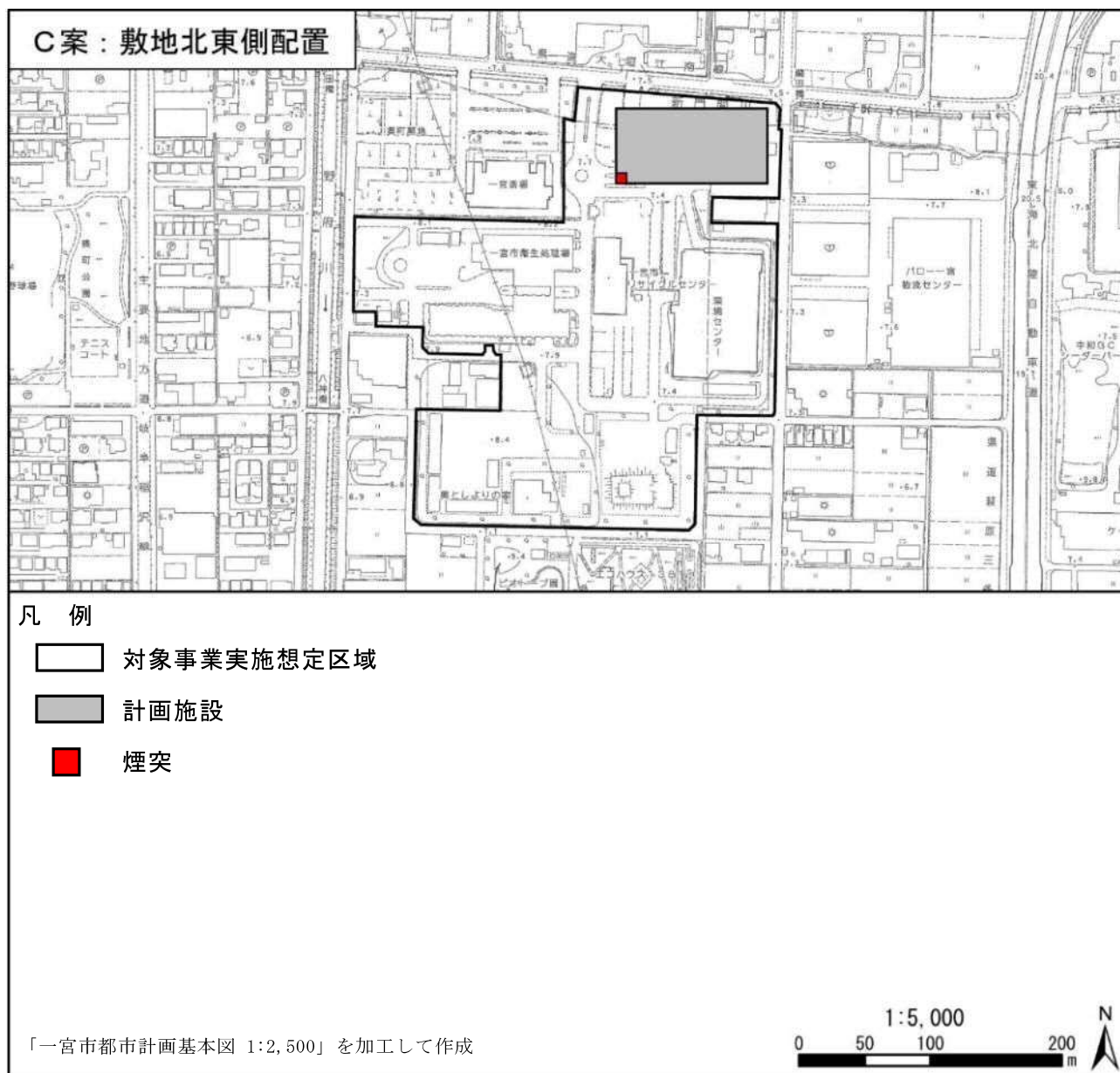


図2.3.5(2) 設定した複数案

第 3 章 都市施設の区域及びその周囲の概況

第3章 都市施設の区域及びその周囲の概況

都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という。）を把握するにあたっては、図 3.1 に示す範囲（以下、「対象事業実施想定区域及びその周囲」という。）を基本とし、適宜、調査対象項目により適切な範囲を設定した。

なお、対象事業実施想定区域及びその周囲の範囲は対象事業実施想定区域から概ね半径 2.5km を基本としており、設定にあたっては本事業による環境への影響が最も広範囲に及ぶものとして考えられる煙突排出ガスの最大着地濃度出現予想距離をもとに、次の点を勘案して設定した。

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月環境省）において、煙突排出ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね 2 倍を見込んで設定した例が示されている。
- ・類似事例（処理能力：196t/日～660t/日、煙突実体高：59m～100m）の各事業者が実施したシミュレーションにおいて、年平均値の最大着地濃度出現予想距離が概ね 1km 程度の結果であった。

また、市町村単位で公表されている統計資料等については、愛知県一宮市の全域を範囲とした。



図 3.1 対象事業実施想定区域及びその周囲

3.1 自然的状況

3.1.1 気象・大気質その他の大気に係る環境の状況

3.1.1.1 気象

対象事業実施想定区域の位置する一宮市は、「いちのみやの環境 2025 年版(2024 年度実績)」(2025 年 10 月 一宮市)によると、気候は比較的温暖で、年平均気温は 17℃前後、年間降水量は約 1,500 mmとなっている。夏はかなり蒸し暑くなり、冬は「伊吹おろし」と呼ばれる、冷たく乾いた季節風が吹き、雪が降ることもあるとされている。

対象事業実施想定区域及びその周囲には気象観測所が存在しないため、観測所までの距離や測定項目、周辺の地形等を勘案し、対象事業実施想定区域から東南東に約 8km の位置にある一宮地域雨量観測所の観測結果により降水量を、南西に約 14 kmの位置にある愛西地域気象観測所の観測結果により、気温、降水量、風向・風速及び日照時間を把握した。

各観測所の位置は、図 3.1.1 に示すとおりである。



図 3.1.1 気象観測地点

(1) 気温・降水量

① 一宮地域雨量観測所

一宮地域雨量観測所における 2021（令和 3）～2025（令和 7）年の月別降水量は表 3.1.1 に示すとおりである。また、降水量の変化は、図 3.1.2 に示すとおりである。

2021（令和 3）～2025（令和 7）年の 5 年平均値は、年間降水量が 1,734.8mm であり、月別降水量は 8 月が 258.3mm で最も多く、1 月が 36.2mm で最も少なくなっている。

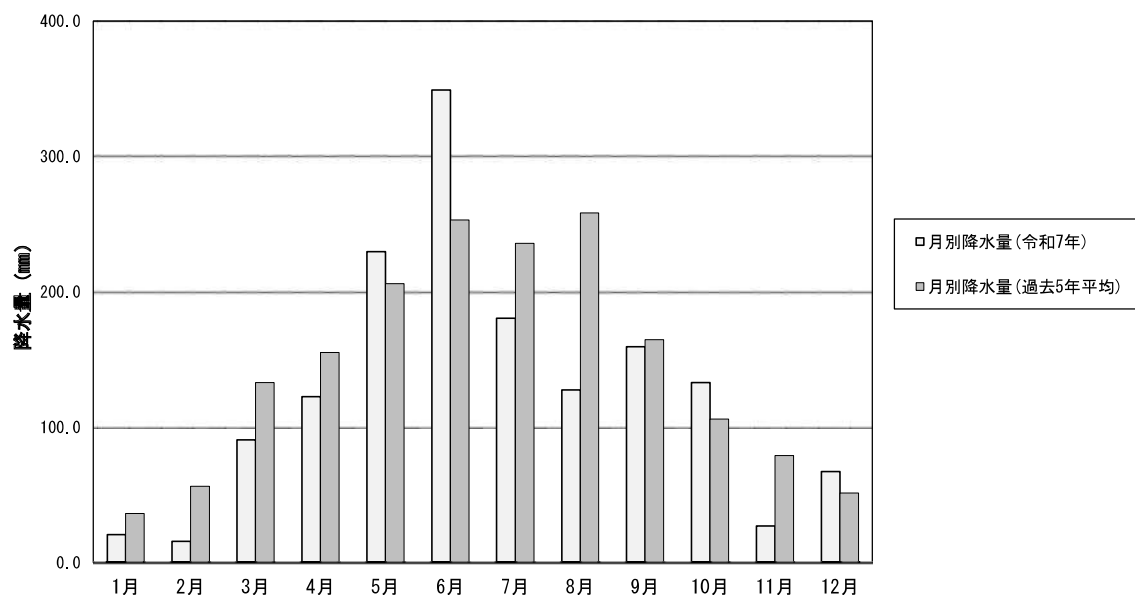
表 3.1.1 一宮地域雨量観測所における月別降水量（2021（令和3）～2025（令和7）年）

単位：mm

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年 間 降 水 量
2021 （令和 3）年	64.0 ^注	40.0	185.5	184.5	211.5	170.0	182.5	352.5	235.0	68.0	53.0	87.0	1,833.5
2022 （令和 4）年	24.5	30.5	97.0	104.0	158.0	143.0	493.5	240.0	212.0	73.5	111.0	30.0	1,717.0
2023 （令和 5）年	30.5	47.0	77.5	189.5	222.0	360.0	91.0	208.5	150.0	116.0	75.5	71.5	1,639.0
2024 （令和 6）年	41.5	148.0	213.5	175.0	209.5	244.0	232.0	363.0	66.5	140.0	128.0	1.5	1,962.5
2025 （令和 7）年	20.5	15.5	90.5	122.5	229.5	349.0	180.5	127.5	159.5	133.0	27.0	67.0	1,522.0
平均値	36.2	56.2	132.8	155.1	206.1	253.2	235.9	258.3	164.6	106.1	78.9	51.4	1,734.8

注))：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ウェブサイト）



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ウェブサイト）

図 3.1.2 一宮地域雨量観測所における月別降水量（2021（令和3）～2025（令和7）年）

② 愛西地域気象観測所

愛西地域気象観測所における 2021 (令和 3) ～2025 (令和 7) 年の月別平均気温は表 3.1.2 に、月別降水量は表 3.1.3 に示すとおりである。また、月別平均気温及び降水量の変化は、図 3.1.3 に示すとおりである。

2021 (令和 3) ～2025 (令和 7) 年の 5 年平均値は、年間平均気温が 16.6℃であり、月別平均気温は 8 月が 28.7℃で最も高く、1 月が 4.6℃で最も低くなっている。

また、降水量については、5 年平均値は年間降水量が 1,831.9mm であり、月別降水量は 7 月が 266.3mm で最も多く、1 月が 37.8mm で最も少なくなっている。

表 3.1.2 愛西地域気象観測所における月別平均気温 (2021 (令和3) ～2025 (令和7) 年)

単位：℃

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年 間 平均値
2021 (令和 3) 年	4.5) 注	6.8	11.1	14.3	18.7	23.1	27.1	27.2	23.4	19.1	12.1	6.6	16.2
2022 (令和 4) 年	3.5	3.8	10.1	15.9	18.8	23.8	27.0	27.8	25.3	17.5	13.7	6.1	16.1
2023 (令和 5) 年	4.7	5.9	11.6	15.0) 注	19.5	23.3	28.2	28.9	26.6	17.5	12.7	7.7	16.8
2024 (令和 6) 年	5.3	7.5	8.2	16.8	19.0	23.3	28.4	29.5	27.5	20.6	13.7	6.2	17.2
2025 (令和 7) 年	4.9	4.2	9.6	15.0	19.2	24.2	29.0	29.9	26.5	19.3	11.8	7.4	16.8
平 均 値	4.6	5.6	10.1	15.4	19.0	23.5	27.9	28.7	25.9	18.8	12.8	6.8	16.6

注))：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ウェブサイト）

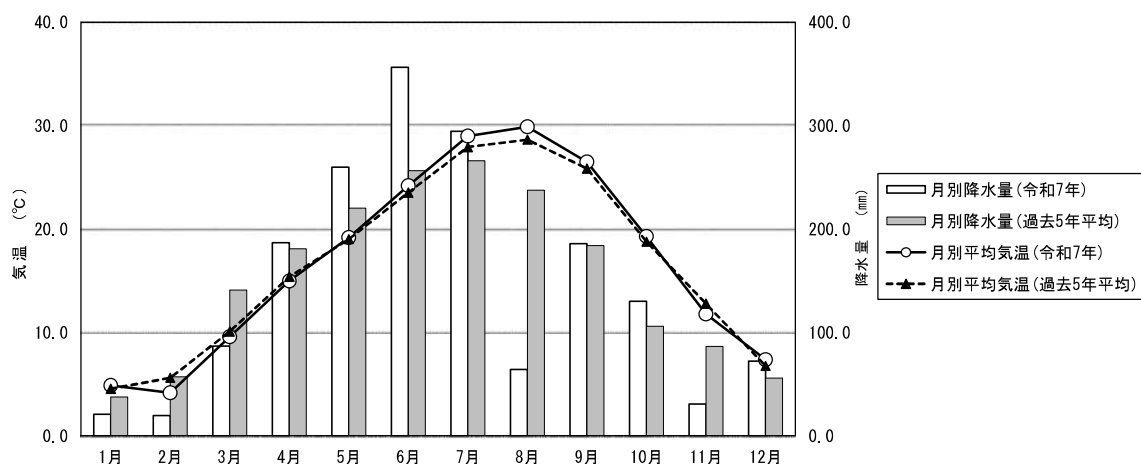
表 3.1.3 愛西地域気象観測所における月別降水量 (2021 (令和3) ～2025 (令和7) 年)

単位：mm

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年 間 降水量
2021 (令和 3) 年	64.5) 注	46.5	218.0	211.5	241.5	155.0	205.5	335.5	259.5	65.0	68.5	110.5	1,981.5
2022 (令和 4) 年	27.0	32.5	91.0	105.5	187.5	142.0	494.0	185.0	287.5	80.0	125.5	32.5	1,790.0
2023 (令和 5) 年	31.5	44.0	78.0	218.0) 注	212.5	355.0	105.5	213.0	109.5	102.5	77.5	64.5	1,611.5
2024 (令和 6) 年	45.0	144.0	231.5	184.5	201.0	274.5	232.0	390.5	78.5	153.0	130.5	1.0	2,066.0
2025 (令和 7) 年	21.0	20.0	87.0	187.0	260.0	356.5	294.5	64.5	186.0	130.5	31.0	72.5	1,710.5
平 均 値	37.8	57.4	141.1	181.3	220.5	256.6	266.3	237.7	184.2	106.2	86.6	56.2	1,831.9

注))：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ウェブサイト）



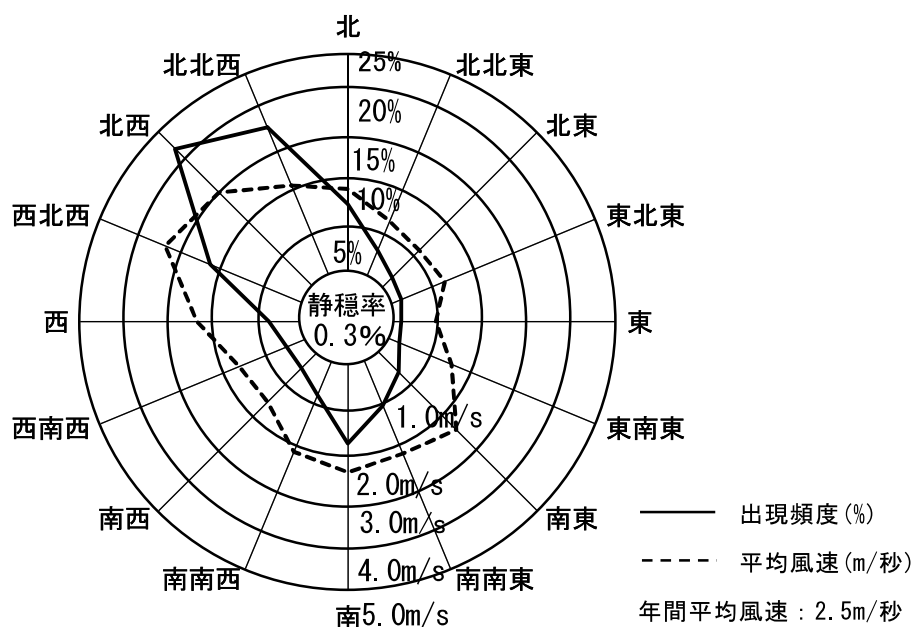
出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ウェブサイト）

図 3.1.3 愛西地域気象観測所における月別平均気温及び降水量
(2021 (令和3) ~2025 (令和7) 年)

(2) 風向・風速

愛西地域気象観測所における 2025 (令和7) 年の風配図は、図 3.1.4 に示すとおりである。

2025 (令和7) 年の風配図をみると、風向出現頻度は北西の風が 22.4%と最も多く、年間平均風速は 2.5m/秒となっている。



風向	北	北北東	北東	東北東	東	東南東	南東	南南東
出現頻度 (%)	8.2	3.7	2.0	1.5	1.0	1.2	3.0	5.2
平均風速 (m/秒)	2.0	1.4	1.3	1.4	1.0	1.5	2.4	2.2
風向	南	南南西	南西	西南西	西	西北西	北西	北北西
出現頻度 (%)	8.7	3.9	2.4	2.4	3.8	11.7	22.4	18.6
平均風速 (m/秒)	2.4	2.2	1.6	1.6	2.4	3.4	3.1	2.3

注) 静穏：0.2m/秒以下。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ウェブサイト）

図 3.1.4 愛西地域気象観測所における風向・風速及び出現頻度 (2025 (令和7) 年)

(3) 日照時間

愛西地域気象観測所における2021（令和3）～2025（令和7）年の月別日照時間は、表 3.1.4 及び図 3.1.5 に示すとおりである。

2021（令和3）～2025（令和7）年の5年平均値は、年間日照時間が2,222.0時間であり、月別日照時間は7月が226.9時間で最も長く、12月が157.6時間で最も短くなっている。

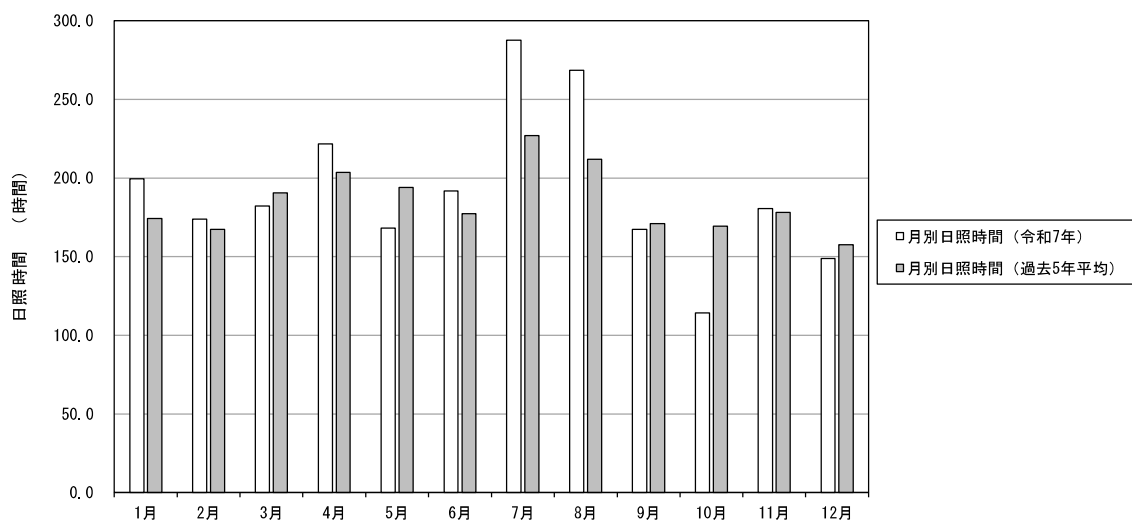
表 3.1.4 愛西地域気象観測所における月別日照時間（2021（令和3）～2025（令和7）年）

単位：時間

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間日照時間
2021 （令和3）年	145.9） ^注	173.5	183.8	218.7	152.2	166.1	184.4	156.6	132.6	197.2	196.9	154.9	2,062.8
2022 （令和4）年	179.3	159.4	186.7	200.1	211.0	210.3	202.9	163.2	166.5	182.2	181.9	143.5	2,187.0
2023 （令和5）年	178.5	178.4	207.7	204.2	229.1	123.2	258.5	202.0	178.8	207.2	180.2	184.7	2,332.5
2024 （令和6）年	167.9	151.9	192.4	173.6	209.9	194.8	201.1	269.0	210.6	146.3	150.5	155.8	2,233.8
2025 （令和7）年	199.4	174.0	182.1	221.7	168.1	191.7	287.7	268.3	167.2	114.3） ^注	180.6	148.9	2,304.0
平均値	174.2	167.4	190.5	203.7	194.1	177.2	226.9	211.8	171.1	169.4	178.0	157.6	2,222.0

注） ）：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値（資料が欠けていない）と同等に扱う（準正常値）。

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ウェブサイト）



出典：「過去の気象データ検索」（気象庁ウェブサイト）

図 3.1.5 愛西地域気象観測所における月別日照時間（2021（令和3）～2025（令和7）年）

3.1.1.2 大気質

対象事業実施想定区域及びその周囲の大気質については、図 3.1.6 に示す範囲に位置する大気汚染常時監視測定局 4 局（一宮市松降通、一宮市小信中島、一宮市木曽川町、一宮市平島）における大気質の測定結果を用いて把握した。一宮市松降通、一宮市小信中島、一宮市木曽川町は一般環境大気測定局、一宮市平島は自動車排出ガス測定局である。常時監視測定項目は表 3.1.5(1)に示すとおりである。

ダイオキシン類について最寄りの測定は、表 3.1.5(2)に示すとおり一宮市松降通大気測定局で、降下ばいじん量については、表 3.1.5(3)に示すとおり清須保健所一宮詰所で測定が実施されている。

ダイオキシン類及び降下ばいじん量測定の位置は、図 3.1.6 に示すとおりである。

表 3.1.5(1) 各大気汚染常時監視測定局における常時監視測定項目（2025（令和7）年度）

種別 ^{注)}	測定局	測定項目					対象事業実施想定区域からの距離
		二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	浮遊粒子状物質 (SPM)	光化学オキシダント (Ox)	微小粒子状物質 (PM2.5)	
一般局	一宮市松降通	○	○	○	○	○	約3.4km
	一宮市小信中島	—	○	○	○	○	約3.8km
	一宮市木曽川町	—	○	○	○	○	約1.4km
自排局	一宮市平島	—	○	○	○	○	約9.8km

注) 種別 一般局：一般環境大気測定局 自排局：自動車排出ガス測定局（以下の表についても同様。）

出典：「2025 年度 大気汚染調査結果」（2026 年 6 月 愛知県）

表 3.1.5(2) ダイオキシン類測定地点（2025（令和7）年度）

測定地点	ダイオキシン類
一宮市松降通大気測定局 (一宮市松降通7丁目27-5)	○

出典：「2025 年度におけるダイオキシン類の環境調査及び事業者による測定の結果について」（愛知県ウェブサイト）

表 3.1.5 (3) 降下ばいじん量測定地点（2025（令和7）年度）

測定地点	降下ばいじん量
清須保健所一宮詰所 (一宮市古金町一丁目3)	○

出典：「降下ばいじん調査結果」（愛知県ウェブサイト）



図 3.1.6 大気汚染常時監視測定局の位置

(1) 二酸化硫黄 (SO₂)

対象事業実施想定区域及びその周囲の一般環境大気測定局における二酸化硫黄の 2025（令和 7）年度の測定結果は表 3.1.6 に、過去 5 年間の経年変化は図 3.1.7 に示すとおりである。

2025（令和 7）年度の測定結果をみると、環境基準（短期的評価及び長期的評価）を達成している。

また、日平均値の 2%除外値^{注)}の経年変化をみると、過去 5 年間に於いて環境基準を達成しており、年平均値は概ね横ばいとなっている。

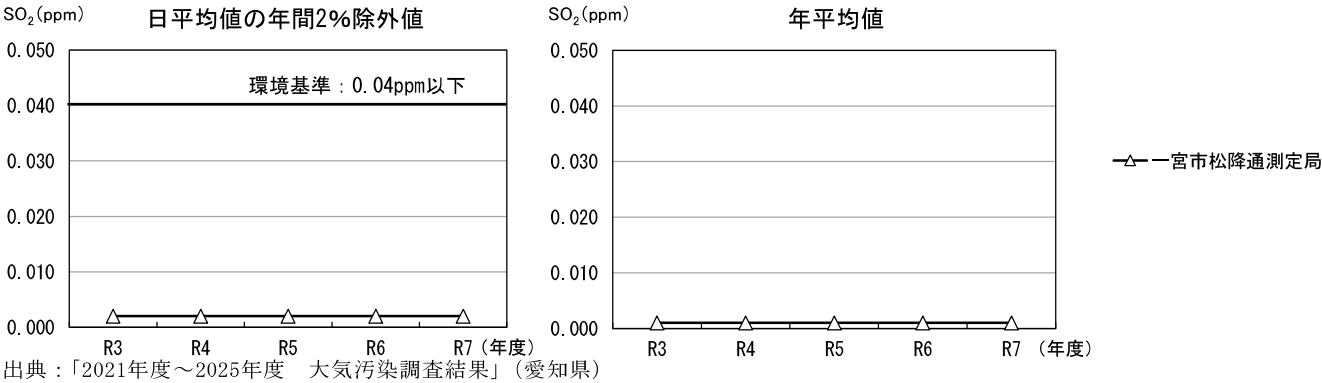
注) 1 年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く）を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2%分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値。

表 3.1.6 二酸化硫黄の測定結果（2025（令和 7）年度）

種別	測 定 局	年平均値	短期的評価				長期的評価		環境基準との比較 ^{注)}
			1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		日平均値の 2% 除外値	1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(有×・無○)	(達成○・非達成×)
一般局	一宮市松降通	0.001	0	0.0	0	0.0	0.002	○	○

注) ○は長期的評価による環境基準（日平均値の 2%除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続していないこと）達成局。

出典：「2025年度 大気汚染調査結果」（2026年6月 愛知県）



出典：「2021年度～2025年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.7 二酸化硫黄の経年変化

(2) 二酸化窒素 (NO₂)

対象事業実施想定区域及びその周囲の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における二酸化窒素の2025（令和7）年度の測定結果は表 3.1.7 に、過去5年間の経年変化は図 3.1.8 に示すとおりである。

2025（令和7）年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準（長期的評価）を達成している。

また、日平均値の年間98%値^{注）}の経年変化をみると、過去5年間に於いてすべての測定局で環境基準を達成しており、年平均値は概ね横ばい傾向となっている。

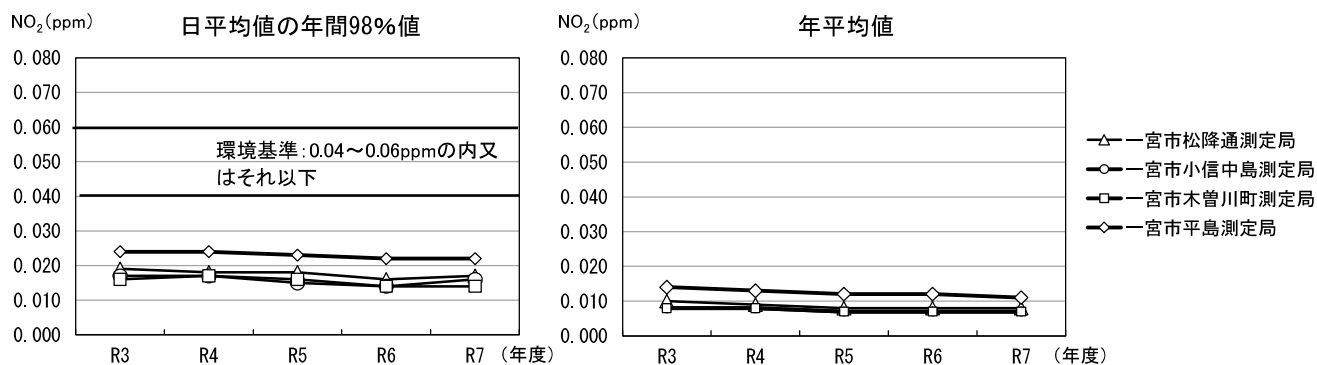
注）1年間に測定されたすべての日平均値（欠測日を除く。）を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて98%目に該当する日平均値。

表 3.1.7 二酸化窒素の測定結果（2025（令和7）年度）

種別	測 定 局	年平均値	環境基準との比較				1 時間値 の最高値	長期的評価	
			1 日平均値が 0.06ppm を 超えた日数とそ の割合		1 日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の 日数とその割合			日平均値 の年間 98%値	環境基準 との 比較 ^{注)}
		(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(達成○・ 非達成×)
一般局	一宮市松降通	0.008	0	0.0	0	0.0	0.039	0.017	○
	一宮市小信中島	0.007	0	0.0	0	0.0	0.036	0.016	○
	一宮市木曽川町	0.007	0	0.0	0	0.0	0.039	0.014	○
自排局	一宮市平島	0.011	0	0.0	0	0.0	0.047	0.022	○

注）○は長期的評価による環境基準（日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。）達成局。

出典：「2025年度 大気汚染調査結果」（2026年6月 愛知県）



出典：「2021年度～2025年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.8 二酸化窒素の経年変化

(3) 浮遊粒子状物質（SPM）

対象事業実施想定区域及びその周囲の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質の2025（令和7）年度の測定結果は表 3.1.8 に、過去5年間の経年変化は図 3.1.9 に示すとおりである。

2025（令和7）年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準（短期的評価及び長期的評価）を達成している。

また、日平均値の年間2%除外値の経年変化をみると、過去5年間に於いてすべての測定局で環境基準（長期的評価）を達成しており、年平均値は概ね横ばいとなっている。

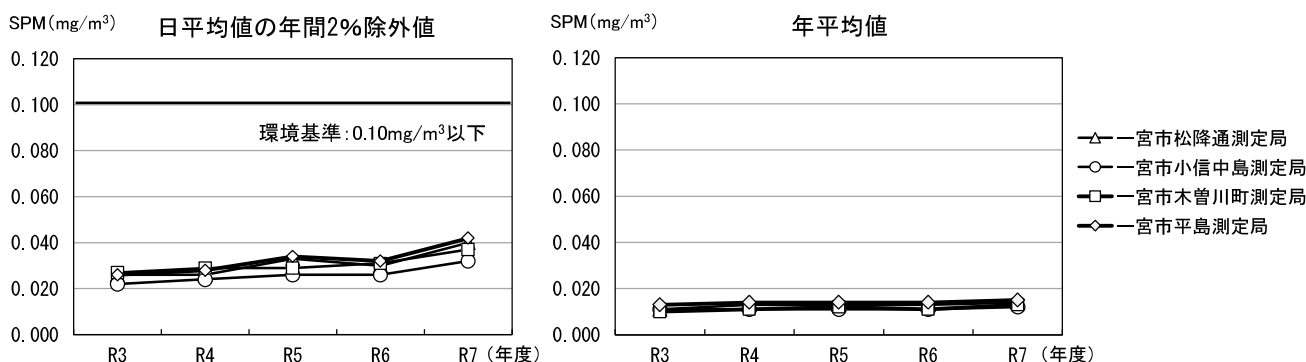
表 3.1.8 浮遊粒子状物質の測定結果（2025（令和7）年度）

種別	測定局	年平均値	短期的評価					長期的評価		
			1時間値が 0.20mg/m ³ を超 えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超 えた日数と その割合		環境基準 との比較 注1)	日平均値 の年間 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日が 2日以上連続 したことの有無	環境基準 との比較 注2)
		(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(達成○・ 非達成×)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(達成○・ 非達成×)
一般局	一宮市松降通	0.014	0	0.0	0	0.0	○	0.040	○	○
	一宮市小信中島	0.012	0	0.0	0	0.0	○	0.032	○	○
	一宮市木曽川町	0.013	0	0.0	0	0.0	○	0.037	○	○
自排局	一宮市平島	0.015	0	0.0	0	0.0	○	0.042	○	○

注1) ○は短期的評価による環境基準（1時間値が0.20mg/m³以下で、かつ、1日平均値が0.10mg/m³以下であること。）達成局。

注2) ○は長期的評価による環境基準（日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下で、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続していないこと。）達成局。

出典：「2025年度 大気汚染調査結果」（2026年6月 愛知県）



出典：「2021年度～2025年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.9 浮遊粒子状物質の経年変化

(4) 光化学オキシダント (O_x)

対象事業実施想定区域及びその周囲の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における、光化学オキシダントの2025（令和7）年度の測定結果は表 3.1.9 に、過去5年間の経年変化は図 3.1.10 に示すとおりである。

2025（令和7）年度の光化学オキシダントの昼間の年平均値は0.031～0.037ppmである。また、昼間の1時間値の最高値をみると、すべての測定局において環境基準を達成していない。

また、経年変化をみると、過去5年間に於いて、昼間年平均値は概ね横ばいとなっており、昼間の1時間値の最高値は、すべての測定局で環境基準非達成の状況である。

なお、光化学オキシダントについて環境基準の達成状況が低いのは、当該地域特有ではなく全国的な傾向である。

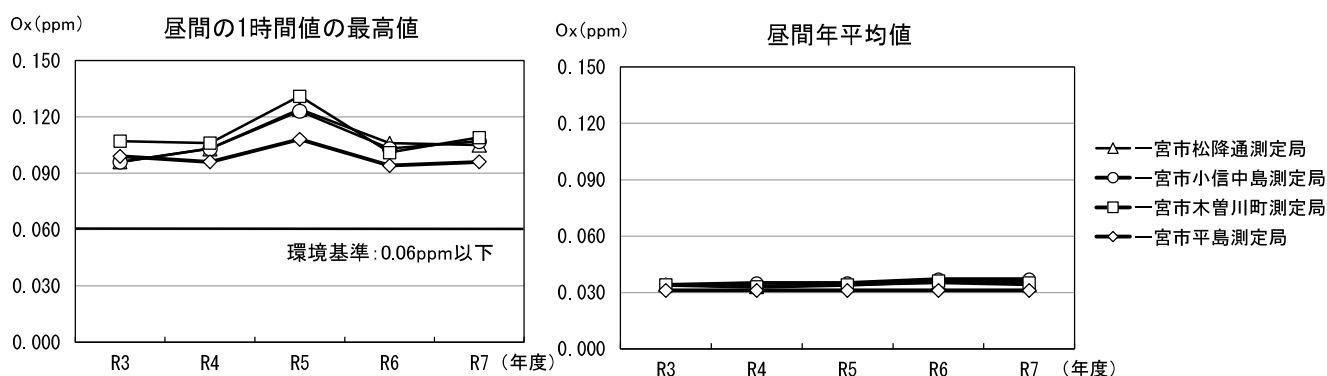
表 3.1.9 光化学オキシダントの測定結果（2025（令和7）年度）

種別	測 定 局	昼間 年平均 値	短期的評価					昼間の 1 時間値の 最高値
			昼間 ^{注 1)} の 1 時間値が 0.06ppm を 超えた時間数及び日数とその割合			環境基準との 比較 ^{注 2)}		
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(達成○・非達成×)	(ppm)
一般局	一宮市松降通	0.034	380	7.0	83	22.7	×	0.105
	一宮市小信中島	0.037	387	7.1	89	24.4	×	0.107
	一宮市木曽川町	0.035	372	6.8	86	23.6	×	0.109
自排局	一宮市平島	0.031	261	4.8	68	18.6	×	0.096

注1) 昼間とは5時～20時を示す。

注2) ×は短期的評価による環境基準（1時間値が0.06ppm以下であること。）非達成局。

出典：「2025年度 大気汚染調査結果」（2026年6月 愛知県）



出典：「2021年度～2025年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.10 光化学オキシダントの経年変化

(5) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

対象事業実施想定区域及びその周囲の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における微小粒子状物質の2025（令和7）年度の測定結果は表 3.1.10 に、過去5年間の年平均値の経年変化は図 3.1.11 に示すとおりである。

2025（令和7）年度の測定結果をみると、すべての測定局で環境基準（短期基準及び長期基準）を達成している。

また、年平均値の経年変化をみると、過去5年間に於いて環境基準（長期基準）を達成しており、概ね横ばいとなっている。

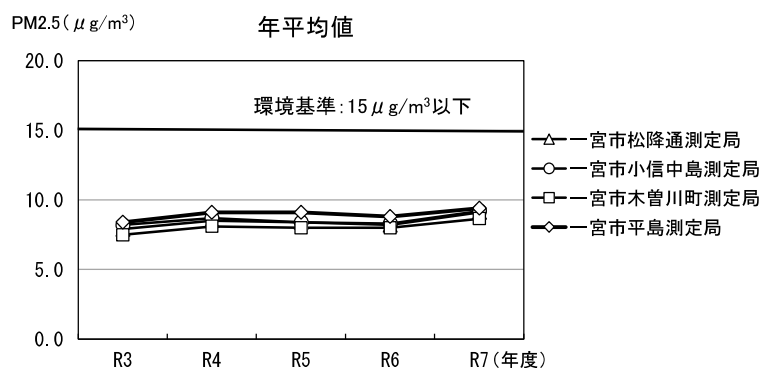
表 3.1.10 微小粒子状物質の測定結果（2025（令和7）年度）

種別	測定局	長期的評価					
		短期基準（1日平均値）				長期基準	
		1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた 日数とその割合		1日平均値 の 年間98%値	環境基準と の比較 ^{注1)}	年平均値	環境基準と の比較 ^{注2)}
		(日)	(%)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(達成○・ 非達成×)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(達成○・ 非達成×)
一般局	一宮市松降通	1	0.3	22.5	○	9.1	○
	一宮市小信中島	1	0.3	23.4	○	9.2	○
	一宮市木曽川町	1	0.3	22.6	○	8.6	○
自排局	一宮市平島	1	0.3	22.3	○	9.4	○

注1) ○は短期基準による環境基準（1日平均値の年間98%値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）達成局。

注2) ○は長期基準による環境基準（1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）達成局。

出典：「2025年度 大気汚染調査結果」（2026年6月 愛知県）



出典：「2021年度～2025年度 大気汚染調査結果」（愛知県）

図 3.1.11 微小粒子状物質（年平均値）の経年変化

(6) ダイオキシン類

対象事業実施想定区域及びその周囲におけるダイオキシン類の2025（令和7）年度の測定結果は表 3.1.11 に、過去5年間の年平均値の経年変化は図 3.1.12 に示すとおりである。

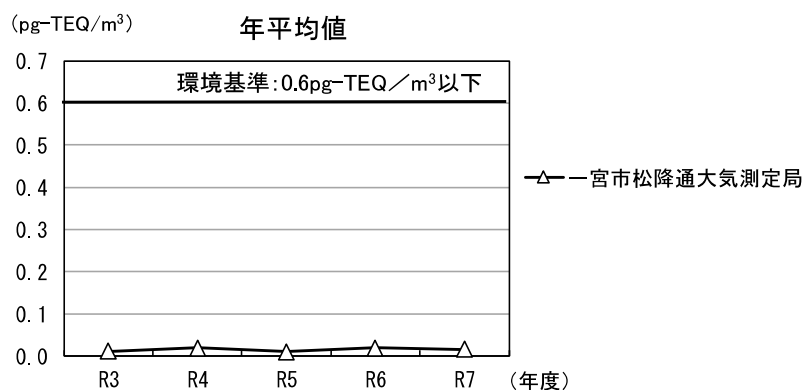
2025（令和7）年度の測定結果をみると、環境基準を達成している。また、年平均値の経年変化をみると、過去5年間に於いて環境基準を達成しており、概ね横ばいとなっている。

表 3.1.11 ダイオキシン類の測定結果（2025（令和7）年度）

測定地点	測定結果（pg-TEQ/m ³ ）					環境基準の 達成状況 ^{注）} （達成○・非達成×）
	春季	夏季	秋季	冬季	平均値	
一宮市松降通大気 測定局	0.023	0.020	0.011	0.010	0.016	○

注）○は環境基準（年間平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。）達成地点。

出典：「2025年度におけるダイオキシン類の環境調査及び事業者による測定の結果について」（愛知県ウェブサイト）



出典：「2021年度～2025年度におけるダイオキシン類の環境調査及び事業者による測定の結果について」（愛知県ウェブサイト）

図 3.1.12 ダイオキシン類（年平均値）の経年変化

(7) 降下ばいじん量

対象事業実施想定区域及びその周囲における降下ばいじん量の2025（令和7）年度の測定結果は表 3.1.12 に示すとおりである。降下ばいじん量の比較的高い地域の値とされている10t/km²・月と比較して、小さい値となっている。

表 3.1.12 降下ばいじん量の測定結果（2025（令和7）年度）

単位：t/km²・月

測定地点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
清須保健所 一宮詰所	2.49	1.33	1.19	2.11	1.16	1.84	1.38	0.78	1.04	0.74	1.03	1.26	1.37

出典：「降下ばいじん調査結果」（愛知県ウェブサイト）

3.1.2 騒音等に係る環境の状況

3.1.2.1 低周波音

対象事業実施想定区域及びその周囲において、低周波音に係る調査は実施されていない。

3.1.2.2 一般環境騒音

対象事業実施想定区域及びその周囲において、一般環境騒音に係る調査は実施されていない。

3.1.2.3 自動車騒音

対象事業実施想定区域及びその周囲における 2024（令和 6）年度の自動車騒音の調査結果は表 3.1.13～表 3.1.14 に示すとおりである。

環境基準の達成状況調査については、表 3.1.13 に示すとおりであり、県道一宮清須線、県道西萩原北方線、県道萩原三条北方線、県道一宮各務原線、県道江南木曾川線、県道里小牧北方江南線、県道名古屋一宮線及び県道大垣江南線では、環境基準を達成していない住戸のある区間がある。

要請限度調査については、表 3.1.14 に示すとおりであり、いずれの地点も要請限度以下となっている。

表 3.1.13(1) 自動車騒音調査結果（環境基準の達成状況）（2024（令和6）年度）

番号	道路名	調査地点	評価区間			騒音レベル (L_{Aeq}) (デシベル)		環境基準達成戸数 (戸)			調査 区間 内全 戸数 (戸)	環境基準達成率		
			起点	終点	区間 延長 (km)	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
1	一般国道 22号	一宮市 高畑町	一宮市 富士3丁目	一宮市 観音町	1.6	66	63	163	163	163	163	100.0%	100.0%	100.0%
2		一宮市 高畑町	一宮市 常願通	一宮市 高田	0.8	66	63	136	136	136	136	100.0%	100.0%	100.0%
3		一宮市 高畑町	一宮市 中島通	一宮市 高田	2.3	66	63	214	214	214	214	100.0%	100.0%	100.0%
4		一宮市 高畑町	一宮市 高田	一宮市 北方町北 方	3.5	66	63	212	212	212	212	100.0%	100.0%	100.0%
5	一般国道 155号	一宮市 住吉1丁 目	一宮市 富士3丁 目	一宮市 音羽1丁 目	2.3	64	59	563	563	563	563	100.0%	100.0%	100.0%
6		一宮市 浅野	一宮市 音羽1丁目	一宮市 八幡3丁目	0.8	66	63	333	333	333	333	100.0%	100.0%	100.0%
7		一宮市 住吉1丁目	一宮市 八幡3丁目	一宮市 大和町荻 安賀	2.1	64	59	795	795	795	795	100.0%	100.0%	100.0%
8	県道岐阜 稲沢線	一宮市 大和町北 高井	一宮市 北方町北 方	一宮市 木曽川町 黒田	1.1	69	65	126	126	126	126	100.0%	100.0%	100.0%
9		一宮市 東出町	一宮市 開明	一宮市 簗屋3丁目	1.4	67	64	202	202	202	202	100.0%	100.0%	100.0%
10		一宮市 大和町毛 受	一宮市 大和町馬 引	一宮市 大和町北 高井	2.9	64	59	461	461	461	461	100.0%	100.0%	100.0%
11		一宮市 木曽川町 黒田	一宮市 木曽川町 黒田	一宮市 開明	3.7	65	60	436	436	436	436	100.0%	100.0%	100.0%
12	県道大垣 一宮線	一宮市 東出町	一宮市 起	一宮市 簗屋3丁目	3.1	67	64	765	765	765	765	100.0%	100.0%	100.0%
13		一宮市 大和町北 高井	一宮市 大宮3丁目	一宮市 羽衣1丁目	1.7	69	65	538	538	538	538	100.0%	100.0%	100.0%
14		一宮市 東出町	一宮市 簗屋3丁目	一宮市 音羽3丁目	2.4	67	64	291	291	291	291	100.0%	100.0%	100.0%
15	県道一宮 犬山線	一宮市 大赤見	一宮市 大浜2丁目	一宮市 時之島	2.8	65	60	501	501	501	501	100.0%	100.0%	100.0%
16	県道一宮 津島線	一宮市 浅井町大 日比野	一宮市 起	一宮市 上祖父江	3.8	66	61	233	233	233	233	100.0%	100.0%	100.0%
17	県道一宮 清須線	一宮市 大和町南 高井	一宮市 起	一宮市 西萩原	2.3	58	54	317	316	316	317	100.0%	99.7%	99.7%
18	県道奥音 羽線	一宮市 開明	一宮市 奥町	一宮市 音羽1丁目	4.7	63	55	1113	1113	1113	1113	100.0%	100.0%	100.0%
19	県道西萩 原北方線	一宮市 奥町	一宮市 西萩原	一宮市 木曽川町 玉ノ井	4.8	63	58	1098	1097	1097	1098	100.0%	99.9%	99.9%
20		一宮市 奥町	一宮市 木曽川町 玉ノ井	一宮市 木曽川町 玉ノ井	0.2	63	58	42	42	42	42	100.0%	100.0%	100.0%
21		一宮市 奥町	一宮市 木曽川町 玉ノ井	一宮市 北方町北 方	3.2	63	58	487	487	487	487	100.0%	100.0%	100.0%
22	県道萩原 三条北方 線	一宮市 開明	一宮市 萩原町朝 宮	一宮市 萩原町花 井方	1.4	63	55	52	52	52	52	100.0%	100.0%	100.0%
23		一宮市 開明	一宮市 萩原町花 井方	一宮市 奥町	2.9	63	55	460	459	459	460	100.0%	99.8%	99.8%

注 1) 昼間：6時から22時まで 夜間：22時から翌朝6時まで

注 2) 評価区間の位置は公表されていないため図示していない。

出典：「2024年度 交通騒音・振動調査結果資料集」（2025年9月 愛知県）

表 3.1.13(2) 自動車騒音調査結果（環境基準の達成状況）（2024（令和6）年度）

番号	道路名	調査地点	評価区間			騒音レベル (L_{Aeq}) (デシベル)		環境基準達成戸数 (戸)			調査 区間 内全 戸数 (戸)	環境基準達成率		
			起点	終点	区間 延長 (km)	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
24	県道萩原 三条北方 線	一宮市 開明	一宮市 竈屋3丁目	一宮市 今伊勢町 馬寄	2.0	64	59	48	48	48	48	100.0%	100.0%	100.0%
25		一宮市 開明	一宮市 開明	一宮市 開明	0.6	64	59	16	16	16	16	100.0%	100.0%	100.0%
26		一宮市 開明	一宮市 今伊勢町 馬寄	一宮市 木曽川町 黒田	2.0	64	59	25	25	25	25	100.0%	100.0%	100.0%
27		一宮市 光明寺	一宮市 大毛	一宮市 光明寺	1.3	59	53	25	25	25	25	100.0%	100.0%	100.0%
28		一宮市 奥町	一宮市 北方町北 方	一宮市 光明寺	1.4	63	58	125	125	125	125	100.0%	100.0%	100.0%
29		一宮市 萩原町花 井方	一宮市 三条	一宮市 三条	0.7	66	64	123	123	123	123	100.0%	100.0%	100.0%
30		一宮市 光明寺	一宮市 光明寺	一宮市 光明寺	0.8	59	53	16	16	16	16	100.0%	100.0%	100.0%
31	県道一宮 川島線	一宮市 浅井町大 日比野	一宮市 大宮4丁 目	一宮市 光明寺	5.6	66	61	648	648	648	648	100.0%	100.0%	100.0%
32	県道一宮 各務原線	一宮市 中島通	一宮市 文京1丁 目	一宮市 佐千原	1.7	64	59	400	400	400	400	100.0%	100.0%	100.0%
33		一宮市 奥町	一宮市 佐千原	一宮市 浅井町河 田	4.3	63	58	512	511	511	512	100.0%	99.8%	99.8%
34	県道小折 一宮線	一宮市 浅井町大 日比野	一宮市 千秋町加 納馬場	一宮市 和光2丁 目	5.8	66	61	596	596	596	596	100.0%	100.0%	100.0%
35	県道江南 木曽川線	一宮市 浅井町大 日比野	一宮市 瀬部	一宮市 大毛	3.5	66	61	436	436	436	436	100.0%	100.0%	100.0%
36		一宮市 浅井町大 日比野	一宮市 大毛	一宮市 木曽川町 黒田	2.7	66	61	489	489	489	490	99.8%	99.8%	99.8%
37		一宮市 明地	一宮市 木曽川町 黒田	一宮市 木曽川町 黒田	0.9	63	58	210	206	206	215	97.7%	95.8%	95.8%
38	県道光明 寺木曽川 停車場線	一宮市 大和町南 高井	一宮市 光明寺	一宮市 木曽川町 黒田	1.9	58	54	424	424	424	424	100.0%	100.0%	100.0%
39	県道里小 牧北方江 南線	一宮市 奥町	一宮市 光明寺	一宮市 浅井町黒 岩	3.2	63	58	364	364	364	364	100.0%	100.0%	100.0%
40		一宮市 奥町	一宮市 北方町中 島	一宮市 北方町北 方	1.5	63	58	147	147	147	147	100.0%	100.0%	100.0%
41		一宮市 萩原町花 井方	一宮市 浅井町黒 岩	一宮市 浅井町黒 岩	0.7	66	64	68	60	60	68	100.0%	88.2%	88.2%
42	県道名古 屋一宮線	一宮市 今伊勢町 新神戸	一宮市 多加木2 丁目	一宮市 松降1丁 目	3.5	66	63	978	978	978	978	100.0%	100.0%	100.0%
43		一宮市 今伊勢町 新神戸	一宮市 音羽1丁 目	一宮市 木曽川町 黒田	5.9	66	63	1316	1316	1316	1317	99.9%	99.9%	99.9%
44	県道名鉄 一宮停車 場線	一宮市 大和町南 高井	一宮市 新生1丁 目	一宮市 神山1丁 目	0.6	58	54	368	368	368	368	100.0%	100.0%	100.0%

注1) 昼間：6時から22時まで 夜間：22時から翌朝6時まで

注2) 評価区間の位置は公表されていないため図示していない。

出典：「2024年度 交通騒音・振動調査結果資料集」（2025年9月 愛知県）

表 3.1.13(3) 自動車騒音調査結果（環境基準の達成状況）（2024（令和6）年度）

番号	道路名	調査地点	評価区間			騒音レベル (L_{Aeq}) (デシベル)		環境基準達成戸数 (戸)			調査区間内全戸数 (戸)	環境基準達成率		
			起点	終点	区間延長 (km)	昼間	夜間	昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
45	県道大垣江南線	一宮市開明	一宮市今伊勢町馬寄	一宮市大赤見	3.6	63	55	584	584	584	584	100.0%	100.0%	100.0%
46		一宮市萩原町花井方	一宮市木曽川町玉ノ井	一宮市木曽川町黒田	2.2	66	64	213	183	183	213	100.0%	85.9%	85.9%
47		一宮市萩原町花井方	一宮市木曽川町玉ノ井	一宮市木曽川町玉ノ井	0.3	66	64	47	46	46	47	100.0%	97.9%	97.9%

注 1) 昼間：6時から22時まで 夜間：22時から翌朝6時まで

注 2) 評価区間の位置は公表されていないため図示していない。

出典：「2024年度 交通騒音・振動調査結果資料集」（2025年9月 愛知県）

表 3.1.14 自動車騒音調査結果（要請限度）（2024（令和6）年度）

道路名	測定地点	測定日	要請限度		騒音レベル (L_{Aeq}) (dB)	適否
			時間区分	(dB)		
一般国道22号	高畑町2丁目	2025.3.24～3.27	昼	75	66	適
			夜	70	63	適
県道大垣一宮線	東出町	2025.3.24～3.27	昼	75	67	適
			夜	70	65	適
県道萩原三条北方線	光明寺	2025.3.24～3.27	昼	75	60	適
			夜	70	53	適

注 1) 昼間：6時から22時まで 夜間：22時から翌日6時まで

注 2) 測定地点の位置は公表されていないため図示していない。

出典：「いちのみやの環境 2025年版（2024年度実績）」（2025年10月 一宮市）

3.1.3 振動に係る環境の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲における道路交通振動の調査結果は表 3.1.15 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲では3地点で調査されており、昼夜ともに要請限度以下である。また、人が振動を感じ始める値である振動感覚閾値（55デシベル）を下回っている。

表 3.1.15 道路交通振動調査結果（要請限度）（2024（令和6）年度）

道路名	測定地点	測定日	要請限度		振動レベル (L_{10}) (dB)	適否
			時間区分	(dB)		
一般国道22号	高畑町2丁目	2024.11.20～11.21	昼	70	48	適
			夜	65	43	適
県道大垣一宮線	東出町	2025.1.9～1.10	昼	70	43	適
			夜	65	42	適
県道萩原三条北方線	光明寺	2024.12.25～12.26	昼	70	45	適
			夜	65	42	適

注 1) 昼間：7時から20時まで 夜間：20時から翌日7時まで

注 2) 測定地点の位置は公表されていないため図示していない。

出典：「いちのみやの環境 2025年版（2024年度実績）」（2025年10月 一宮市）

3.1.4 悪臭に係る環境の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲において、悪臭に係る調査は実施されていない。

3.1.5 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

3.1.5.1 水象

対象事業実施想定区域及びその周囲における主要な河川・用水路等の分布状況は、図 3.1.13 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲の主要な河川としては、対象事業実施想定区域西側を流れる一級河川である木曽川や二級河川の日光川水系の野府川が流下している。

また、主要な用水路として、対象事業実施想定区域の北西側で奥村用水が流れている。

3.1.5.2 水質

対象事業実施想定区域及びその周囲における河川の水質の調査結果は表 3.1.16 及び表 3.1.17 に、調査地点は図 3.1.13 に示すとおりである。

環境基準の適合状況をみると、類型指定されている木曽川下流（濃尾大橋）については、すべての項目で環境基準に適合している。

木曽川（濃尾大橋）ではダイオキシン類に係る調査も実施されており、2025（令和 7）年度の調査結果をみると 0.15pg-TEQ/L であり、環境基準（1pg-TEQ/L）に適合している。

表 3.1.16 河川の水質調査結果（2024（令和6）年度）

項 目		測定地点名	河川等		環境基準
			1		
			木曽川下流		
			濃尾大橋		
			測定結果	適合しない割合 (検体数)	
環境基準類型			A/生物B		A/生物B
生活環境項目	pH		7.3 (7.2～7.6)	0/12	6.5～8.5
	DO	(mg/L)	9.9 (8.3～12)	0/12	7.5以上
	BOD	(mg/L)	0.8 (0.9)	0/12	2以下
	COD	(mg/L)	2.1	-/12	—
	SS	(mg/L)	2 ($<1\sim5$)	0/12	25以下
	大腸菌数	(CFU/100mL)	16 (33)	0/12	300CFU/100mL以下
	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	ND	-/1	—
	全窒素	(mg/L)	0.36	-/12	—
	全燐	(mg/L)	0.016	-/12	—
	全亜鉛	(mg/L)	0.003	0/12	0.03以下
健康項目	ノニルフェノール	(mg/L)	<0.00006	0/4	0.002以下
	LAS	(mg/L)	0.0006	0/4	0.05以下
	カドミウム	(mg/L)	<0.0005	0/2	0.003以下
	全シアン	(mg/L)	ND	0/2	検出されないこと
	鉛	(mg/L)	<0.005	0/2	0.01以下
	六価クロム	(mg/L)	<0.01	0/2	0.02以下
	砒素	(mg/L)	<0.005	0/2	0.01以下
	総水銀	(mg/L)	ND	0/2	0.0005以下
	アルキル水銀	(mg/L)	—	—	検出されないこと
	PCB	(mg/L)	ND	0/1	検出されないこと
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	0/2	0.02以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	0/2	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	0/2	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	0/2	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	0/2	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.1	0/2	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	0/2	0.006以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	0/2	0.01以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	0/2	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	0/2	0.002以下
	チウラム	(mg/L)	<0.0006	0/2	0.006以下
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	0/2	0.003以下
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.002	0/2	0.02以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	0/2	0.01以下
	セレン	(mg/L)	<0.002	0/2	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.21	0/4	10以下
	ふっ素	(mg/L)	0.10	0/2	0.8以下
	ほう素	(mg/L)	<0.02	0/2	1以下
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	<0.005	0/2	0.05以下

注1) 表中の値は年平均値を示す。

注2) pH、DO、SSの（ ）は最小及び最大の値を、BODの（ ）は75%値を、大腸菌数の（ ）は90%値を示す。

注3) 「適合しない割合（検体数）」は「環境基準値に適合しない検体数／総検体数」を示す。ただし、環境基準に具体的な数値が規定されていない項目、または環境基準の設定されていない地点及び項目については、「—／総検体数」と表示する。

注4) 総水銀、PCBについて、出典では年平均値が算出されていないが、測定結果はすべて不検出であったため「ND」とした。

注5) 表中の番号は、図 3.1.13の番号に対応する。

出典：「令和6（2024）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ウェブサイト）

表 3.1.17 河川の水質調査結果（一宮市：2024（令和6）年度実績）

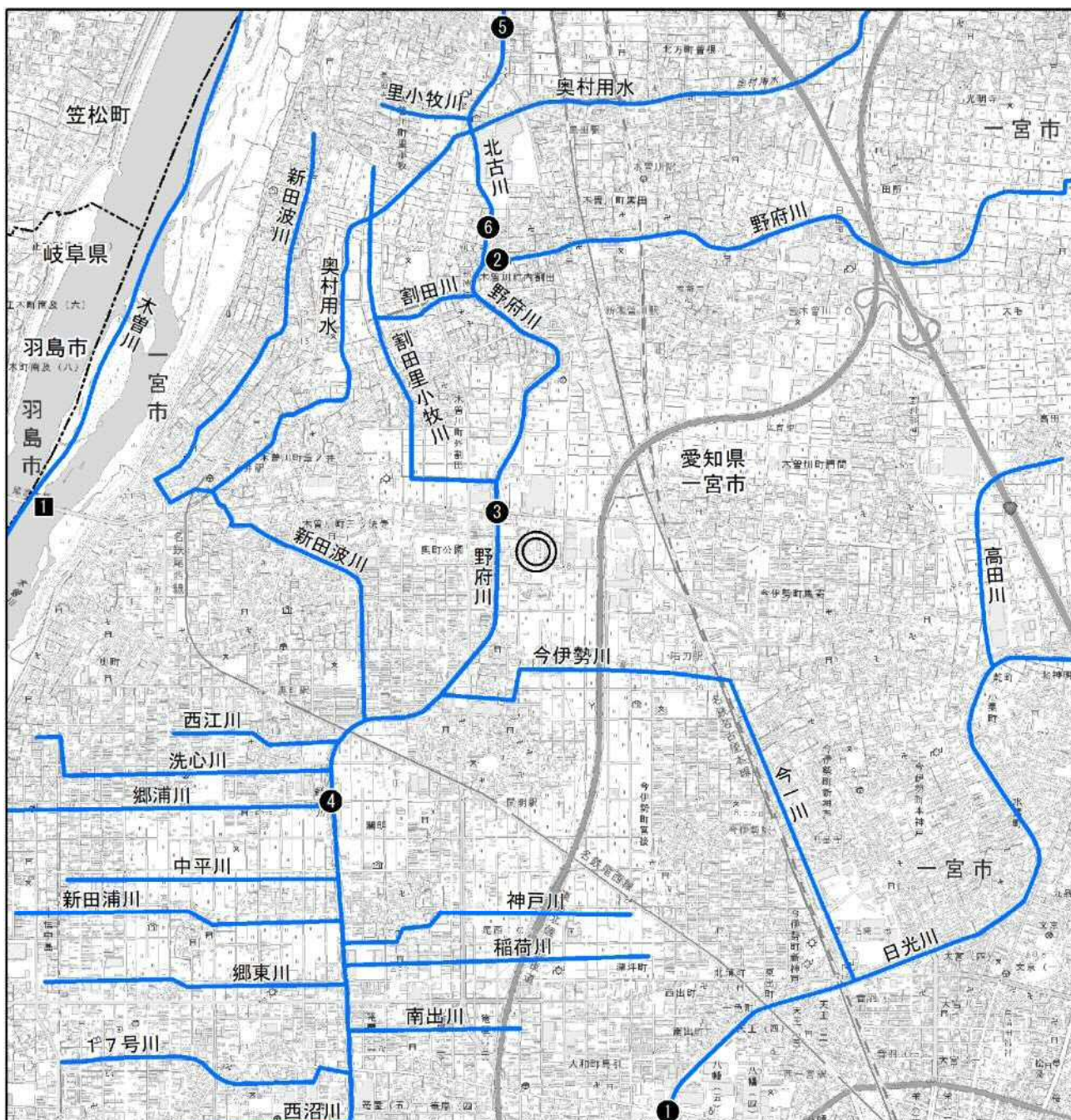
項目 \ 地点 (河川)		1	2	3	4	5	6
		日光橋 (日光川)	文化橋 (野府川)	川田橋 (野府川)	内沼橋 (野府川)	オリザ下橋 (北古川)	頼朝橋 (北古川)
pH		7.1	7.4	7.3	7.3	7.5	6.5
BOD	(mg/L)	2.1	1.9	56	4.3	3.3	29
COD	(mg/L)	3.3	4.1	26	5.8	4.5	25
SS	(mg/L)	8	6	12	7	9	14
DO	(mg/L)	7.5	8.1	5.8	6.3	6.8	6.0

注) 表中の番号は、図 3.1.13 の番号に対応する。

出典：「いちのみやの環境 2025 年版（2024 年度実績）」（2025 年 10 月 一宮市）

3.1.5.3 水底の底質

木曽川（濃尾大橋）では、水底の底質に係る調査（ダイオキシン類）が実施されている。2025（令和 7）年度の調査結果をみると 0.23pg-TEQ/g であり、環境基準（150pg-TEQ/g）を満足している。



凡 例

- ◎ 対象事業実施想定区域
- 行政界
- 河川
- 水質調査地点（愛知県）
- 水質調査地点（一宮市）

注）図中の番号は、表 3.1.16及び表 3.1.17の番号と対応する。

出典：「国土数値情報（河川データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課ウェブサイト）

「令和6（2024）年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県ウェブサイト）

「いちのみやの環境2025年版（2024年度実績）」（2025年10月 一宮市）

「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

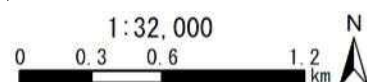


図 3.1.13 主要な河川・用水路等の分布状況

3.1.6 地形及び地質の状況

3.1.6.1 地形

対象事業実施想定区域及びその周囲の地形分類図は、図 3.1.14 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域の地形は盛土地となっており、周辺は谷底平野・氾濫平野や自然堤防（微高地）となっている。

3.1.6.2 地質

対象事業実施想定区域及びその周囲の表層地質図は、図 3.1.15 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域の表層地質は半固結堆積物の砂と泥を主とする層となっている。また、周辺には未固結堆積物の砂を主とする層も広がっている。

3.1.6.3 重要な地形・地質

「日本の地形レッドデータブック 第1集」（1994年2月 小泉・青木編）や「日本の地形レッドデータブック 第2集」（2002年3月 小泉・青木編）、「第3回自然環境保全基礎調査」（平成元年 環境庁）等によると、対象事業実施想定区域及びその周囲には重要な地形・地質は存在していない。「令和7年版 環境白書」（2025年12月 愛知県）によると、一宮市における木曽川河川敷はイタセンパラの生息可能な河川敷であり、愛知県内の特異な地形・地質となっている。

3.1.6.4 断層

対象事業実施想定区域及びその周囲の活断層の状況は、図 3.1.16 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲には、活断層は確認されていない。



図 3.1.14 地形分類図

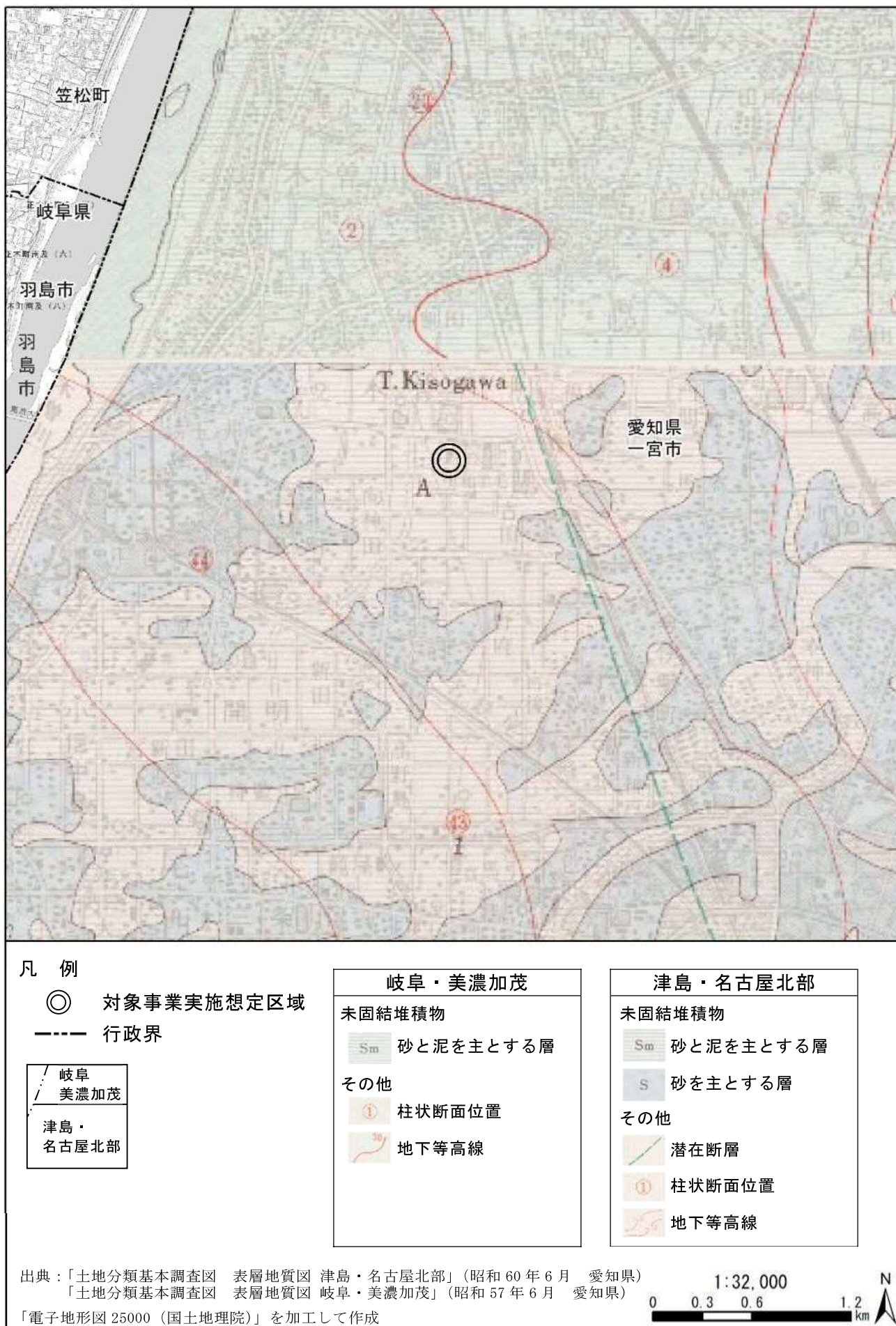


図 3.1.15 表層地質図

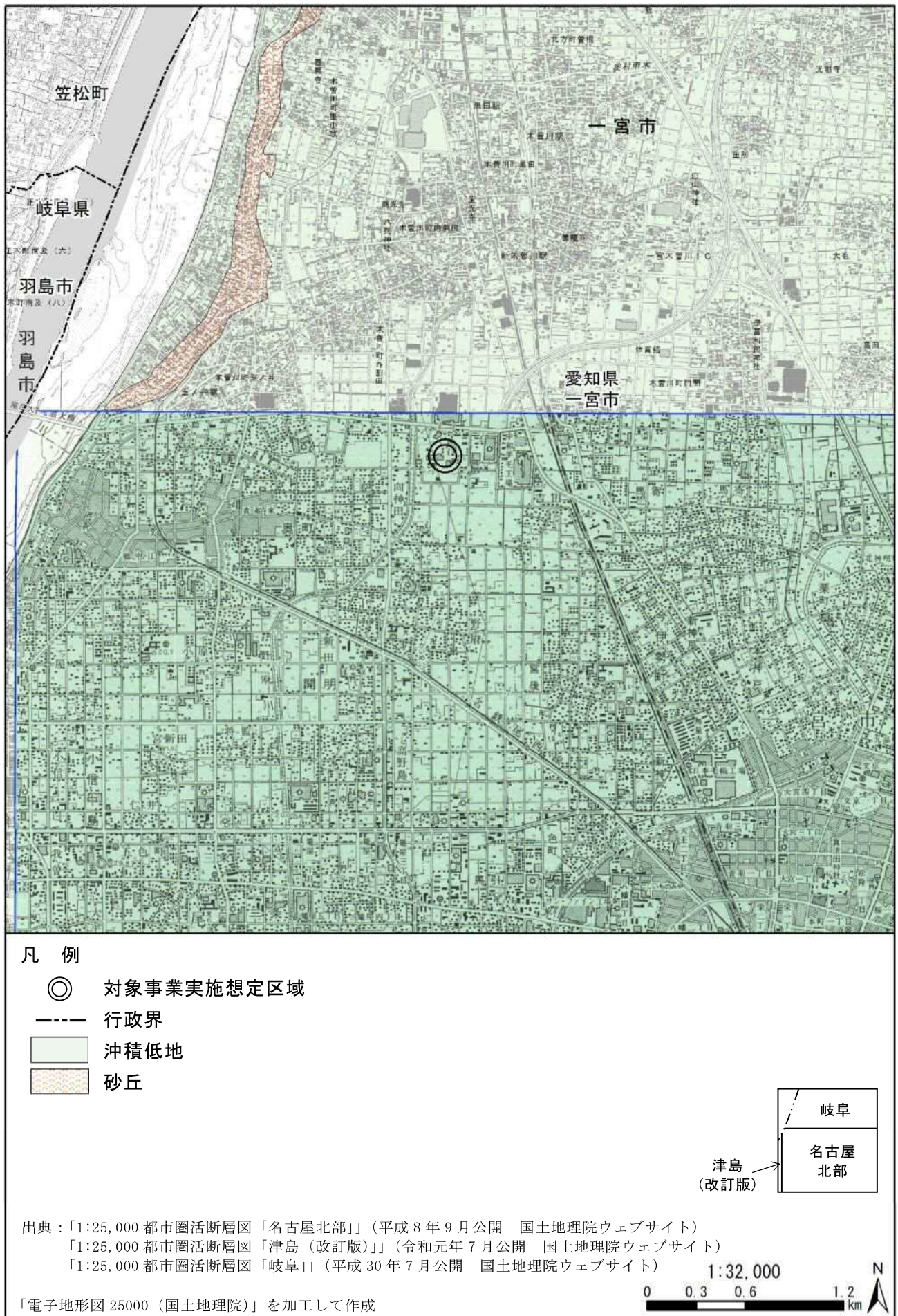


図 3.1.16 活断層の位置

3.1.7 地盤、地下水及び土壌の状況

3.1.7.1 地盤沈下

対象事業実施想定区域の位置する一宮市では、地盤沈下の調査が行われており、2024（令和 6）年調査結果は、表 3.1.18 に示すとおりである。43 地点で水準測量が実施されており、2023（令和 5）年調査結果と 2024（令和 6）年調査結果を比較すると、その変動量の平均は-0.8mm で、地盤沈下の目安とされる 1 cm以上の沈下がみられた地点はなかった。

表 3.1.18 地盤沈下の状況（2024（令和6）年）

市名	有効水準点数	沈下点数	変動量（mm）		
			平均	最大（-）	最低（+）
一宮市	43 (43)	31 (43)	-0.8 (-2.7)	-5.1 (-6.3)	+2.9 (-0.3)

注 1)（ ）内は、前回測量時である 2023（令和 5）年数値。

注 2) 変動量は 1 年間に換算した変動量を示す。

出典：「2024 年 地盤沈下調査結果」（2025 年 9 月 愛知県）

3.1.7.2 地下水

対象事業実施想定区域及びその周囲における地下水質調査結果は、表 3.1.19 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲の地下水質の調査としては、地下水質の概況を把握するためのメッシュ調査が1地点で実施されている。

調査結果をみると、すべての項目で環境基準以下の値となっている。

表 3.1.19 地下水質調査結果（2024（令和6）年度 概況調査（メッシュ））

調査項目	調査地点	奥町字六丁山地内	環境基準
	調査区分	概況調査（メッシュ）	
カドミウム	mg/L	<0.0005	0.003 以下
全シアン	mg/L	不検出	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.01	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	—	検出されないこと
P C B	mg/L	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.01	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.73	10 以下
ふっ素	mg/L	0.08	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.02	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05 以下
pH		7.7	
電気伝導率	mS/m	23	

注 1) 表中の「<」は、報告下限値未満であることを示す。

注 2) 表中の「—」は、総水銀が検出された場合に同一検体により測定することになっていることを示す。

出典：「2024 年度水質測定結果について」（一宮市ウェブサイト）

3.1.7.3 土壌

(1) 土壌

対象事業実施想定区域及びその周囲の土壌図は、図 3.1.17 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域の土壌は市街地・人工改変地・ゴルフ場・その他となっている。対象事業実施想定区域の周囲は、グライ土壌、灰色低地土壌、褐色低地土壌等となっている。

(2) 土壌汚染

対象事業実施想定区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に係る形質変更時要届出区域に指定されている区域は表 3.1.20 に示すとおりである。

なお、対象事業実施想定区域及びその周囲は、「土壌汚染対策法」に係る要措置区域には指定されていない。

表 3.1.20 形質変更時要届出区域

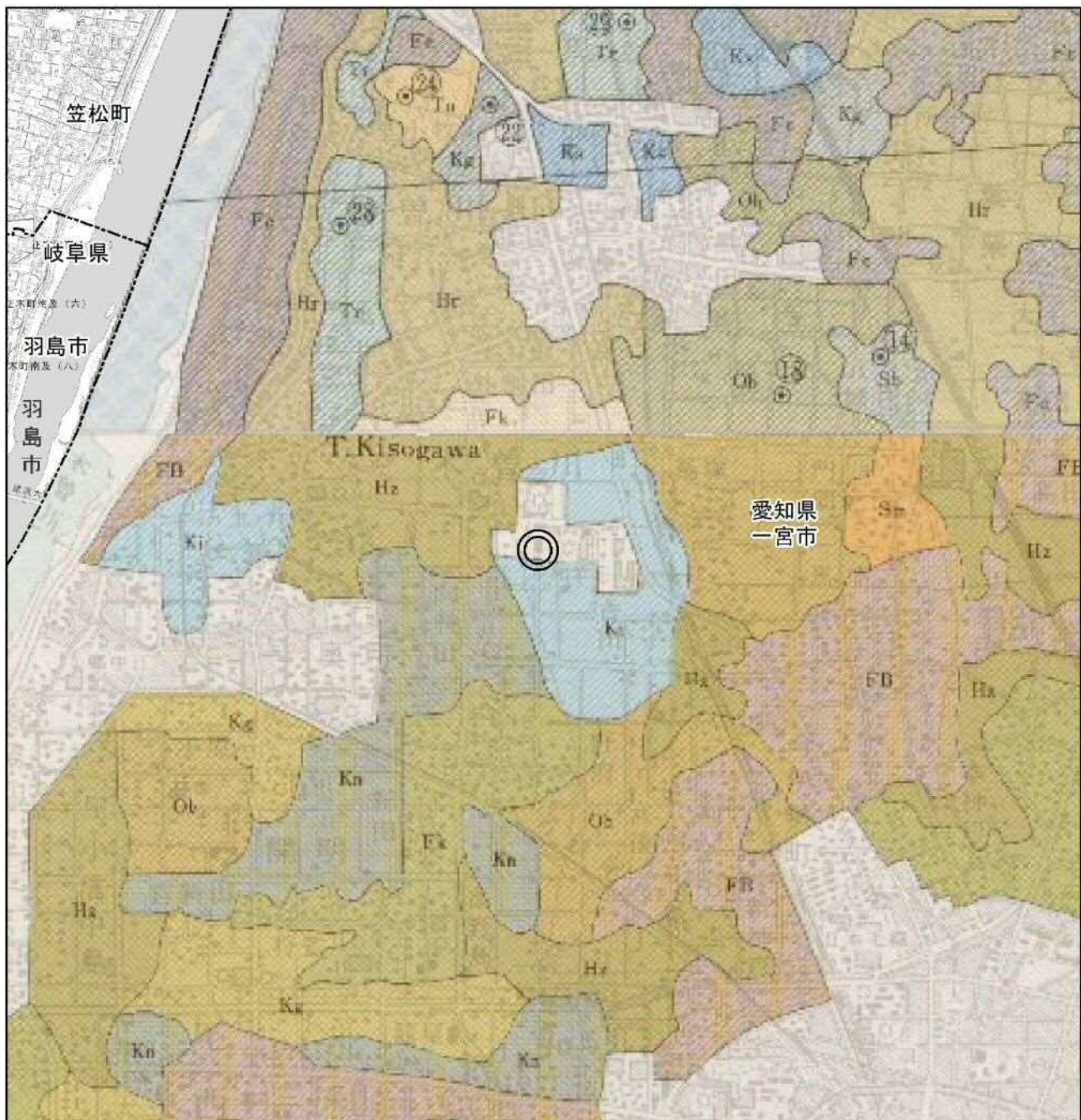
指定番号	指定年月日	所在地	面積	指定に係る特定有害物質
形-4	令和 8 年 4 月 15 日	一宮市奥町字野方 38 番 6 の一部	100 m ²	砒素及びその化合物

注) 令和 8 年 7 月 10 日時点

出典：「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」（一宮市ウェブサイト）

(3) 土地利用の履歴

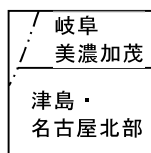
「地図・空中写真閲覧サービス」（国土交通省国土地理院ウェブサイト）によると、対象事業実施想定区域及びその周囲の土地利用は、1962（昭和 37）年ごろまでは主に耕作地となっていたが、1968（昭和 43）年ごろから土地の造成が見られるようになる。一宮市環境センターは 4 年の工事期間を経て、1998（平成 10）年 3 月に完成した。



凡 例

◎ 対象事業実施想定区域

----- 行政界



岐阜・美濃加茂	
褐色低地土壤 Fe 福地 B 統	グライ土壤 Ka 開正統
灰色低地土壤 Hr 針曽根統	Te 寺津統
Kg 桑ヶ谷統	細粒グライ土壤 Sk 志籠谷統
Fk 深津統	その他
Ta 高落統	市街地
細粒灰色低地土壤 Ob 大治統	人工改変地
	ゴルフ場
	その他

津島・名古屋北部	
灰色低地土壤 Hr 針曽根統	グライ土壤 Ka 開正統
Kg 桑ヶ谷統	その他
福地統	市街地
細粒灰色低地土壤 Te 国府宮統	人工改変地
Ob 大治統	ゴルフ場
褐色低地土壤 Fe 福地 B 統	その他
Sm 下丸淵統	

出典：「土地分類基本調査図 土じょう図 津島・名古屋北部」（昭和 60 年 6 月 愛知県）
「土地分類基本調査図 土じょう図 岐阜・美濃加茂」（昭和 57 年 6 月 愛知県）

「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

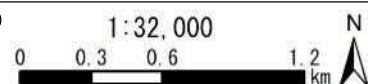


図 3.1.17 土壤図

3.1.8 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

3.1.8.1 動物

(1) 動物相の概要

対象事業実施想定区域及びその周囲の動物の状況については、表 3.1.21 に示す既存資料により整理した。

表 3.1.21 確認文献一覧

番号	文献	分布想定種
1	「レッドデータブックあいち 2020」 (2020 年 3 月 愛知県)	調査対象とした野生動物（哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類）のうち、対象事業実施想定区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種または一宮市、一宮東部、一宮西部での分布記載のある種 (鳥類、魚類、貝類はメッシュ情報なし)
2	「第 2 回～第 7 回自然環境保全基礎調査」 (昭和 53 年～平成 24 年 環境省) 哺乳類（中大型哺乳類分布調査、要注意鳥獣（クマ等）生息分布調査） (平成 27 年度～令和 3 年度 環境省)	調査対象とした野生動物（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類）のうち、対象事業実施想定区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種
3	「全国鳥類繁殖分布調査報告 日本の鳥の今を描こう 2016－2021 年」 (2021 年 10 月 鳥類繁殖分布調査会)	調査対象とした野生動物（鳥類）のうち対象事業実施想定区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種
4	「全国鳥類越冬分布調査報告 2016－2022 年」 (2023 年 2 月 特定非営利活動法人 バー ドリサーチ 公益財団法人 日本野鳥の会)	調査対象とした野生動物（鳥類）のうち対象事業実施想定区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種
5	「愛知の野鳥 1995」 (愛知県農地林務部自然保護課)	対象事業実施想定区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種
6	愛知県 鳥類生息調査 (令和 6 年度鳥類生息調査結果報告書)	対象事業実施想定区域及びその周囲で確認されている種
7	河川環境データベース	対象事業実施想定区域及びその周囲で確認されている種
8	木曽川町史 (昭和 56 年 木曽川町)	町史に記載されている種
9	第 3 次一宮市環境基本計画 (2024 (令和 6) 年 3 月 一宮市)	基本計画に記載されている種
10	一宮市緑の基本計画 (2025 (令和 7) 年 6 月 一宮市)	基本計画に記載されている種
11	一宮市尾西歴史民俗資料館ウェブサイト (一宮市尾西歴史民俗資料館)	ウェブサイトに掲載されている種

① 哺乳類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる哺乳類は、表 3.1.22 に示すとおり、6 目 10 科 16 種である。

対象事業実施想定区域及びその周囲では、農地や河川敷等の草地や樹林を生息環境とするタヌキ、キツネ、イタチ属、市街地や河川上空等ひらけた空間を利用するアブラコウモリなどが確認されている。

また、ヌートリアやアライグマといった外来種も確認されている。

表 3.1.22 確認種一覧（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	モグラ目(食虫目)	モグラ科	コウベモグラ	<i>Mogera wogura</i>		●						●			
2	コウモリ目(翼手目)	ヒナコウモリ科	アブラコウモリ	<i>Pipistrellus abramus</i>		●						●			
3	サル目(霊長目)	オナガザル科	ニホンザル	<i>Macaca fuscata</i>		●									
4	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	<i>Lepus brachyurus</i>		●						●		●	
5	ネズミ目(齧歯目)	ネズミ科	ハタネズミ	<i>Alexandromys montebelli</i>		●						●			
6			アカネズミ	<i>Apodemus speciosus</i>		●								●	
7			カヤネズミ	<i>Micromys minutus</i>		●						●		●	
8			ハツカネズミ	<i>Mus musculus</i>		●								●	
9			クマネズミ	<i>Rattus rattus</i>								●			
10			ドブネズミ	<i>Rattus norvegicus</i>								●			
11		ヌートリア科	ヌートリア	<i>Myocastor coypus</i>		●								●	
12	ネコ目(食肉目)	アライグマ科	アライグマ	<i>Procyon lotor</i>		●								●	
13		イヌ科	タヌキ	<i>Nyctereutes procyonoides</i>		●								●	
14			キツネ	<i>Vulpes vulpes</i>		●								●	
15		イタチ科	シベリアイタチ	<i>Mustela sibirica</i>		●									
15			イタチ属	<i>Mustela</i> sp.		●						●		●	
16		ジャコウネコ科	ハクビシン	<i>Paguma larvata</i>		●								●	
	6目	10科	16種		0種	14種	0種	0種	0種	0種	0種	8種	0種	10種	0種

注1) 表中の文献番号は表 3.1.21 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(2025年10月 国土交通省)に準拠した。

② 鳥類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる鳥類は、表 3.1.23 に示すとおり、24 目 69 科 290 種である。

住宅地周辺を利用するスズメやムクドリ、メジロ、河川敷や水田等耕作地を利用するコサギ、アオサギ等サギ科や草地を利用するヒバリ、ケリが確認されているほか、タカ科、フクロウ科などの生態系上位種も確認されている。また、ソウシチョウやガビチョウ等の外来種も確認されている。

表 3.1.23(1) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	カモ目	カモ科	コクガン	<i>Branta bernicla</i>				●							
2			ヒシクイ	<i>Anser fabalis</i>				●				●			
3			マガン	<i>Anser albifrons</i>				●				●			
4			カリガネ	<i>Anser erythropus</i>				●							
5			コブハクチョウ	<i>Cygnus olor</i>			●	●							
6			コハクチョウ	<i>Cygnus columbianus</i>		●		●		●		●		●	
7			オオハクチョウ	<i>Cygnus cygnus</i>				●				●			
8			ハクチョウ属	<i>Cygnus sp.</i>								●			
9			ツクシガモ	<i>Tadorna tadorna</i>				●							
10			アカツクシガモ	<i>Tadorna ferruginea</i>								●			
11			オシドリ	<i>Aix galericulata</i>			●		●			●			
12			トモエガモ	<i>Sibirionetta formosa</i>		●		●	●			●			
13			シマアジ	<i>Spatula querquedula</i>					●			●			
14			ハシビロガモ	<i>Spatula clypeata</i>		●		●	●	●		●			
15			オカヨシガモ	<i>Mareca strepera</i>		●		●	●			●			
16			ヨシガモ	<i>Mareca falcata</i>		●		●	●			●			
17			ヒドリガモ	<i>Mareca penelope</i>		●		●	●			●			
18			アメリカヒドリ	<i>Mareca americana</i>				●	●			●			
19			カルガモ	<i>Anas zonorhyncha</i>		●	●	●	●	●		●			
20			マガモ	<i>Anas platyrhynchos</i>		●	●	●	●	●		●		●	
21			オナガガモ	<i>Anas acuta</i>		●		●	●			●			
22			コガモ	<i>Anas crecca</i>		●		●	●	●		●			
23			オオホシハジロ	<i>Aythya valisineria</i>				●							
24			ホシハジロ	<i>Aythya ferina</i>			●	●	●	●		●			
25			アカハジロ	<i>Aythya baeri</i>				●							
26			メジロガモ	<i>Aythya nyroca</i>				●							
27			キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>		●	●	●	●			●			
28			スズガモ	<i>Aythya marila</i>		●		●	●			●			
29			シロガモ	<i>Histrionicus histrionicus</i>				●							
30			ビロードキンクロ	<i>Melanitta stejnegeri</i>				●							
31			クロガモ	<i>Melanitta americana</i>				●							
32			コオリガモ	<i>Clangula hyemalis</i>				●							
33			ホオジロガモ	<i>Bucephala clangula</i>				●	●						
34			ミコアイサ	<i>Mergellus albellus</i>		●		●	●			●			
35			カワアイサ	<i>Mergus merganser</i>		●		●	●			●			
36			ウミアイサ	<i>Mergus serrator</i>				●	●			●			
37			コウライアイサ	<i>Mergus squamatus</i>				●							
38	キジ目	キジ科	ヤマドリ	<i>Symaticus soemmerringii</i>		●	●	●				●			
39			キジ	<i>Phasianus versicolor</i>		●	●	●	●	●	●	●			
40			ウズラ	<i>Coturnix japonica</i>			●	●				●			
41	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	<i>Caprimulgus jotaka</i>		●			●						
42			アマツバメ	<i>Hirundapus caudacutus</i>								●			
43			アマツバメ	<i>Apus pacificus</i>			●	●	●			●			
44	カッコウ目	カッコウ科	ヒメアマツバメ	<i>Apus nipalensis</i>			●	●	●						
45			ジュウイチ	<i>Hierococcyx hyperythrus</i>			●					●			
46			ホトギス	<i>Cuculus poliocephalus</i>		●	●	●	●	●		●			
47			ツツドリ	<i>Cuculus optatus</i>		●	●		●	●		●			
48	ハト目	ハト科	カッコウ	<i>Cuculus canorus</i>		●	●	●	●	●		●			
49			キジバト	<i>Streptopelia orientalis</i>		●	●	●	●	●	●	●			
50	ツル目	クイナ科	アオバト	<i>Treron sieboldii</i>			●	●	●			●			
51			クイナ	<i>Rallus indicus</i>			●	●	●			●			
52			バン	<i>Gallinula chloropus</i>		●	●	●	●			●			
53			オオバン	<i>Fulica atra</i>			●	●		●					
54		ツル科	シマクイナ	<i>Coturnicops exquisitus</i>				●							
55			ヒクイナ	<i>Zapornia fusca</i>		●	●	●	●			●			
56			ナベツル	<i>Grus monacha</i>				●							
57	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ	<i>Tachybaptus ruficollis</i>		●	●	●	●			●			
58			アカエリカイツブリ	<i>Podiceps grisegena</i>			●	●				●			
59			カンムリカイツブリ	<i>Podiceps cristatus</i>		●	●	●	●	●		●			
60			ミミカイツブリ	<i>Podiceps auritus</i>		●	●	●				●			
61			ハジロカイツブリ	<i>Podiceps nigricollis</i>		●	●	●	●						
62	チドリ目	ミヤコドリ科	ミヤコドリ	<i>Haematopus ostralegus</i>				●							
63		セイタカシギ科	セイタカシギ	<i>Himantopus himantopus</i>			●	●	●			●			
64			ソリハシセイタカシギ	<i>Recurvirostra avosetta</i>				●							
65			タゲリ	<i>Vanellus vanellus</i>		●		●	●			●			
66		チドリ科	ケリ	<i>Vanellus cinereus</i>		●	●	●	●	●		●			
67			ムナグロ	<i>Pluvialis fulva</i>				●	●			●			
68			ダイゼン	<i>Pluvialis squatarola</i>				●	●			●			
69			ハジロチドリ	<i>Charadrius hiaticula</i>				●							
70			イカルチドリ	<i>Charadrius placidus</i>		●	●	●	●	●		●			

注 1) 表中の文献番号は表 3.1.21 の番号と対応する。

注 2) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第 8 版 掲載鳥類リスト」(2024 年 10 月 日本鳥学会)に準拠した。

表 3.1.23(2) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
70	チドリ目	チドリ科	コチドリ	<i>Charadrius dubius</i>		●	●	●	●			●			
71			シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>		●	●	●	●			●			
72			メダイチドリ	<i>Charadrius mongolus</i>				●	●			●			
73		タマシギ科	タマシギ	<i>Rostratula benghalensis</i>		●	●	●	●			●			
74			チュウシャクシギ	<i>Numenius phaeopus</i>				●	●			●			
75			ボウロクシギ	<i>Numenius madagascariensis</i>					●			●			
76			ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata</i>				●	●			●			
77			オオソリハシシギ	<i>Limosa lapponica</i>					●			●			
78			オグロシギ	<i>Limosa limosa</i>					●			●			
79			キョウジョシギ	<i>Arenaria interpres</i>				●	●			●			
80			オバシギ	<i>Calidris tenuirostris</i>								●			
81			ユリマキシギ	<i>Calidris pugnax</i>				●	●			●			
82			ウズラシギ	<i>Calidris acuminata</i>								●			
83			オジロトウネン	<i>Calidris temminckii</i>				●	●						
84			ヒバリシギ	<i>Calidris subminuta</i>					●						
85			トウネン	<i>Calidris ruficollis</i>				●	●			●			
86			ミユビシギ	<i>Calidris alba</i>				●							
87			ハマシギ	<i>Calidris alpina</i>		●		●	●			●			
88			ヨーロッパトウネン	<i>Calidris minuta</i>				●							
89			オオハシシギ	<i>Limnodromus scolopaceus</i>				●							
90			ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>				●	●			●			
91			オオジシギ	<i>Gallinago hardwickii</i>					●			●			
92			チュウジシギ	<i>Gallinago megala</i>								●			
93			クシシギ	<i>Gallinago gallinago</i>		●		●	●	●		●			
94			ソリハシシギ	<i>Xenus cinereus</i>				●							
95			アカエリヒレアシシギ	<i>Phalaropus lobatus</i>					●						
-			ヒレアシシギ属	<i>Phalaropus</i> sp.								●			
96			イソシギ	<i>Actitis hypoleucos</i>		●	●	●	●	●		●			
97			クサシギ	<i>Tringa ochropus</i>		●		●	●			●			
98			キアシシギ	<i>Tringa brevipes</i>					●			●			
99			アカアシシギ	<i>Tringa totanus</i>				●							
100			コアオアシシギ	<i>Tringa stagnatilis</i>				●				●			
101			タカブシギ	<i>Tringa glareola</i>				●	●			●			
102			ツルシギ	<i>Tringa erythropus</i>				●	●			●			
103			アオアシシギ	<i>Tringa nebularia</i>		●		●	●			●			
104	ツバメチドリ科	カモメ科	ツバメチドリ	<i>Glareola maldivarum</i>			●		●						
105			ミツユビカモメ	<i>Rissa tridactyla</i>				●							
106			ユリカモメ	<i>Chroicocephalus ridibundus</i>		●			●	●		●			
107			ズグロカモメ	<i>Saundersilarus saundersi</i>				●							
108			ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>			●	●	●			●			
109			カモメ	<i>Larus canus</i>				●	●			●			
110			ウシカモメ	<i>Larus glaucescens</i>				●							
111			シロカモメ	<i>Larus hyperboreus</i>				●							
112			セグロカモメ	<i>Larus vegae</i>				●	●			●			
113			オオセグロカモメ	<i>Larus schistisagus</i>				●	●			●			
114			コシセグロカモメ	<i>Larus fuscus</i>				●							
115			コアシサシ	<i>Sternula albifrons</i>		●	●		●			●			
116			アジサシ	<i>Sterna hirundo</i>					●						
117			ハジロクロハラアジサシ	<i>Chlidonias leucopterus</i>					●						
118	ウミスズメ科	アビ科	ウミスズメ	<i>Synthliboramphus antiquus</i>				●							
119			アビ	<i>Gavia stellata</i>				●							
120	ミズナギドリ目	ミズナギドリ科	オオミズナギドリ	<i>Calonectris leucomelas</i>				●		●					
121			コウノトリ	<i>Ciconia boyciana</i>			●	●				●			
122	カツオドリ目	ウ科	ヒメウ	<i>Urile pelagicus</i>				●							
123			ウミウ	<i>Phalacrocorax capillatus</i>				●							
124	ペリカン目	トキ科	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo</i>		●	●	●	●	●		●			
125			ヘラサギ	<i>Platalea leucorodia</i>				●							
126		サギ科	クロツラヘラサギ	<i>Platalea minor</i>				●							
127			サンカノゴイ	<i>Botaurus stellaris</i>				●							
128			ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis</i>			●								
129			ミンゴイ	<i>Gorsachius goisagi</i>			●					●			
130			ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax</i>		●	●	●	●			●			
131			ササゴイ	<i>Butorides striata</i>			●	●	●			●			
132			アササギ	<i>Bubulcus ibis</i>		●	●	●	●			●			
133			アオサギ	<i>Ardea cinerea</i>		●	●	●	●	●		●			
134			ダイサギ	<i>Ardea alba</i>		●	●	●	●	●		●			
135			チュウサギ	<i>Ardea intermedia</i>		●	●	●	●			●			
136	クロサギ	クロサギ	コサギ	<i>Egretta garzetta</i>		●	●	●	●	●		●			
137			クロサギ	<i>Egretta sacra</i>			●	●							

注 1) 表中の文献番号は表 3.1.21 の番号と対応する。

注 2) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第 8 版 掲載鳥類リスト」（2024 年 10 月 日本鳥学会）に準拠した。

表 3.1.23(3) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
139	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>		●	●	●	●	●		●			
140		タカ科	ハチクマ	<i>Pernis ptilorhynchus</i>			●		●			●			
141			クマタカ	<i>Nisaetus nipalensis</i>			●	●	●			●			
142			アカハラダカ	<i>Accipiter soloensis</i>					●						
143			ツミ	<i>Accipiter gularis</i>			●	●	●			●			
144			ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>		●	●	●	●	●		●			
145			オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>			●	●	●			●			
146			チュウヒ	<i>Circus spilonotus</i>			●	●	●			●			
147			ハイロチュウヒ	<i>Circus cyaneus</i>				●	●						
148			トビ	<i>Milvus migrans</i>		●	●	●	●	●		●			
149			オオワシ	<i>Haliaeetus pelagicus</i>				●							
150			オジロワシ	<i>Haliaeetus albicilla</i>				●	●			●			
151			サシバ	<i>Butastur indicus</i>		●	●		●			●			
152			オオノスリ	<i>Buteo hemilasius</i>		●									
153			ノスリ	<i>Buteo japonicus</i>		●	●	●	●	●		●			
154	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	<i>Ninox japonica</i>		●	●					●			
155			コノバズク	<i>Otus sunia</i>			●		●			●			
156			オオコノバズク	<i>Otus semitorques</i>			●	●				●			
157			トラフズク	<i>Asio otus</i>				●	●						
158			コムズク	<i>Asio flammeus</i>				●	●			●			
159			フクロウ	<i>Strix uralensis</i>			●	●	●			●			
160	サイチョウ目	ヤツガシラ科	ヤツガシラ	<i>Upupa epops</i>					●			●			
161	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	<i>Eurystomus orientalis</i>			●		●						
162		カワセミ科	アカショウビン	<i>Halcyon coromanda</i>			●					●			
163			カワセミ	<i>Alcedo atthis</i>		●	●	●	●	●					
164			ヤマセミ	<i>Megaceryle lugubris</i>			●	●				●			
165	キツツキ目	キツツキ科	アリスイ	<i>Jynx torquilla</i>		●		●	●			●			
166			コガラ	<i>Yungipicus kizuki</i>		●	●	●	●	●					
167			アカガラ	<i>Dendrocopos major</i>		●	●	●	●	●		●			
168			オオアカガラ	<i>Dendrocopos leucotos</i>			●	●							
169			アオガラ	<i>Picus awokera</i>		●	●	●	●			●			
170	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus</i>		●	●	●	●	●		●			
171			コチョウゲンボウ	<i>Falco columbarius</i>				●							
172			チゴハヤブサ	<i>Falco subbuteo</i>					●						
173			ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>		●	●	●	●			●			
174	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	<i>Pitta nympha</i>			●								
175		サンショウクイ科	サンショウクイ	<i>Pericrocotus divaricatus</i>		●	●	●	●			●			
176		カササギヒタキ科	サンコウチョウ	<i>Terpsiphone atrocaudata</i>		●	●		●			●			
177			モズ科												
178		モズ科	チゴモズ	<i>Lanius tigrinus</i>			●					●			
179			アカモズ	<i>Lanius cristatus</i>			●		●			●			
180			モズ	<i>Lanius bucephalus</i>		●	●	●	●	●		●			
181		カラス科	カケス	<i>Garrulus glandarius</i>		●	●	●	●	●		●			
182			オナガ	<i>Cyanopica cyanus</i>			●	●	●						
183			カササギ	<i>Pica serica</i>				●							
184			ホシガラス	<i>Nucifraga caryocatactes</i>			●	●							
185			ミヤマガラス	<i>Corvus frugilegus</i>				●							
186			ハシボソガラス	<i>Corvus corone</i>		●	●	●	●	●	●	●			
187			ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos</i>		●	●	●	●	●	●	●			
188		レンジャク科	キレンジャク	<i>Bombycilla garrulus</i>				●	●	●		●			
189			ヒレンジャク	<i>Bombycilla japonica</i>				●	●	●		●			
190		シジュウカラ科	ヒガラ	<i>Periparus ater</i>			●	●	●			●			
191			ヤマガラ	<i>Sittiparus varius</i>		●	●	●	●	●		●			
192			コガラ	<i>Poecile montanus</i>			●	●							
193			シジュウカラ	<i>Parus cinereus</i>		●	●	●	●	●		●			
194		ツリスガラ科	ツリスガラ	<i>Remiz consobrinus</i>				●	●						
195		ヒバリ科	ヒバリ	<i>Alauda arvensis</i>		●	●	●	●	●		●			
196		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis</i>		●	●	●	●	●	●	●			
197		ツバメ科	ショウドウツバメ	<i>Riparia riparia</i>					●	●		●			
198			ツバメ	<i>Hirundo rustica</i>		●	●	●	●	●	●	●			
199			イワツバメ	<i>Delichon dasypus</i>			●	●	●	●		●			
200			コシアカツバメ	<i>Cecropis daurica</i>		●	●		●			●			
201		ウグイス科	ウグイス	<i>Horornis diphone</i>		●	●	●		●					
202			ヤブサメ	<i>Urosphena squameiceps</i>		●	●		●			●			
203		エナガ科	エナガ	<i>Aegithalos caudatus</i>		●	●	●	●	●		●			
204			ムシクイ科				●		●			●			
205		ムシクイ科	センダイムシクイ	<i>Phylloscopus coronatus</i>			●		●			●			
206			エゾムシクイ	<i>Phylloscopus borealoides</i>			●		●			●			
207		ヨシキリ科	メボソムシクイ	<i>Phylloscopus xanthodryas</i>			●					●			
208			オオヨシキリ	<i>Acrocephalus orientalis</i>		●	●		●	●		●			
209		センニュウ科	コヨシキリ	<i>Acrocephalus bistrigiceps</i>			●		●			●			
210			シマセンニュウ	<i>Locustella ochotensis</i>								●			
211			マキノセンニュウ	<i>Locustella lanceolata</i>								●			

注 1) 表中の文献番号は表 3.1.21 の番号と対応する。

注 2) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第 8 版 掲載鳥類リスト」(2024 年 10 月 日本鳥学会) に準拠した。

表 3.1.23(4) 確認種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
210	スズメ目	セッカ科	セッカ	<i>Cisticola juncidis</i>		●	●	●	●	●		●			
211		メジロ科	メジロ	<i>Zosterops japonicus</i>		●	●	●	●	●					
212		キクイタダキ科	キクイタダキ	<i>Regulus regulus</i>			●	●	●			●			
213		ミソサザイ科	ミソサザイ	<i>Troglodytes troglodytes</i>			●	●	●			●			
214		ゴジュウカラ科	ゴジュウカラ	<i>Sitta europaea</i>			●	●							
215		キバシリ科	キバシリ	<i>Certhia familiaris</i>			●	●							
216		ムクドリ科	ギンムクドリ	<i>Spodiopsar sericeus</i>				●							
217			ムクドリ	<i>Spodiopsar cineraceus</i>		●	●	●	●	●	●	●			
218			コムクドリ	<i>Agropsar philippensis</i>			●	●	●			●			
219			カラムクドリ	<i>Sturnia sinensis</i>				●				●			
220			ホシムクドリ	<i>Sturnus vulgaris</i>				●							
221		ツグミ科	トラツグミ	<i>Zoothera aurea</i>		●	●	●				●			
222			マミジロ	<i>Geokichla sibirica</i>			●								
223			クロツグミ	<i>Turdus cardis</i>		●	●		●			●			
224			マミチャジナイ	<i>Turdus obscurus</i>				●	●			●			
225			シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>		●	●	●	●	●		●			
226			アカハラ	<i>Turdus chrysolaus</i>			●	●	●			●			
227			ツグミ	<i>Turdus eupomus</i>		●		●	●	●					
228		ヒタキ科	エンビタキ	<i>Muscicapa griseisticta</i>					●			●			
229			サメビタキ	<i>Muscicapa sibirica</i>					●			●			
230			コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica</i>		●	●		●			●			
231			オオルリ	<i>Cyanoptila cyanomelana</i>		●	●		●	●		●			
232			オガワコマドリ	<i>Luscinia svecica</i>								●			
233			ノゴマ	<i>Calliope calliope</i>					●			●			
234			ヨルリ	<i>Larivora cyane</i>			●		●						
235			コマドリ	<i>Larivora akahige</i>			●		●			●			
236			キビタキ	<i>Ficedula narcissina</i>		●	●		●	●		●			
237			ムギマキ	<i>Ficedula mugimaki</i>					●			●			
238			ニシオジロビタキ	<i>Ficedula parva</i>				●							
239			ルリビタキ	<i>Tarsiger cyanurus</i>			●	●	●	●		●			
240			ジョウビタキ	<i>Phoenicurus aureus</i>		●			●	●		●			
241			インビヨドリ	<i>Monticola solitarius</i>			●	●	●	●		●			
242			ハビタキ	<i>Saxicola stejnegeri</i>					●	●	●	●			
243		カワガラス科	カワガラス	<i>Cinclus pallasii</i>		●	●	●							
244		スズメ科	ニュウナイスズメ	<i>Passer cinnamomeus</i>			●	●	●			●			
245			スズメ	<i>Passer montanus</i>		●	●	●	●	●	●	●			
246		イワヒバリ科	カヤクグリ	<i>Prunella rubida</i>			●	●	●			●			
247		セキレイ科	キセキレイ	<i>Motacilla cinerea</i>		●	●	●	●	●		●			
248			ハクセキレイ	<i>Motacilla alba</i>		●	●	●	●	●	●	●			
249			セグロセキレイ	<i>Motacilla grandis</i>		●	●	●	●	●	●	●			
250			ピンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>			●	●	●			●			
251			ムネアカカキハバリ	<i>Anthus cervinus</i>								●			
252			タビバリ	<i>Anthus rubescens</i>		●		●	●	●		●			
253		アトリ科	アトリ	<i>Fringilla montifringilla</i>		●		●	●			●			
254			シメ	<i>Coccothraustes coccothraustes</i>		●		●	●	●		●			
255			コイカル	<i>Eophona migratoria</i>				●	●			●			
256			イカル	<i>Eophona personata</i>		●	●	●	●	●		●			
257			ウソ	<i>Pyrrhula pyrrhula</i>		●		●	●			●			
258			ハギマシコ	<i>Leucosticte arctoa</i>				●				●			
259			ベニマシコ	<i>Carpodacus sibiricus</i>		●		●	●	●		●			
260			オオマシコ	<i>Carpodacus roseus</i>				●							
261			カワラヒワ	<i>Chloris sinica</i>		●	●	●	●	●		●			
262			ベニヒワ	<i>Acanthis flammea</i>				●							
263			イスカ	<i>Loxia curvirostra</i>				●							
264			マヒワ	<i>Spinus spinus</i>			●	●	●						
265		ツメナガホオジロ科	ユキホオジロ	<i>Plectrophenax nivalis</i>				●							
266		ホオジロ科	ホオジロ	<i>Emberiza cioides</i>		●	●	●	●	●		●			
267			ホオアカ	<i>Emberiza fucata</i>			●	●	●			●			
268			カシラダカ	<i>Emberiza rustica</i>		●		●	●	●		●			
269			ミヤマホオジロ	<i>Emberiza elegans</i>		●		●	●			●			
270			ズグロチャキンチョウ	<i>Emberiza melanocephala</i>								●			
271			ノジコ	<i>Emberiza sulphurata</i>			●		●			●			
272			アオジ	<i>Emberiza personata</i>		●	●	●	●	●		●			
273			クロジ	<i>Emberiza variabilis</i>				●	●			●			
274			シベリアジュリン	<i>Emberiza pallasii</i>				●							
275			コジュリン	<i>Emberiza vessoensis</i>				●				●			
276			オオジュリン	<i>Emberiza schoeniclus</i>		●		●	●			●			
277		ソウシチョウ科	ソウシチョウ	<i>Leiothrix lutea</i>			●								
278			ガビチョウ	<i>Garrulax canorus</i>			●	●				●			
279		ハタオリドリ科	オオキンランチョウ	<i>Euplectes orix</i>								●			
280		カエデチョウ科	ブンチョウ	<i>Padda oryzivora</i>								●			
281			ギンハラ	<i>Lonchura malacca</i>				●				●			
282			ヘキチョウ	<i>Lonchura maja</i>				●							
283			ベニスズメ	<i>Amandava amandava</i>		●	●	●				●			
284	キジ目	キジ科	コウライキジ	<i>Phasianus colchicus karpowi</i>								●			
285			コジュケイ	<i>Bambusicola thoracicus</i>			●	●	●	●		●			
286			イワシャコ	<i>Alectoris chukar</i>								●			
287	ハト目	ハト科	カワラバト(ドバト)	<i>Columba livia</i>		●	●	●	●	●		●			
288	インコ目	インコ科	ホノセイインコ	<i>Psittacula krameri</i>			●	●							
289			ワカケホンセイインコ	<i>Psittacula krameri manillensis</i>		●						●			
290			セキセイインコ	<i>Melopsittacus undulatus</i>		●		●				●			
	24目	69科	290種		0種	110種	139種	220種	196種	67種	9種	212種	0種	2種	0種

注 1) 表中の文献番号は表 3.1.21 の番号と対応する。

注 2) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第 8 版 掲載鳥類リスト」(2024 年 10 月 日本鳥学会) に準拠した。

③ 爬虫類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる爬虫類は、表 3.1.24 に示すとおり、2 目 6 科 9 種である。

水田等の耕作地や公園の緑地を生息環境とするニホンカナヘビ、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、ヤマカガシ、河川を生息環境とするニホンイシガメやニホンスッポン等が確認されている。

表 3.1.24 確認種一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	有尾目	イシガメ科	ニホンイシガメ	<i>Mauremys japonica</i> (Temminck et Schlegel, 1838)								●			
2		スッポン科	ニホンスッポン	<i>Pelodiscus japonicus</i> (Temminck et Schlegel, 1838)	●	●						●		●	
3		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	<i>Takydromus tachydromoides</i> (Schlegel, 1838)								●			
4		ヤモリ科	ニホンヤモリ	<i>Gekko japonicus</i> (Schlegel in Duméril et Bibron, 1836)		●									
5		トカゲ科	ヒガシニホントカゲ	<i>Plestiodon finitimus</i> Okamoto et Hikida, 2012		●						●			
6		ナミヘビ科	ジムグリ	<i>Euprepiophis conspicillatus</i> (Boie, 1826)								●			
7			アオダイショウ	<i>Elaphe climacophora</i> (Boie, 1826)								●			
8			シマヘビ	<i>Elaphe quadrivirgata</i> (Boie, 1826)		●						●			
9			ヤマカガシ	<i>Rhabdophis tigrinus</i> (Boie, 1826)	●										
	2目	6科	9種		2種	4種	0種	0種	0種	0種	0種	7種	0種	1種	0種

注 1) 表中の文献番号は表 3.1.21 の番号と対応する。

注 2) 種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（2026 年 5 月 日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

④ 両生類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる両生類は、表 3.1.25 に示すとおり、2 目 5 科 8 種である。

河川に生息するオオサンショウウオ、水田等の耕作地に生息するアカハライモリ、ニホンアマガエル、ナゴヤダルマガエル、トノサマガエル等が確認されている。

また、外来種としてウシガエルが確認されている。

表 3.1.25 確認種一覧（両生類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	有尾目	オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	<i>Andrias japonicus</i> (Temminck, 1836)								●			
2		イモリ科	アカハライモリ	<i>Cynops pyrrhogaster</i> (Boie, 1826)								●			
3	無尾目	アマガエル科	ニホンアマガエル	<i>Dravosiphys japonicus</i> (Günther, 1859)		●						●			
4		アカガエル科	ウシガエル	<i>Lithobates catesbeianus</i> (Shaw, 1802)		●						●			
5			ツチガエル	<i>Glandirana rugosa</i> (Temminck et Schlegel, 1838)		●						●			
6			ナゴヤダルマガエル	<i>Pelophylax porosus brevipodus</i> (Ito, 1941)	●	●						●			
7			トノサマガエル	<i>Pelophylax nigromaculatus</i> (Hallowell, 1861)		●						●		●	
8		ヌマガエル科	ヌマガエル	<i>Fijerana kumamotoi</i> Djang, Matsui, Kumazawa, Nishioh et Sureda, 2011		●						●			
	2目	5科	8種		1種	6種	0種	0種	0種	0種	0種	8種	0種	1種	0種

注 1) 表中の文献番号は表 3.1.21 の番号と対応する。

注 2) 種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（2026 年 5 月 日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

⑤ 魚類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる魚類は、表 3.1.26 に示すとおり、11 目 17 科 43 種である。

水田等を生息環境とするドジョウやナマズ、河川等を生息環境とするオイカワ、ヤリタナゴ、ウグイ、アユ、カワヨシノボリ等が確認されている。また、ブルーギルやオオクチバス等の外来種も確認されている。

表 3.1.26 確認種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号											
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i> Temminck & Schlegel 1846		●						●		●		
2	コイ目	ドジョウ科	ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i> (Cantor 1842)		●						●		●		
3			シマドジョウ属	<i>Cobitis</i> sp.		●						●				
4		コイ科	ゲンゴロウブナ	<i>Carassius cuvieri</i> Temminck & Schlegel 1846		●							●			
5	キンブナ		<i>Carassius buergeri</i> subsp. 2		●							●				
-	フナ属		<i>Carassius</i> sp.									●				
6	クセノキブリス科	ニゴイ属	<i>Cyprinus carpio</i> Linnaeus 1758		●							●		●		
7		オイカワ	<i>Opsarichthys platypus</i> (Temminck & Schlegel 1846)									●		●		
8		カワムツ	<i>Nipponocypris temminckii</i> (Temminck & Schlegel 1846)									●				
9	タナゴ科	アオウオ	<i>Mylopharyngodon piceus</i> (Richardson 1846)		●											
10		ヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i> (Temminck & Schlegel 1846)									●				
11		アブラボテ	<i>Tanakia limbata</i> (Temminck & Schlegel 1846)		●							●				
12		カネヒラ	<i>Acheilognathus rhombeus</i> (Temminck & Schlegel 1846)		●											
13		イチモンジタナゴ	<i>Acheilognathus cyanostigma</i> Jordan & Fowler 1903		●							●				
14		イタセンバラ	<i>Acheilognathus longipinnis</i> Regan 1905									●	●	●	●	
15		シロヒレタビラ	<i>Acheilognathus tabira tabira</i> Jordan & Thompson 1914									●				
-		タナゴ属	<i>Acheilognathus</i> sp.									●				
16		タイリクバラタナゴ	<i>Rhodeus ocellatus ocellatus</i> (Kner 1866)		●							●				
17		カマツカ科	モツゴ	<i>Pseudorasbora parva</i> (Temminck & Schlegel 1846)		●								●		
-	モツゴ属		<i>Pseudorasbora</i> sp.									●				
18	カワヒガイ		<i>Sarcocheilichthys variegatus variegatus</i> (Temminck & Schlegel 1846)		●											
-	ヒガイ属		<i>Sarcocheilichthys</i> sp.									●				
19	タモロコ		<i>Gnathopogon elongatus elongatus</i> (Temminck & Schlegel 1846)		●							●		●		
20	ゼゼラ		<i>Biwia zezera</i> (Ishikawa 1895)		●							●				
21	カマツカ		<i>Pseudogobio esocinus</i> (Temminck & Schlegel 1846)		●							●		●		
22	ツチフキ		<i>Abbottina rivularis</i> (Basilewsky 1855)		●							●		●		
23	ニゴイ		<i>Hemibarbus barbus</i> (Temminck & Schlegel 1846)									●				
24	デメモロコ		<i>Squalidus japonicus japonicus</i> (Sauvage 1883)		●								●			
25	スゴモロコ	<i>Squalidus chankaensis biwae</i> (Jordan & Snyder 1900)		●							●					
26	ウグイ科	ウグイ	<i>Pseudaspius hakonensis</i> (Günther 1877)		●						●					
27	ナマズ目	ナマズ科	ナマズ	<i>Silurus asotus</i> Linnaeus 1758		●						●				
28	サケ目	サケ科	カワマス	<i>Salvelinus fontinalis</i> (Mitchill 1814)								●				
29			ニジマス	<i>Oncorhynchus mykiss</i> (Walbaum 1792)		●										
30			サツキマス・アマゴ	<i>Oncorhynchus masou ishikawae</i> Jordan & McGregor 1925		●								●		
31			アユ	<i>Plecoglossus altivelis altivelis</i> (Temminck & Schlegel 1846)		●							●		●	
32	ハゼ目	ドンコ科	ドンコ	<i>Odontobutis obscurus</i> (Temminck & Schlegel 1845)		●						●				
33		オクスデルクス科	マハゼ	<i>Acanthogobius flavimanus</i> (Temminck & Schlegel 1845)		●										
34		ゴビオネルス亜科	チチブ	<i>Tridentiger obscurus</i> (Temminck & Schlegel 1845)		●										
-		チチブ属	<i>Tridentiger</i> sp.									●				
35		カワヨシノボリ	<i>Rhinogobius flumineus</i> (Mizuno 1960)		●											
36		トウカイヨシノボリ	<i>Rhinogobius telma</i> Suzuki, Kimura & Shibukawa 2019	●										●		
-	ヨシノボリ属	<i>Rhinogobius</i> sp.										●				
37	ウキゴリ	<i>Gymnogobius urotaenia</i> (Hilgendorf 1879)										●				
38	キノボリウオ目	タイワンドジョウ科	カムルチー	<i>Channa argus</i> (Cantor 1842)		●							●			
39	ダツ目	メダカ科	ミナメダカ	<i>Orzias latipes</i> (Temminck & Schlegel 1846)								●				
40	カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	<i>Gambusia affinis</i> (Baird & Girard 1853)										●		
41	サンフィッシュ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	<i>Lepomis macrochirus macrochirus</i> Rafinesque 1819		●										
42			オオクチバス	<i>Micropterus nigricans</i> (Cuvier 1828)		●							●			
43	ホタルジャコ目	スズキ科	スズキ	<i>Lateolabrax japonicus</i> (Cuvier 1828)								●				
	11目	17科	43種		1種	33種	0種	0種	0種	0種	0種	0種	32種	1種	16種	1種

注 1) 表中の文献番号は表 3.1.21 の番号と対応する。

注 2) 種名及び配列については原則として「日本産魚類全種リスト (JAF リスト)」(2026 年 5 月 鹿児島大学総合研究博物館) に準拠した。

⑥ 昆虫類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる昆虫類（クモ類含む）は、表 3.1.27 に示すとおり、10 目 62 科 232 種である。

対象事業実施想定区域及びその周囲は主に住宅地、公園、水田となっている。西側には木曽川が流下しており、河川敷には広く緑地が広がっている。

このような環境を反映し、クモ類では家屋の軒先から公園など様々な環境に生息するジョロウグモ、コガネグモ、人家周辺に多いジグモ、オニグモが確認された。

昆虫類では、河川敷や水田等の水辺環境を生息環境とするハグロトンボやシオカラトンボ等のトンボ目、ゲンゴロウ、ミズスマシ、ゲンジボタル等の水生昆虫類が確認されている。

このほか、公園や河川敷等の緑地を生息環境とするミヤマセセリやコムラサキ等のチョウ目、ヒメボタルやタマムシ等のコウチュウ目が確認されている。

表 3.1.27(1) 確認種一覧（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	クモ目	ジグモ科	ジグモ	<i>Atypus karschii</i>								●			
2		ユウレイグモ科	ユウレイグモ	<i>Pholcus zichi</i>								●			
3		ウズグモ科	ウズグモ科	<i>Uloboridae</i>								●			
4		ヒメグモ科	ヒメグモ科	<i>Theridiidae</i>								●			
5		アシナガグモ科	ジョロウグモ	<i>Nephila clavata</i>								●			
6			シロガネグモ属	<i>Leucauge</i> sp.								●			
7		コガネグモ科	オニグモ	<i>Araneus ventricosus</i>								●			
8			コガネグモ	<i>Argiope amoena</i>								●			
9			ゴミグモ	<i>Cyclosa octotuberculata</i>								●			
10			イエオニグモ	<i>Neoscona nautica</i>								●			
11		ササグモ科	コモリグモ科	<i>Lycosidae</i>								●			
12			ササグモ	<i>Oxyopes sertatus</i>								●			
13		タナグモ科	クサグモ	<i>Agelena silvatica</i>								●			
14			タナグモ科	<i>Agelenidae</i>								●			
15		カニグモ科	ハナグモ	<i>Ebrechtella tricuspidata</i>								●			
16			カニグモ	<i>Xysticus audax</i>								●			
17	トンボ目(蜻蛉目)	イトトンボ科	アフリグモ	<i>Myrmarachne japonica</i>								●			
18			ハエトリグモ科	<i>Salticidae</i>								●			
19		イトトンボ科	ヒラタグモ科	<i>Urocteidae</i>								●			
20			イトトンボ科	<i>Lestes japonicus</i>								●			
21			イトトンボ科	<i>Lestes temporalis</i>		●						●			
22			イトトンボ科	<i>Ceragrion melanurum</i>		●						●			
23			イトトンボ科	<i>Ceragrion nipponicum</i>	●	●						●			
24			イトトンボ科	<i>Ischnura asiatica</i>		●						●			
25			イトトンボ科	<i>Ischnura senegalensis</i>		●						●			
26			イトトンボ科	<i>Paracerion calamorum calamorum</i>		●						●			
27			イトトンボ科	<i>Paracerion hieroglyphicum</i>		●						●			
28			イトトンボ科	<i>Paracerion melanotum</i>		●						●			
29			イトトンボ科	<i>Paracerion sieboldii</i>								●			
30		イトトンボ科	イトトンボ科	<i>Copera annulata</i>		●						●			
31			イトトンボ科	<i>Atrocalopteryx atrata</i>		●						●			
32			イトトンボ科	<i>Aeschnophlebia anisoptera</i>								●			
33			イトトンボ科	<i>Aeschnophlebia longistigma</i>		●						●			
34			イトトンボ科	<i>Anaciaeschna martini</i>		●						●			
35			イトトンボ科	<i>Anax guttatus</i>		●						●			
36			イトトンボ科	<i>Anax parthenope julius</i>		●						●			
37			イトトンボ科	<i>Boyeria maculachlani</i>								●			
38			イトトンボ科	<i>Gynacantha japonica</i>		●						●			
39			イトトンボ科	<i>Anisogomphus maacki</i>		●						●			
40		イトトンボ科	イトトンボ科	<i>Asiagomphus pryeri</i>	●							●			
41			イトトンボ科	<i>Shiogomphus postocularis</i>								●			
42			イトトンボ科	<i>Stictinogomphus clavatus</i>								●			
43			イトトンボ科	<i>Stylurus nagoyanus</i>	●	●						●			
44			イトトンボ科	<i>Anotogaster sieboldii</i>		●						●			
45			イトトンボ科	<i>Epitheca marginata</i>		●						●			
46			イトトンボ科	<i>Epopthalmia elegans</i>		●						●			
47			イトトンボ科	<i>Crocothemis servilia marianae</i>		●						●			
48			イトトンボ科	<i>Deilinia phaon</i>		●						●			
49			イトトンボ科	<i>Libellula angelina</i>		●						●			
50		イトトンボ科	イトトンボ科	<i>Libellula quadrimaculata asahinai</i>		●						●			
51			イトトンボ科	<i>Lyriothemis pachygastra</i>		●						●			
52			イトトンボ科	<i>Orthetrum albistylum speciosum</i>		●						●			
53			イトトンボ科	<i>Pantala flavescens</i>		●						●			
54			イトトンボ科	<i>Pseudothemis zonata</i>		●						●			
55			イトトンボ科	<i>Rhyothemis fuliginosa</i>		●						●			
56			イトトンボ科	<i>Sympetrum croceolum</i>		●						●			
57			イトトンボ科	<i>Sympetrum darwinianum</i>		●						●			
58			イトトンボ科	<i>Sympetrum eroticum eroticum</i>		●						●			
59			イトトンボ科	<i>Sympetrum frequens</i>		●						●			
60	ゴキブリ目(網翅目)	ゴキブリ目(網翅目)	イトトンボ科	<i>Sympetrum infuscatum</i>		●						●			
61			イトトンボ科	<i>Sympetrum kunkeli</i>		●						●			
62		イトトンボ科	イトトンボ科	<i>Sympetrum maculatum</i>		●						●			
63			イトトンボ科	<i>Sympetrum pedemontanum elatum</i>		●						●			
64		イトトンボ科	イトトンボ科	<i>Sympetrum risi risi</i>		●						●			
65			イトトンボ科	<i>Tholymis tillarga</i>		●						●			
66		イトトンボ科	イトトンボ科	<i>Blattaria</i>								●			
67			イトトンボ科	<i>Mantodea</i>								●			
68		イトトンボ科	イトトンボ科	<i>Mecopoda niponensis</i>								●			
69			イトトンボ科	<i>Ducetia japonica</i>								●			
70		イトトンボ科	イトトンボ科	<i>Phaneroptera falcata</i>								●			
71			イトトンボ科	<i>Tettigonia orientalis</i>								●			
72		イトトンボ科	イトトンボ科	<i>Tettigoniidae</i>								●			
73			イトトンボ科	<i>Aphonoides japonicus</i>								●			
74		イトトンボ科	イトトンボ科	<i>Meloidomorpha japonica</i>								●			
75			イトトンボ科	<i>Truljalia hibionis</i>								●			
76		イトトンボ科	イトトンボ科	<i>Xenogryllus marmoratus marmoratus</i>								●			
77			イトトンボ科	<i>Teleogryllus emma</i>								●			
78	カマキリ目(蟷螂目)	カマキリ目(蟷螂目)	イトトンボ科	<i>Ornebius kanetataki</i>								●			
79			イトトンボ科	<i>Dianemobius nigrofasciatus</i>								●			
80		カマキリ目(蟷螂目)	イトトンボ科	<i>Svistella bifasciata</i>								●			
81			イトトンボ科	<i>Acrida cinerea</i>								●			
82		カマキリ目(蟷螂目)	イトトンボ科	<i>Gastrimargus marmoratus</i>								●			
83			イトトンボ科	<i>Locusta migratoria</i>								●			
84		カマキリ目(蟷螂目)	イトトンボ科	<i>Catantopidae</i>								●			
85			イトトンボ科	<i>Atractomorpha lata</i>								●			
86		カマキリ目(蟷螂目)	イトトンボ科									●			
87			イトトンボ科									●			
88		カマキリ目(蟷螂目)	イトトンボ科									●			
89			イトトンボ科									●			
90		カマキリ目(蟷螂目)	イトトンボ科									●			
91			イトトンボ科									●			
92		カマキリ目(蟷螂目)	イトトンボ科									●			
93			イトトンボ科									●			
94		カマキリ目(蟷螂目)	イトトンボ科									●			
95			イトトンボ科									●			
96		カマキリ目(蟷螂目)	イトトンボ科									●			
97			イトトンボ科									●			
98		カマキリ目(蟷螂目)	イトトンボ科									●			
99			イトトンボ科									●			
100		カマキリ目(蟷螂目)	イトトンボ科									●			
101			イトトンボ科									●			

注1) 表中の文献番号は表 3.1.21の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（2025年10月 国土交通省）に準拠した。

表 3.1.27(2) 確認種一覧（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
82	カメムシ目（半翅目）	ウンカ科	ウンカ科	Delphacidae								●			
83		セミ科	クマゼミ	<i>Cryptotympana facialis</i>		●						●			
84			アブラゼミ	<i>Graptosaltria nigrofasciata</i>		●						●			
85			ツクツクボウシ	<i>Meimuna opalifera</i>								●			
86			ニイニイゼミ	<i>Platyleura kaempferi</i>		●						●			
87		アメンボ科	エサキアメンボ	<i>Limnopus esakii</i>	●										
88		コオイムシ科	コオイムシ	<i>Appasus japonicus</i>		●									
89			タガメ	<i>Kirkaldyia deyrolli</i>	●							●			
90		アブラムシ科	アブラムシ科	Aphididae											
91		—	カイガラムシ上科	Coccoidea								●			
—		—	カメムシ目（半翅目）	HEMIPTERA								●			
92	チョウ目（鱗翅目）	セセリチョウ科	ミヤマセセリ	<i>Erynnis montana montana</i>								●			
93			ヒメキマダラセセリ	<i>Ochlodes rikuchina</i>								●			
94			イチモンジセセリ	<i>Parnara guttata guttata</i>		●						●			
95			チャバネセセリ	<i>Pelopidas mathias oberthueri</i>								●			
96			オオチャバネセセリ	<i>Polytremis pellucida pellucida</i>		●						●			
97			キマダラセセリ	<i>Potanthus flavus flavus</i>											
98		シジミチョウ科	ミズイロオナガシジミ	<i>Antigius attilla attilla</i>								●			
99			ムラサキシジミ	<i>Arhopala japonica</i>								●			
100			コツバメ	<i>Callophrys ferrea ferrea</i>								●			
101			ルリシジミ	<i>Celastrina argiolus hadonides</i>								●			
102			ウラギンシジミ	<i>Curetis acuta paracuta</i>		●						●			
103			ツバメシジミ	<i>Everes argiades argiades</i>		●						●			
104			アカシジミ	<i>Japonica lutea lutea</i>								●			
105			ウラナミアカシジミ	<i>Japonica saepestriata saepestriata</i>								●			
106			ウラナミシジミ	<i>Lampides boeticus</i>		●						●			
107			ベニシジミ	<i>Lycaena phlaeas chinensis</i>		●						●			
108			ミドリシジミ	<i>Neozephyrus japonicus japonicus</i>								●			
109			ゴマシジミ本州中部亜種	<i>Phengaris teleius kazamoto</i>								●			
110			トラフシジミ	<i>Rapala arata</i>								●			
111			ゴイシシジミ	<i>Taraka hamada hamada</i>								●			
112			ヤマトシジミ本土亜種	<i>Zizeeria maha argia</i>								●			
113			シルビアシジミ	<i>Zizina emelina emelina</i>								●			
114			シジミチョウ科	Lycaenidae								●			
115		タテハチョウ科	コムラサキ	<i>Apatura metis substituta</i>		●						●			
116			ミドリヒョウモン	<i>Argynnis paphia tsushimana</i>								●			
117			ツマグロヒョウモン	<i>Argyreus hyperbius hyperbius</i>		●						●			
118			ウラギンシジミヒョウモン	<i>Argyronome laodice japonica</i>								●			
119			オオウラギンシジミヒョウモン	<i>Argyronome ruslana</i>								●			
120			メスグロヒョウモン	<i>Damora sagana liane</i>								●			
121			ウラギンヒョウモン	<i>Fabriciana adippe pallescens</i>								●			
122			オオウラギンヒョウモン	<i>Fabriciana nerippe</i>								●			
123			ゴマダラチョウ本土亜種	<i>Hestina persimilis japonica</i>		●						●			
124			ルリタテハ本土亜種	<i>Kaniska canace nojaponicum</i>								●			
125			クロヒカゲモドキ	<i>Lethe marginalis</i>								●			
126			ヒカゲチョウ	<i>Lethe sicelis</i>								●			
127			ヒョウモンモドキ	<i>Melitaea scotosia</i>								●			
128			ジャノメチョウ	<i>Minois dryas bipunctata</i>								●			
129			コジャノメ	<i>Mycalis francisca perdiccas</i>								●			
130			ヒメジャノメ	<i>Mycalis gotama fulginea</i>		●						●			
131			Melanitis属	<i>Melanitis sp.</i>								●			
132			サトキマダラヒカゲ	<i>Neope goschkevitchii</i>		●						●			
133			クモガタヒョウモン	<i>Nephargynnis anadyomene ella</i>								●			
134			オオミスジ	<i>Neptis alwina</i>								●			
135			ミスジチョウ	<i>Neptis philvra philvra</i>								●			
136			ホシミスジ東北・中部地方亜種	<i>Neptis prveri iwasei</i>								●			
137			フタミスジチョウ中部地方亜種	<i>Neptis rivularis insularum</i>								●			
138			コムシジ本州以南亜種	<i>Neptis sappho intermedia</i>								●			
139			キベリタテハ	<i>Nymphalis antiopa</i>								●			
140			ヒオドシチョウ	<i>Nymphalis xanthomelas japonica</i>								●			
141			アサギマダラ	<i>Parantica sita nipponica</i>								●			
142			シータテハ	<i>Polygonia c-album hamigera</i>								●			
143			キタテハ	<i>Polygonia c-aureum c-aureum</i>		●						●			
144			オオムラサキ	<i>Sasakia charonda charonda</i>								●			
145			ヒメアカタテハ	<i>Vanessa cardui</i>								●			
146			アカタテハ	<i>Vanessa indica indica</i>								●			
147			ヒメウラナミジャノメ	<i>Ypthima argus argus</i>		●						●			
148		アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ本土亜種	<i>Atraphaneura alcinous alcinous</i>		●						●			
149			アオスジアゲハ	<i>Graphium sarpedon nipponum</i>		●						●			
150			カラスアゲハ本土亜種	<i>Papilio dehaanii dehaanii</i>								●			
151			モンキアゲハ	<i>Papilio helenus nicconicolens</i>								●			
152			ミヤマカラスアゲハ	<i>Papilio maackii</i>								●			
153			キアゲハ	<i>Papilio machaon hippocrates</i>		●						●			
154			オナガアゲハ	<i>Papilio macilentus macilentus</i>								●			
155			クロアゲハ本土亜種	<i>Papilio protenor demetrius</i>								●			
156		シロチョウ科	アゲハ	<i>Papilio xuthus</i>		●						●			
157			モンキチョウ	<i>Colias erate poliographa</i>								●			
158			ツマグロキチョウ	<i>Eurema laeta betheseba</i>	●	●						●			
159			キタキチョウ	<i>Eurema mandarina</i>		●						●			
160			スジグロシロチョウ	<i>Pieris melete</i>								●			
161			モンシロチョウ	<i>Pieris rapae crucivora</i>		●						●			

注1) 表中の文献番号は表 3.1.21の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（2025年10月 国土交通省）に準拠した。

表 3.1.27(3) 確認種一覧（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号										
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
162	ハエ目(双翅目)	ガガンボ科	キリウジガガンボ	<i>Tipula aino</i>								●			
163		カ科	オオクロヤブカ	<i>Armigeres subalbatus</i>								●			
164			トラフカクイカ	<i>Lutzia vorax</i>		●						●			
165		アブ科		Tabanidae								●			
166		クロバエ科	ケブカクロバエ	<i>Aldrichina grahami</i>								●			
167	コウチュウ目(鞘翅目)		ルリキンバエ	<i>Protophormia terraenovae</i>								●			
168		イエバエ科	イエバエ	<i>Musca domestica</i>								●			
169		ハンミョウ科	カワラハンミョウ	<i>Chaetodera laetescripta</i>	●	●									
170			ニワハンミョウ	<i>Cicindela japana</i>		●									
171			エリザハンミョウ	<i>Cylindera elisae elisae</i>		●									
172			コハンミョウ	<i>Myriochile specularis</i>		●									
173			セスジゲンゴロウ	<i>Copelatus japonicus</i>		●									
174		ゲンゴロウ科	ホソセスジゲンゴロウ	<i>Copelatus weymarni</i>		●									
175			ゲンゴロウ	<i>Cybister chinensis</i>								●			
176			チビゲンゴロウ	<i>Hydrophilus japonicus</i>		●									
177			ツブゲンゴロウ	<i>Laccophilus difficilis</i>		●									
178			コウベツブゲンゴロウ	<i>Laccophilus kobensis</i>		●									
179			キベリマメゲンゴロウ	<i>Platambus fimbriatus</i>		●									
180			ミズスマシ科	ミズスマシ								●			
181			コツブゲンゴロウ科	コツブゲンゴロウ		●									
182		クワガタムシ科	アカアシクワガタ	<i>Dorcus rubromaculatus rubromaculatus</i>		●									
183			クワガタムシ科	Lucanidae								●			
184		コガネムシ科	ヒメコガネ	<i>Anomala rufocuprea</i>								●			
185			オオコフキコガネ	<i>Melolontha frater</i>								●			
186			コフキコガネ	<i>Melolontha japonica</i>								●			
187			オオスジコガネ	<i>Mimela costata</i>								●			
188			コガネムシ	<i>Mimela splendens</i>								●			
189			スジコガネ	<i>Mimela testaceipes</i>								●			
190			シロスジコガネ	<i>Polyphylla albolineata</i>								●			
191			カブトムシ	<i>Trigonotus dichotomus septentrionalis</i>								●			
192		タマムシ科	ウバタマムシ	<i>Chalcophora japonica japonica</i>								●			
193			タマムシ	<i>Chrysocentra fulgidissima fulgidissima</i>								●			
194			クロマダラタマムシ	<i>Nipponobuprestis querceti</i>	●										
195	コメツクシムシ科		ウバタマコメツクシ	<i>Cryptalaus berus</i>								●			
196			クシコメツクシ	<i>Melanotus legatus legatus</i>								●			
197	ホタル科		ヒメボタル	<i>Luciola parvula</i>		●									
198			ゲンジボタル	<i>Nipponoluciola cruciata</i>		●									
199	テントウムシ科		ナナホシテントウ	<i>Coccinella septempunctata</i>								●			
200			テントウムシ科	Coccinellidae								●			
201	カミキリムシ科		キマダラミヤマカミキリ	<i>Aeolosthes chrysotrix chrysotrix</i>								●			
202			ゴマダラカミキリ	<i>Anoplophora malasiaca</i>								●			
203			シロスジカミキリ	<i>Batocera lineolata</i>								●			
204			ミドリカミキリ	<i>Chloridolum viride</i>								●			
205			タケトラカミキリ	<i>Chlorophorus annularis</i>								●			
206			エグトラカミキリ	<i>Chlorophorus japonicus</i>								●			
207			ホシベニカミキリ	<i>Eupromus ruber</i>								●			
208			ツマグロハナカミキリ	<i>Leptura modicenotata</i>								●			
209			ゴマフカミキリ	<i>Mesosa japonica</i>								●			
210			ミヤマカミキリ	<i>Neocerambyx raddei</i>								●			
211			ノコギリカミキリ	<i>Prionus insularis insularis</i>								●			
212			トガリシロオビサビカミキリ	<i>Pterolophia caudata caudata</i>								●			
213			アトモンサビカミキリ	<i>Pterolophia granulata</i>								●			
214			アトジロサビカミキリ	<i>Pterolophia zonata</i>								●			
215			ベニカミキリ	<i>Purpuricenus temminckii</i>								●			
216			ルリボシカミキリ	<i>Rosalia batesi</i>								●			
217			クロカミキリ	<i>Spondylis buprestoides</i>								●			
218			ヨツボシカミキリ	<i>Stenogrinus quadrinotatus</i>								●			
219			トラフカミキリ	<i>Xylotrechus chinensis</i>								●			
220			アオスジカミキリ	<i>Xystrocera globosa</i>								●			
221			カミキリムシ科	Cerambycidae								●			
222	ハチ目(膜翅目)	アリ科	クロオアリ	<i>Camponotus japonicus</i>								●			
223			ヒラズオアリ	<i>Colobopsis nipponicus</i>		●									
224			オオズアリ	<i>Pheidole nodus</i>		●									
—		スズメバチ科	アリ科	Formicidae								●			
225			コアシナガバチ	<i>Polistes snelleni</i>								●			
226			クロスズメバチ	<i>Vespa flaviceps</i>								●			
227		セナガアナバチ科	サトセナガアナバチ	<i>Ampulex dissector</i>		●									
228			アナバチ科	<i>Sceliphron madraspatanum</i>	●										
229		ミツバチ科	Ammophila属	<i>Ammophila</i> sp.								●			
230			ミツバチ科	Apidae								●			
231		ハキリバチ科	キヌゲハキリバチ	<i>Megachile kobensis</i>	●	●									
232			クロバチ上科	Proctotrupeoidea								●			
	10目	62科	232種		10種	78種	0種	0種	0種	0種	0種	183種	0種	0種	0種

注1) 表中の文献番号は表 3.1.21の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(2025年10月 国土交通省)に準拠した。

⑦ 貝類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる貝類は、表 3.1.28 に示すとおり、5 目 18 科 41 種である。

水質の良いところを生息環境とするカワニナやモノアラガイ、マシジミ、水質の悪いところを生息環境とするヒメタニシやサカマキガイ等が確認されている。

また、キセルガイ科やオナジマイマイ科等の陸産貝類も確認されている。

表 3.1.28 確認種一覧（貝類）

No.	目名	科名	種名	学名	文献番号											
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
1	ニナ目(中腹足目)	ゴマガイ科	ゴマガイ	<i>Diplommatina cassa</i>								●				
2		タニシ科	マルタニシ	<i>Cipangopaludina chinensis laeta</i>		●										
3			オオタニシ	<i>Cipangopaludina japonica</i>								●				
4			ヒメタニシ	<i>Sinotaia quadrata histrica</i>		●						●				
5		リンゴガイ科	スクミリンゴガイ	<i>Pomacea canaliculata</i>		●										
6		カワニナ科	カワニナ	<i>Semisulcospira libertina</i>		●							●			
7			チリメンカワニナ	<i>Semisulcospira reiniana</i>		●										
8	モノアラガイ目(基眼目)	サカマキガイ科	サカマキガイ	<i>Physa acut</i>		●										
9		モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	<i>Austropeplea ollula</i>		●							●			
10			モノアラガイ	<i>Radix auricularia japonica</i>		●							●			
11		ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulus chinensis spirillus</i>									●			
12		カワコザラガイ科	カワコザラガイ	<i>Laevapex nipponica</i>									●			
13	マイマイ目(柄眼目)	キセルガイ科	ナミゴギセル	<i>Euphaedusa tau</i>		●										
14			コンボウギセル	<i>Mesophaedusa hickonis</i>										●		
15			ナミギセル	<i>Stereophaedusa japonica</i>										●		
16			エルベルギセル	<i>Tyrannophaedusa acuminata erveri</i> (Möllerdorff, 1885)										●		
17			ホノヘギセル	<i>Tyrannophaedusa gracilispira</i>										●		
18		オカチョウジガイ科	トクサオカチョウジガイ	<i>Allopeas javanicum</i>		●										
19			ボソオカチョウジガイ	<i>Allopeas pyrgula</i>		●										
20		コハクガイ科	コハクガイ	<i>Zonitoides arboreus</i>		●										
21		ナメクジ科	ナメクジ	<i>Meghimatium bilineatum</i>		●										
22			ヤマナメクジ	<i>Meghimatium fruhstorferi</i>		●										
23		コウラナメクジ科	ノナメクジ	<i>Deroceas varians</i>									●			
24			チャコウラナメクジ	<i>Limax marginatus</i>		●										
25		ベッコウマイマイ科	ヒメベッコウガイ	<i>Discoconulus sinapidium</i>										●		
26			キビガイ	<i>Gastrodontella multivolis</i>										●		
27			コシタカシタラガイ	<i>Sitalina circumcincta</i>										●		
28			ウラジロベッコウ	<i>Urazirochlamys doenitzii</i>										●		
29			オナジマイマイ科	ウスカワマイマイ	<i>Acusta despecta sieboldiana</i>		●								●	
30		オナジマイマイ		<i>Bradybaena similis</i>										●		
31		クチベニマイマイ		<i>Euhadra amaliae</i>										●		
32		ヒラマイマイ		<i>Euhadra eoa</i>		●										
33		ギューリキマイマイ		<i>Euhadra eoa gulicki</i>		●										
34		ミヤマヒダリマキマイマイ		<i>Euhadra scaevola</i>											●	
35		イシガイ目		イシガイ科	ドブガイ	<i>anodonta woodiana</i>		●							●	
36	トンガリササノハガイ		<i>Lanceolaria gravana</i>			●							●			
37	カタハガイ		<i>Pseudodon omiensis</i>										●			
38	イシガイ		<i>Unio douglasiae</i>										●			
39	ハマグリ目	シジミ科	ヤマトシジミ	<i>Corbicula japonica</i>		●										
40			マシジミ	<i>Corbicula leana</i>		●										
41		ドブシジミガイ科	ドブシジミ	<i>Sphaerium japonicum</i>		●										
5目 18科 41種					0種	23種	0種	0種	0種	0種	0種	25種	0種	0種	0種	

注1) 表中の文献番号は表 3.1.21の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編3」(1998年12月 自然環境研究センター)に準拠した。

(2) 重要な動物種

確認された種のうち、重要な動物種を抽出した。重要な動物種の選定根拠は表 3.1.29 に、その選定基準は表 3.1.30 に示すとおりである。

なお、表 3.1.21 の確認文献の中には、詳細な位置情報の記載がないものも含まれるため、対象事業実施想定区域及びその周囲から離れた地域で見られる種を掲載している可能性がある。

表 3.1.29 重要な動物種の選定根拠

番号	法令・文献等	選定基準
I	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「愛知県文化財保護条例」(昭和30年愛知県条例第6号) 「一宮市文化財保護条例」(昭和35年条例第20号)	・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天) ・愛知県指定天然記念物(県天) ・一宮市指定天然記念物(市天)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年法律第75号)	・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特1) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特2) ・緊急指定種(緊急) ・保護増殖事業対象種(保護)
III	「環境省レッドリスト2020」 (2020年3月27日 環境省報道発表資料) 「環境省レッドリスト 第5次レッドリスト」 (鳥類及び爬虫類・両生類) (2026年3月17日 環境省報道発表資料)	・絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) ・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
IV	「レッドリストあいち2025」(2025年3月 愛知県)	・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD) ・地域個体群(LP)
V	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 (昭和48年愛知県条例第3号)	・指定希少野生動植物種(希少)

表 3.1.30 重要な動物種の選定基準

番号	選定基準	評価基準
I	特別天然記念物（特天）	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物（国天）	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
	愛知県指定天然記念物（県天）	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、愛知県の自然を記念するもの
	一宮市指定天然記念物（市天）	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、一宮市の自然を記念するもの
II	国際希少野生動植物種（国際）	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう
	国内希少野生動植物種（国内）	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動植物種（特1）	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動植物種（特2）	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種（緊急）	環境大臣が、希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう
	保護増殖事業対象種（保護）	国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、その個体の繁殖の促進、生息地等の整備等の事業の推進をする必要がある場合で、保護増殖事業計画を策定している種
III	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
	絶滅のおそれのある地域個体群（LP）	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
IV	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
V	地域個体群（LP）	特に保全のための配慮が必要と考えられる特徴的な個体群
	指定希少野生動植物種（希少）	県内に生息生育する絶滅のおそれのある野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があるもの

注）表中のⅠ～Ⅴは表 3.1.29の番号と対応する。

① 哺乳類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる哺乳類の重要種は、表 3.1.31 に示すとおり、2 目 2 科 3 種である。

草地等に生息するノウサギや耕作地や河川敷に生息するネズミ類が該当している。

表 3.1.31 重要種一覧（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準				
					I	II	III	IV	V
1	ウサギ目	ウサギ科	ノウサギ	<i>Lepus brachyurus</i>				NT	
2	ネズミ目(齧歯目)	ネズミ科	ハタネズミ	<i>Alexandromys montebelli</i>				NT	
3			カヤネズミ	<i>Micromys minutus</i>				VU	
	2目	2科	3種		0種	0種	0種	3種	0種

注1) 表中の I ～ V は表 3.1.29 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（2025年10月 国土交通省）に準拠した。

② 鳥類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる鳥類の重要種は、表 3.1.32 に示すとおり、17 目 39 科 120 種である。

水田等の耕作地、河川敷や開放水面、草地等多岐にわたる環境に生息する鳥類が該当している。

表 3.1.32(1) 重要種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準				
					I	II	III	IV	V
1	カモ目	カモ科	コクガン	<i>Branta bernicla</i>	国天		VU	越:EN	
2			ヒシクイ	<i>Anser fabalis</i>	国天		NT		
3			マガン	<i>Anser albifrons</i>	国天				
4			カリガネ	<i>Anser erythropus</i>			EN		
5			ツクシガモ	<i>Tadorna tadorna</i>			DD	越:VU	
6			オシドリ	<i>Aix galericulata</i>				繁:VU越:NT	
7			トモエガモ	<i>Sibirionetta formosa</i>			DD	越:VU	
8			ホシハジロ	<i>Aythya ferina</i>			NT		
9			アカハジロ	<i>Aythya baeri</i>			CR		
10			キンクロハジロ	<i>Aythya fuligula</i>			VU		
11			スズガモ	<i>Aythya marila</i>			NT		
12			シロガモ	<i>Histrionicus histrionicus</i>				越:VU	
13			ビロードキンクロ	<i>Melanitta stejnegeri</i>				越:EN	
14			クロガモ	<i>Melanitta americana</i>				越:NT	
15			カワアイサ	<i>Mergus merganser</i>				越:NT	
16			コウライアイサ	<i>Mergus squamatus</i>		国際			
17	キジ目	キジ科	ヤマドリ	<i>Syrnaticus soemmerringii</i>				繁:NT越:NT	
18			ウズラ	<i>Coturnix japonica</i>			VU	越:EN	
19	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ	<i>Caprimulgus jotaka</i>			NT	繁:EN通:VU	
20	アマツバメ目	アマツバメ科	ハリオアマツバメ	<i>Hirundapus caudacutus</i>			VU		
21			アマツバメ	<i>Apus pacificus</i>			VU		
22			ヒメアマツバメ	<i>Apus nipalensis</i>				繁:NT越:NT	
23	カッコウ目	カッコウ科	ジュウイチ	<i>Hierococcyx hyperythrus</i>				繁:VU通:NT	
24			ツツドリ	<i>Cuculus optatus</i>				繁:VU通:NT	
25			カッコウ	<i>Cuculus canorus</i>				繁:VU通:NT	
26	ツル目	クイナ科	クイナ	<i>Rallus indicus</i>				越:NT	
27			バン	<i>Gallinula chloropus</i>			VU	繁:VU越:NT	
28			シマクイナ	<i>Coturnicops exquisitus</i>		国内	EN		
29			ヒクイナ	<i>Zapornia fusca</i>			NT	繁:VU通:NT	
30		ツル科	ナベツル	<i>Grus monacha</i>		国際	VU		
31	カイツブリ目	カイツブリ科	アカエリカイツブリ	<i>Podiceps grisegena</i>				越:EN	
32			ミミカイツブリ	<i>Podiceps auritus</i>				越:VU	
33	チドリ目	ミヤコドリ科	ミヤコドリ	<i>Haematopus ostralegus</i>				越:NT	
34		セイタカシギ科	セイタカシギ	<i>Himantopus himantopus</i>			DD	繁:VU越:NT	
35		チドリ科	ケリ	<i>Vanellus cinereus</i>			DD	繁:NT越:VU	
36			ムナグロ	<i>Pluvialis fulva</i>			VU	越:NT	
37			イカルチドリ	<i>Charadrius placidus</i>				繁:VU越:NT	
38			シロチドリ	<i>Charadrius alexandrinus</i>			VU	繁:EN越:VU	
39			メダイチドリ	<i>Charadrius mongolus</i>		国際			
40		タマシギ科	タマシギ	<i>Rostratula benghalensis</i>			DD	繁:EN越:EN	
41		シギ科	ホウロクシギ	<i>Numenius madagascariensis</i>		国際	VU	通:EN	
42			ダイシャクシギ	<i>Numenius arquata</i>				越:VU	
43			オオソリハシシギ	<i>Limosa lapponica</i>			VU	通:EN	
44			オグロシギ	<i>Limosa limosa</i>				通:EN	
45			キョウジョシギ	<i>Arenaria interpres</i>			NT		
46			オバシギ	<i>Calidris tenuirostris</i>		国際		通:VU	
47			エリマキシギ	<i>Calidris pugnax</i>				通:CR	
48			ウズラシギ	<i>Calidris acuminata</i>				通:EN	
49			オジロトウネン	<i>Calidris temminckii</i>				通:VU	
50			ヒバリシギ	<i>Calidris subminuta</i>				通:CR	
51			トウネン	<i>Calidris ruficollis</i>			NT	通:VU	
52			ミユビシギ	<i>Calidris alba</i>				越:VU	
53			ハマシギ	<i>Calidris alpina</i>			VU	越:VU	
54			オオハシシギ	<i>Limnodromus scolopaceus</i>				越:EN	
55			ヤマシギ	<i>Scolopax rusticola</i>				越:NT	
56			オオジシギ	<i>Gallinago hardwickii</i>			NT	繁:EX通:VU	
57			アカアシシギ	<i>Tringa totanus</i>			CR	通:VU	
58			タカアシシギ	<i>Tringa glareola</i>			VU	通:EN	
59			ツルシギ	<i>Tringa erythropus</i>			EN	通:EN	
60		ツバメチドリ科	ツバメチドリ	<i>Glareola maldivarum</i>			VU	繁:CR通:EN	

注1) 表中のⅠ～Ⅴは表 3.1.29の番号と対応する。

注2) Ⅳの指定状況の意味は次のとおりである。越：越冬 繁：繁殖 通：通過

注3) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第8版 掲載鳥類リスト」（2024年10月 日本鳥学会）に準拠した。

表 3.1.32(2) 重要種一覧（鳥類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準				
					I	II	III	IV	V
61	チドリ目	カモメ科	ズグロカモメ	<i>Saundersilarus saundersi</i>			VU	越:VU	
62			ウミネコ	<i>Larus crassirostris</i>			VU		
63			オオセグロカモメ	<i>Larus schistisagus</i>			EN	越:NT	
64			コアジサシ	<i>Sternula albifrons</i>			EN	繁:EN通:VU	
65			ウミスズメ	<i>Synthliboramphus antiquus</i>			CR		
66	コウノトリ目	コウノトリ科	コウノトリ	<i>Ciconia boyciana</i>	特天	国内	EN	越:NT	
67	カツオドリ目	ウ科	ヒメウ	<i>Urile pelagicus</i>			EN	越:NT	
68	ペリカン目	トキ科	ヘラサギ	<i>Platalea leucorodia</i>			EN		
69			クロツラヘラサギ	<i>Platalea minor</i>		国内	VU	越:VU	
70		サギ科	サンカノゴイ	<i>Botaurus stellaris</i>			CR	通:EN	
71			ヨシゴイ	<i>Ixobrychus sinensis</i>			DD	繁:CR通:CR	
72			ミノゴイ	<i>Gorsachius gossagi</i>			NT	繁:VU通:NT	
73			ゴイサギ	<i>Nycticorax nycticorax</i>			VU	繁:NT越:NT	
74			ササゴイ	<i>Butorides striata</i>			VU		
75			アマサギ	<i>Bubulcus ibis</i>			EN		
76			チュウサギ	<i>Ardea intermedia</i>			NT	繁:NT通:NT	
77			コサギ	<i>Egretta garzetta</i>			VU		
78			クロサギ	<i>Egretta sacra</i>				越:EN	
79	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus</i>				繁:VU	
80		タカ科	ハチクマ	<i>Pernis ptilorhynchus</i>			DD	繁:VU	
81			クマタカ	<i>Nisaetus nipalensis</i>		国内	EN	繁:EN越:EN	
82			ツミ	<i>Accipiter gularis</i>				繁:NT	
83			ハイタカ	<i>Accipiter nisus</i>			NT	越:NT	
84			オオタカ	<i>Accipiter gentilis</i>			NT	繁:VU越:VU	
85			チュウヒ	<i>Circus spilonotus</i>		国内	EN	繁:CR越:VU	
86			ハイイロチュウヒ	<i>Circus cyaneus</i>				越:VU	
87			オオワシ	<i>Haliaeetus pelagicus</i>	国天	国内・保護	VU		
88			オジロワシ	<i>Haliaeetus albicilla</i>	国天	国際・国内・保護	VU		
89			サシバ	<i>Butastur indicus</i>			VU	繁:EN通:NT	
90	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	<i>Ninox japonica</i>				繁:EN通:VU	
91			コノハズク	<i>Otus sunia</i>				繁:CR通:VU	希少
92			オオコノハズク	<i>Otus semitorques</i>				繁:VU越:NT	
93			トラフズク	<i>Asio otus</i>				越:EN	
94			コミズク	<i>Asio flammeus</i>				越:VU	
95			フクロウ	<i>Strix uralensis</i>				繁:NT越:NT	
96	ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	ブッポウソウ	<i>Eurystomus orientalis</i>			EN	繁:CR通:VU	
97		カワセミ科	アカショウビン	<i>Halcyon coromanda</i>				繁:VU通:NT	
98			ヤマセミ	<i>Megasceryle lugubris</i>			VU	繁:CR越:CR	
99	キツツキ目	キツツキ科	オオアカゲラ	<i>Dendrocopos leucotos</i>				繁:VU越:NT	
100	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ	<i>Falco peregrinus</i>		国内・国際	NT	繁:VU越:NT	
101	スズメ目	ヤイロチョウ科	ヤイロチョウ	<i>Pitta nympha</i>		国内	DD	繁:EN通:VU	
102		モズ科	チゴモズ	<i>Lanius tigrinus</i>			EN	通:CR	
103			アカモズ	<i>Lanius cristatus</i>		国内	CR	通:CR	
104		カラス科	オナガ	<i>Cyanopica cyanus</i>			NT		
105		ヨシキリ科	コヨシキリ	<i>Acrocephalus bistrigiceps</i>			NT	繁:EX通:CR	
106		センニュウ科	マキノセンニュウ	<i>Locustella lanceolata</i>			VU		
107		ミソサザイ科	ミソサザイ	<i>Troglodytes troglodytes</i>				繁:VU越:NT	
108		キバシリ科	キバシリ	<i>Certhia familiaris</i>				繁:EN越:VU	
109		ツグミ科	マミジロ	<i>Geokichla sibirica</i>				繁:EX通:EN	
110			クロツグミ	<i>Turdus cardis</i>				繁:CR通:NT	
111			アカハラ	<i>Turdus chrysolaus</i>				繁:EX	
112			ヒタキ科	コサメビタキ	<i>Muscicapa dauurica</i>			繁:NT通:NT	
113		ヒタキ科	コルリ	<i>Larvivora cyane</i>				繁:VU通:NT	
114			コマドリ	<i>Larvivora akahige</i>				繁:EX通:EN	
115			カワガラス科	カワガラス				繁:VU越:VU	
116		セキレイ科	ビンズイ	<i>Anthus hodgsoni</i>			NT	繁:EX越:VU	
117		ホオジロ科	ホオアカ	<i>Emberiza fucata</i>				繁:EX越:NT	
118			カシラダカ	<i>Emberiza rustica</i>			EN		
119			ノジコ	<i>Emberiza sulphurata</i>			NT	繁:EX通:EN	
120			コジュリン	<i>Emberiza vessoensis</i>			EN	越:EN	
	17目	39科	120種		6種	15種	70種	95種	1種

注1) 表中の I～V は表 3.1.29 の番号と対応する。

注2) IV の指定状況の意味は次のとおりである。越：越冬 繁：繁殖 通：通過

注3) 種名及び配列については原則として「日本鳥類目録 改訂第8版 掲載鳥類リスト」（2024年10月 日本鳥学会）に準拠した。

③ 爬虫類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる爬虫類の重要種は、表 3.1.33 に示すとおり、2 目 3 科 3 種である。

河川の緩流域を生息環境とするニホンイシガメや水田や河川敷等の水辺を生息環境とするヤマカガシ等が重要種として該当している。

表 3.1.33 重要種一覧（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準				
					I	II	III	IV	V
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ	<i>Mauremys japonica</i> (Temminck et Schlegel, 1838)			VU	NT	
2		スッポン科	ニホンスッポン	<i>Pelodiscus japonicus</i> (Temminck et Schlegel, 1838)			DD	DD	
3	有鱗目	ナミヘビ科	ヤマカガシ	<i>Rhabdophis tigrinus</i> (Boie, 1826)				DD	
	2目	3科		3種	0種	0種	2種	3種	0種

注1) 表中の I～V は表 3.1.29 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（2026年5月 日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

④ 両生類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる両生類の重要種は、表 3.1.34 に示すとおり、2 目 3 科 4 種である。

河川に生息するオオサンショウウオのほか、水田等の耕作地に生息するアカハライモリ、ナゴヤダルマガエル、トノサマガエルが重要種として該当している。

表 3.1.34 重要種一覧（両生類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準				
					I	II	III	IV	V
1	有尾目	オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ	<i>Andrias japonicus</i> (Temminck, 1836)	特天	国際	VU	EN	
2		イモリ科	アカハライモリ	<i>Cynops pyrrhogaster</i> (Boie, 1826)			NT	NT	
3	無尾目	アカガエル科	ナゴヤダルマガエル	<i>Pelophylax porosus brevipodus</i> (Ito, 1941)			EN	VU	
4			トノサマガエル	<i>Pelophylax nigromaculatus</i> (Hallowell, 1861)			NT		
	2目	3科		4種	1種	1種	4種	3種	0種

注1) 表中の I～V は表 3.1.29 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（2026 年 5 月 日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

⑤ 魚類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる魚類の重要種は、表 3.1.35 に示すとおり、5 目 9 科 18 種である。

イタセンパラ等の河川の緩流域を生息環境とする種、ドジョウやミナミメダカ等水田と河川を含む止水域から緩流域を生息環境とする種が重要種として該当している。

表 3.1.35 重要種一覧（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準				
					I	II	III	IV	V
1	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i> Temminck & Schlegel 1846			EN	EN	
2	コイ目	ドジョウ科	ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i> (Cantor 1842)			NT	VU	
3		コイ科	ゲンゴロウブナ	<i>Carassius cuvieri</i> Temminck & Schlegel 1846			EN		
4			キンブナ	<i>Carassius buergeri</i> subsp. 2			VU		
5		タナゴ科	ヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i> (Temminck & Schlegel 1846)			NT	CR	
6			アブラボテ	<i>Tanakia limbata</i> (Temminck & Schlegel 1846)			NT	DD	
7			イチモンジタナゴ	<i>Acheilognathus cyanostigma</i> Jordan & Fowler 1903			CR	DD	
8			イタセンパラ	<i>Acheilognathus longipinnis</i> Regan 1905	国天	国内・保護	CR	CR	
9			シロヒレタビラ	<i>Acheilognathus tabira tabira</i> Jordan & Thompson 1914			EN	DD	
10		カマツカ科	カワヒガイ	<i>Sarcocheilichthys variegatus variegatus</i> (Temminck & Schlegel 1846)			NT	CR	
11			ゼゼラ	<i>Biwia zezeza</i> (Ishikawa 1895)			VU	NT	
12			ツチフキ	<i>Abbottina rivularis</i> (Basilewsky 1855)			EN		
13			デメモロコ	<i>Squalidus japonicus japonicus</i> (Sauvage 1883)			VU	CR	
14			スゴモロコ	<i>Squalidus chankaensis biwae</i> (Jordan & Snyder 1900)			VU		
15	サケ目	サケ科	サツキマス・アマゴ	<i>Oncorhynchus masou ishikawae</i> Jordan & McGregor 1925			NT	DD	
16	ハゼ目	ドンコ科	ドンコ	<i>Odontobutis obscurus</i> (Temminck & Schlegel 1845)				EN	
17		オクスデルクス科ゴビオネルス亜科	トウカイヨシノボリ	<i>Rhinogobius telma</i> Suzuki, Kimura & Shibukawa 2019			NT	CR	
18	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	<i>Oryzias latipes</i> (Temminck & Schlegel 1846)			VU	VU	
	5目	9科	18種		1種	1種	17種	14種	0種

注 1) 表中の I～V は表 3.1.29 の番号と対応する。

注 2) 種名及び配列については原則として「日本産魚類全種リスト (JAF リスト)」(2026 年 5 月 鹿児島大学総合研究博物館) に準拠した。

⑥ 昆虫類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる昆虫類（クモ類含む）の重要種は、表 3.1.36 に示すとおり、6 目 19 科 36 種である。

河川敷や水田等の環境に生息する種が該当している。

表 3.1.36 重要種一覧（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準				
					I	II	III	IV	V
1	クモ目	コガネグモ科	コガネグモ	<i>Argiope amoena</i>				NT	
2	トンボ目（蜻蛉目）	アオイトトンボ科	コバネアオイトトンボ	<i>Lestes japonicus</i>			EN	CR	
3		イトトンボ科	ベニイトトンボ	<i>Ceriatagrion nipponicum</i>			NT	VU	
4			オオイトトンボ	<i>Paracercion sieboldii</i>				EN	
5		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ	<i>Aeschnophlebia anisoptera</i>			NT	NT	
6			アオヤンマ	<i>Aeschnophlebia longistigma</i>			NT	CR	
7		サナエトンボ科	キイロサナエ	<i>Asiagomphus pryeri</i>			NT	VU	
8			ナゴヤサナエ	<i>Stylurus nagoyanus</i>				VU	NT
9		エゾトンボ科	トラフトンボ	<i>Epithea marginata</i>				VU	
10		トンボ科	ベッコウトンボ	<i>Libellula angelina</i>		国内・保護	CR	CR	
11			キトンボ	<i>Sympetrum croceolum</i>				EN	
12			ノシメトンボ	<i>Sympetrum infuscatum</i>				NT	
13			マイコアカネ	<i>Sympetrum kunkeli</i>				NT	
14			マダラナニワトンボ	<i>Sympetrum maculatum</i>			EN	CR	
15			ミヤマアカネ	<i>Sympetrum pedemontanum elatum</i>				NT	
16	カメムシ目（半翅目）	アメンボ科	エサキアメンボ	<i>Limnporus esakii</i>			NT	NT	
17		コオイムシ科	コオイムシ	<i>Appasus japonicus</i>			NT		
18			タガメ	<i>Kirkaldvia devrolii</i>		国内・特2	VU	EN	
19	チョウ目（鱗翅目）	シジミチョウ科	ゴマシジミ本州中部亜種	<i>Phengaris teleus kazamoto</i>		国内		CR	
20			シルビアシジミ	<i>Zizina emelina emelina</i>			EN	EX	
21		タテハチョウ科	ウラギンシジミヒョウモン	<i>Argyronome laodice japonica</i>			VU	VU	
22			オオウラギンシジミヒョウモン	<i>Argyronome ruslana</i>				NT	
23			オオウラギンヒョウモン	<i>Fabriciana nerippe</i>			CR	EX	
24			クロヒカゲモドキ	<i>Lethe marginalis</i>			EN	EN	
25			ヒョウモンモドキ	<i>Melitaea scotosia</i>		国内	CR	EX	
26			オオムラサキ	<i>Sasakia charonda charonda</i>			NT	NT	
27		シロチョウ科	ツマグロキチョウ	<i>Eurema laeta betheseba</i>			EN	NT	
28	コウチュウ目（鞘翅目）	ハンミョウ科	カワラハンミョウ	<i>Chaetodera laetescrpta</i>			EN	EX	
29		ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ	<i>Cybister chinensis</i>		国内・特2	VU	CR	
30			コウバツゲンゴロウ	<i>Laccophilus kobensis</i>			NT		
31			キベリマゲンゴロウ	<i>Platambus fimbriatus</i>			NT		
32		ミズスマシ科	ミズスマシ	<i>Gyrinus japonicus</i>			VU	CR	
33		タマムシ科	クロマダタマムシ	<i>Nipponobuprestis querceti</i>				VU	
34		カミキリムシ科	ヨツボシカミキリ	<i>Stenygrinus quadrinotatus</i>			EN	EN	
35	ハチ目（膜翅目）	アナバチ科	キゴシジガバチ	<i>Sceliphron madraspatanum</i>				NT	
36		ハキリバチ科	キヌゲハキリバチ	<i>Megachile kobensis</i>				NT	
	6 目	19 科	36 種		0 種	5 種	24 種	33 種	0 種

注1) 表中の I ～ V は表 3.1.29 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（2025年10月 国土交通省）に準拠した。

⑦ 貝類

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる貝類の重要種は、表 3.1.37 に示すとおり、5 目 9 科 14 種である。

陸産貝類のほか、水田等の浅い湛水や河川域を生息環境とする種が該当している。

表 3.1.37 重要種一覧（貝類）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準				
					I	II	III	IV	V
1	ニナ目(中腹足目)	タニシ科	マルタニシ	<i>Cipangopaludina chinensis laeta</i>			VU	NT	
2			オオタニシ	<i>Cipangopaludina japonica</i>			NT		
3	モノアラガイ目(基眼目)	モノアラガイ科	モノアラガイ	<i>Radix auricularia japonica</i>			NT	DD	
4		ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ	<i>Gyraulius chinensis spirillus</i>			DD	NT	
5		カワコザラガイ科	カワコザラガイ	<i>Laevapex nipponica</i>			CR	DD	
6	マイマイ目(柄眼目)	キセルガイ科	ホンヒメギセル	<i>Tyrannophaedusa gracilispira</i>			VU	VU	
7		オナジマイマイ科	ミヤマヒダリマキマイマイ	<i>Euhadra scaevola</i>			VU	VU	
8	イシガイ目	イシガイ科	ドブガイ	<i>anodonta woodiana</i>				DD	
9			トンガリササノハガイ	<i>Lanceolaria grayana</i>			NT	CR	
10			カタハガイ	<i>Pseudodon omiensis</i>		国内・特2	VU	CR	
11			イシガイ	<i>Unio douglasiae</i>				CR	
12	ハマグリ目	シジミ科	ヤマトシジミ	<i>Corbicula japonica</i>			NT		
13			マシジミ	<i>Corbicula leana</i>			VU	DD	
14		ドブシジミガイ科	ドブシジミ	<i>Sphaerium japonicum</i>					
	5目	9科		14種	0種	1種	11種	11種	0種

注1) 表中の I ～ V は表 3.1.29 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「日本産野生生物目録 無脊椎動物編3」（1998年12月 自然環境研究センター）に準拠した。

3.1.8.2 植物

(1) 植物相の概要

「令和 7 年版 環境白書」(2025 年 12 月 愛知県)によると、愛知県の気候は一般に温暖で、夏季多雨、冬季小雨型となっている。このような気候の影響を受け、植物区分は奥三河山地の一部が温帯に属するほかは、暖帯に属している。

植生は、潜在的にはほとんどが照葉樹林帯に属するが、平野部では古くから宅地、農地等としての土地利用が進んだため、シイ・タブを中心とした自然植生は社寺林などとしてわずかに残っているにすぎない。一方、丘陵から山地部の多くの部分は、スギ及びヒノキを中心とした人工林となっており、都市近郊の丘陵部を中心にコナラ、アベマキ等を主体とする二次的植生の森林(二次林)地域が見られる。

対象事業実施想定区域及びその周囲の植生図は、図 3.1.18 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は工場地帯であり、その周辺は水田雑草群落や緑の多い住宅地が広がっている。西側には木曽川が流れており、牧草地、ムクノキエノキ群集、竹林、ヤナギ高木群落(VI)が分布している。

また、対象事業実施想定区域及びその周囲の植物の状況については、表 3.1.38 に示す既存文献により整理した。

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる植物は、表 3.1.39 に示すとおり、141 科 770 種である。

市街地、農耕地、草地、湿生地等の多様な環境に生育する多様な種が確認されている。

表 3.1.38 確認文献一覧

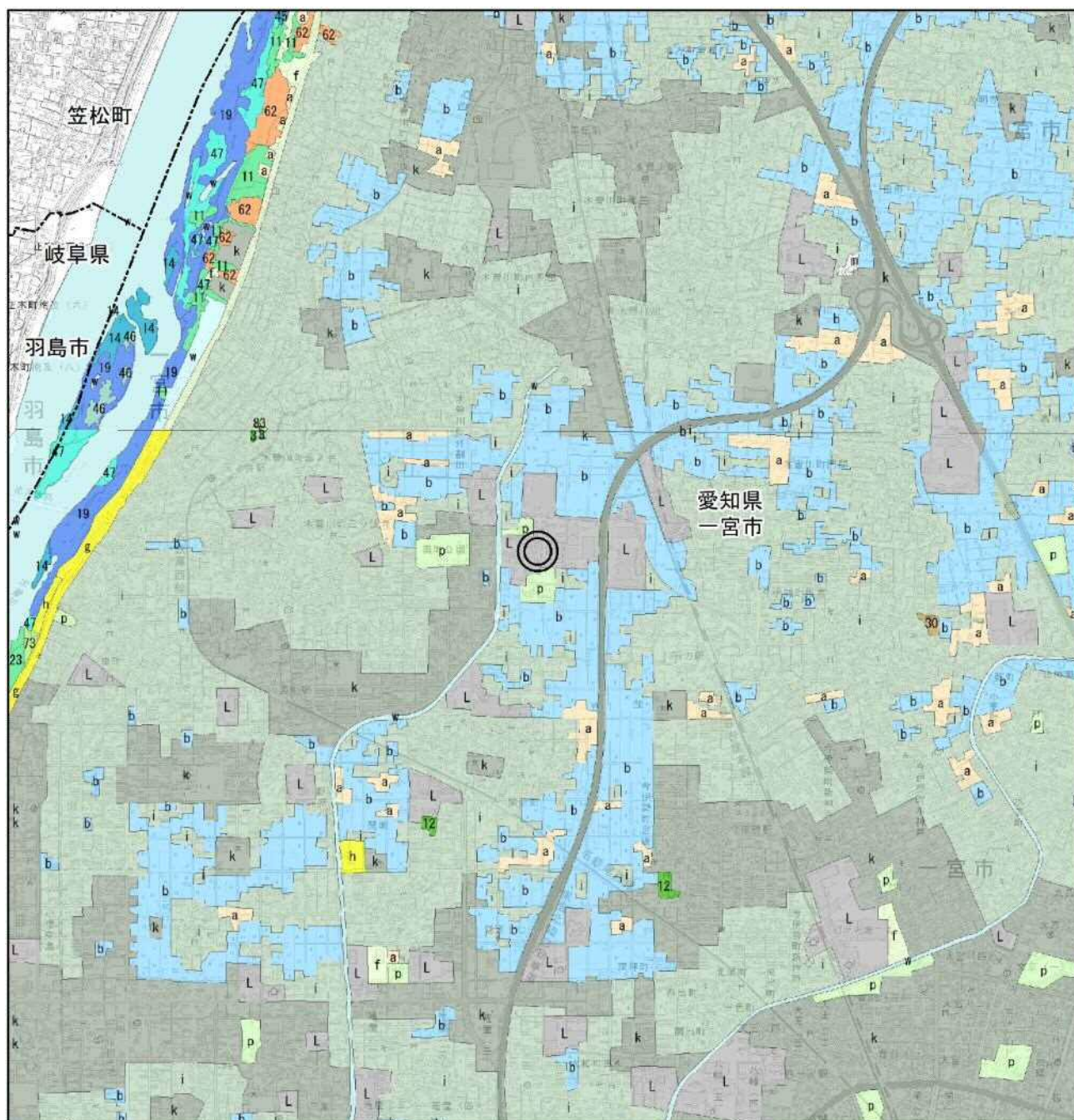
番号	文献	分布想定種
1	「レッドデータブックあいち 2020」 (2020 年 3 月 愛知県)	対象事業実施想定区域及びその周囲を含むメッシュ内で確認されている種または一宮市での分布記載のある種
2	河川環境データベース	対象事業実施想定区域及びその周囲で確認されている種
3	木曽川町史 (昭和 56 年 木曽川町)	町史に記載されている種
4	一宮市緑の基本計画 (2025 (令和 7) 年 6 月 一宮市)	基本計画に記載されている種

表 3.1.39 植物確認種数

分類群名			科数	種数	文献番号			
門名	亜門名	綱			1	2	3	4
シダ植物門		ヒカゲノカズラ綱	1	1	0	0	1	0
		大葉シダ綱	13	35	3	23	16	0
種子植物門	裸子植物亜門		7	23	0	5	23	0
	被子植物亜門	—	7	17	0	6	15	0
		単子葉類	22	188	9	113	117	0
		真正双子葉類	91	506	18	264	349	2
合計			141科	770種	30種	411種	521種	2種

注1) 表中の文献番号1～4は表 3.1.38の番号と対応する。

注2) 分類群名については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(2025年10月 国土交通省)に準拠した。



凡 例

- ◎ 対象事業実施想定区域
- 行政界

- 3 ヤブコウジースダジイ群集
- 11 ムクノキエノキ群集
- 12 シイ・カシ二次林
- 14 ヤナギ低木群落 (V I)
- 19 ヤナギ高木群落 (V I)
- 23 ムクノキエノキ群落
- 30 スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 45 ヨシクラス
- 46 ツルヨシ群集
- 47 オギ群集
- 62 竹林
- 73 ムクノキ群落
- 83 ケネザサーコナラ群集

- a 畑雑草群落
- b 水田雑草群落
- f 路傍・空地雑草群落
- g 牧草地
- h ゴルフ場・芝地
- i 緑の多い住宅地
- k 市街地
- L 工場地帯
- m 造成地
- p 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- w 開放水域

出典：「第 6、7 回自然環境保全基礎調査」（環境省生物多様性センターウェブサイト）

「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

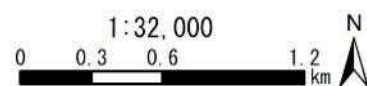


図 3.1.18 現存植生図

(2) 重要な植物種

確認された種のうち、重要な植物種を抽出した。重要な植物種の選定根拠は表 3.1.40 に、その選定基準は表 3.1.41 に示すとおりである。

なお、表 3.1.38 の確認文献の中には、詳細な位置情報の記載がないものも含まれるため、対象事業実施想定区域及びその周囲から離れた地域で見られる種を掲載している可能性がある。

表 3.1.40 重要な植物種及び植物群落の選定根拠

番号	法令・文献等	選定基準
I	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号) 「愛知県文化財保護条例」(昭和30年愛知県条例第6号) 「一宮市文化財保護条例」(昭和35年条例第20号)	・特別天然記念物(特天) ・国指定天然記念物(国天) ・愛知県指定天然記念物(県天) ・一宮市指定天然記念物(市天)
II	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年法律第75号)	・国際希少野生動植物種(国際) ・国内希少野生動植物種(国内) ・特定第一種国内希少野生動植物種(特1) ・特定第二種国内希少野生動植物種(特2) ・緊急指定種(緊急) ・保護増殖事業対象種(保護)
III	「環境省レッドリスト 第5次レッドリスト(植物・菌類)」 (2025年3月18日 環境省報道発表資料)	・絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN) ・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD)
IV	「レッドリストあいち2025」(2025年3月 愛知県)	・絶滅危惧ⅠA類(CR) ・絶滅危惧ⅠB類(EN) ・絶滅危惧Ⅱ類(VU) ・準絶滅危惧(NT) ・情報不足(DD)
V	「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」 (昭和48年愛知県条例第3号)	・指定希少野生動植物種(希少)

表 3.1.41 重要な植物種及び植物群落の選定基準

番号	選定基準	評価基準
I	特別天然記念物（特天）	天然記念物のうち世界的にまた国家的に価値が特に高いもの
	国指定天然記念物（国天）	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、我が国の自然を記念するもの
	愛知県指定天然記念物（県天）	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、愛知県の自然を記念するもの
	一宮市指定天然記念物（市天）	動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、一宮市の自然を記念するもの
II	国際希少野生動植物種（国際）	国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう
	国内希少野生動植物種（国内）	その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であって、政令で定めるものをいう
	特定第一種国内希少野生動植物種（特1）	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	特定第二種国内希少野生動植物種（特2）	次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと
	緊急指定種（緊急）	環境大臣が、希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときに指定するものをいう
	保護増殖事業対象種（保護）	国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、その個体の繁殖の促進、生息地等の整備等の事業の推進をする必要がある場合で、保護増殖事業計画を策定している種
III	絶滅危惧Ⅰ類（CR+EN）	絶滅の危機に瀕している種
	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高い種
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危機が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
IV	絶滅危惧ⅠA類（CR）	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
	絶滅危惧ⅠB類（EN）	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
	絶滅危惧Ⅱ類（VU）	絶滅の危険が増大している種
	準絶滅危惧（NT）	存続基盤が脆弱な種
	情報不足（DD）	評価するだけの情報が不足している種
V	指定希少野生動植物種（希少）	県内に生息生育する絶滅のおそれのある野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があるもの

注）表中のⅠ～Ⅴは表 3.1.40の番号と対応する。

対象事業実施想定区域及びその周囲で見られる植物の重要種は、表 3.1.42 に示すとおり、25 目 39 科 59 種である。

動物種と同様、樹林地や河川敷、草地等多岐にわたる環境に生育する植物種が該当している。

表 3.1.42 重要種一覧（植物）

No.	目名	科名	種名	学名	選定基準				
					I	II	III	IV	V
1	トクサ目	トクサ科	イヌスギナ	<i>Equisetum palustre</i>				VU	
2	サンショウモ目	サンショウモ科	アカウキクサ	<i>Azolla pinnata</i> ssp. <i>asiatica</i>			EN	CR	
3			サンショウモ	<i>Salvinia natans</i>			NT	EN	
4	ウラボシ目	メシダ科	ウスバシケシダ	<i>Deparia longipes</i>			VU	VU	
5	ヒノキ目	コウヤマキ科	コウヤマキ	<i>Sciadopitys verticillata</i>				NT	
6		ヒノキ科	ビャクシン	<i>Juniperus chinensis</i> var. <i>chinensis</i>				EN	
7			ネズミサシ	<i>Juniperus rigida</i>				NT	
8		イチイ科	イチイ	<i>Taxus cuspidata</i>				EN	
9	オモダカ目	トチカガミ科	トチカガミ	<i>Hydrocharis dubia</i>			NT	EN	
10			ミズオオバコ	<i>Ottelia alismoides</i>			NT		
11			コウガイモ	<i>Vallisneria denseserrulata</i>				VU	
12		ヒルムシロ科	ヒルムシロ	<i>Potamogeton distinctus</i>				NT	
13	タコノキ目	ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ	<i>Sciophila nana</i>			NT		
14	クサスギカズラ目	アヤメ科	アヤメ	<i>Iris sanguinea</i>				EN	
15	ツユクサ目	ミズアオイ科	ミズアオイ	<i>Monochoria korsakowii</i>			NT	CR	
16	イネ目	ガマ科	ナガエミクリ	<i>Sparganium japonicum</i>			NT		
17		カヤツリグサ科	ヒゲスゲ	<i>Carex boottiana</i>				VU	
18			スナジスゲ	<i>Carex glabrescens</i>				CR	
19			アイズスゲ	<i>Carex hondoensis</i>				VU	
20			ヤブスゲ	<i>Carex rochebrunii</i>				EN	
21		イネ科	ヒメタイヌビエ	<i>Echinochloa crus-galli</i> var. <i>formosensis</i>				EN	
22			ミズタカモジグサ	<i>Elymus humidus</i>			VU	CR	
23			コゴメカゼクサ	<i>Eragrostis japonica</i>				CR	
24			オニシバ	<i>Zoysia macrostachya</i>				NT	
25	キンボウゲ目	キンボウゲ科	コキツネノボタン	<i>Ranunculus chinensis</i>			VU		
26	ツゲ目	ツゲ科	ツゲ	<i>Buxus microphylla</i> var. <i>japonica</i>				VU	
27	ユキノシタ目	マンサク科	トサミズキ	<i>Corylopsis spicata</i>			NT		
28		アリトウグサ科	オグラノフサモ	<i>Myriophyllum oguraense</i>			VU	CR	
29	マメ目	マメ科	サイカチ	<i>Gleditsia japonica</i>				VU	
30	バラ目	クワ科	カジノキ	<i>Broussonetia papyrifera</i>				EN	
31		バラ科	カワラサイコ	<i>Potentilla chinensis</i>				VU	
32	キントラノオ目	ヤナギ科	キヌヤナギ	<i>Salix schwerinii</i> ‘Kinuyanagi’				NT	
33	フトモモ目	ミソハギ科	ミズマツバ	<i>Rotala mexicana</i>			NT		
34		アカバナ科	ウスゲチョウジタデ	<i>Ludwigia epilobioides</i> ssp. <i>greatrexii</i>			NT		
35	ムクロジ目	ムクロジ科	ハウチワカエデ	<i>Acer japonicum</i>				VU	
36			ハナノキ	<i>Acer pycnanthum</i>			VU	EN	
37	アブラナ目	アブラナ科	ミズタガラシ	<i>Cardamine lyrata</i>				NT	
38			コイヌガラシ	<i>Rorippa cantoniensis</i>			NT		
39	ナデシコ目	タデ科	ナガバノウナギツカミ	<i>Persicaria hastatosagittata</i>			NT	NT	
40			ヌカボタデ	<i>Persicaria taquetii</i>			VU	VU	
41		ヒユ科	カワラアカザ	<i>Chenopodium acuminatum</i> var. <i>vachelii</i>				NT	
42	ツツジ目	ツツジ科	サラサドウダン	<i>Enkianthus campanulatus</i> var. <i>campanulatus</i>				NT	
43	リンドウ目	アカネ科	キクムグラ	<i>Galium kikumugura</i>				NT	
44			シチョウゲ	<i>Leptodermis pulchella</i>			NT		
45			ハクチョウゲ	<i>Serissa japonica</i>			VU		
46	シソ目	モクセイ科	ヒトツバタゴ	<i>Chionanthus retusus</i>			VU	EN	
47			トネリコ	<i>Fraxinus japonica</i>				EN	
48		オオバコ科	イヌノフグリ	<i>Veronica polita</i>			NT		
49			カワヂシャ	<i>Veronica undulata</i>			NT		
50		アゼナ科	ヒロハスズメノトウガラシ	<i>Bonnaya verbenifolia</i>				EN	
51		シソ科	ミゾコウジュ	<i>Salvia plebeia</i>			NT		
52		ハエドクソウ科	スズメノハコベ	<i>Microcarpaea minima</i>			NT	NT	
53	キク目	キキョウ科	キキョウ	<i>Platycodon grandiflorus</i>			NT	VU	
54		キク科	シロバナタカアザミ	<i>Cirsium pendulum</i> var. <i>albiflorum</i>				EN	
55			イズハハコ	<i>Eschenbachia japonica</i>			NT	VU	
56			カワラニガナ	<i>Ixeris tamagawaensis</i>			NT		
57			オナモミ	<i>Xanthium strumarium</i> ssp. <i>sibiricum</i>			VU	CR	
58	セリ目	セリ科	キンガワシシウド	<i>Angelica</i> sp.				CR	
59	マツムシソウ目	ガマズミ科	ハクサンボク	<i>Viburnum japonicum</i>				VU	
合計	25 目	39 科	59 種		0 種	0 種	29 種	45 種	0 種

注1) 表中の I～V は表 3.1.40 の番号と対応する。

注2) 種名及び配列については原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（2025年10月 国土交通省）に準拠した。

また、重要な植物として、対象事業実施想定区域及びその周囲の天然記念物及び巨樹・巨木林の分布状況は表 3.1.43 及び表 3.1.44 に、その位置は図 3.1.19 及び図 3.1.20 に示すとおりである。

重要な植物としては、野見神社のスダジイ等があげられるが、対象事業実施想定区域には天然記念物に指定されている植物や巨樹・巨木林は分布していない。

表 3.1.43 重要な植物の分布状況（天然記念物）

番号	名称	所在地	備 考
天 1	野見神社のスダジイ	一宮市今伊勢町宮後稲荷 1929	天然記念物（市）

注）表中の番号は、図 3.1.19 の番号に対応する。

出典：「一宮市の文化財」（一宮市ウェブサイト）

表 3.1.44 重要な植物の分布状況（巨樹・巨木林）

番号	樹種	樹高(m)	幹周(cm)		樹齢(推定)	所在地
			単木の場合 の幹周	株立樹木の 総幹周		
1	スダジイ	20m	420cm	—	200～299 年	一宮市今伊勢町宮後稲荷 1929
2	クスノキ	20m	340cm	—	不明	一宮市今伊勢町本神戸宮山 1476

注）表中の番号は、図 3.1.20 の番号に対応する。

出典：「巨樹・巨木林調査（第 6 回）愛知県」（生物多様性センターウェブサイト）

「巨樹・巨木林調査データベース」（生物多様性センターウェブサイト）

（3）重要な植物群落

対象事業実施想定区域及びその周囲には天然記念物に指定されている重要な植物群落は分布していない。



凡 例

- ◎ 対象事業実施想定区域
- 行政界
- 重要な植物（天然記念物）

注) 図中の番号は、表 3.1.43 の番号に対応する。
 出典：「一宮市の文化財」（一宮市ウェブサイト）
 「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

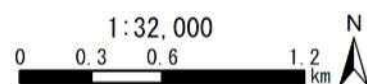


図 3.1.19 重要な植物及び植物群落の分布状況（天然記念物）

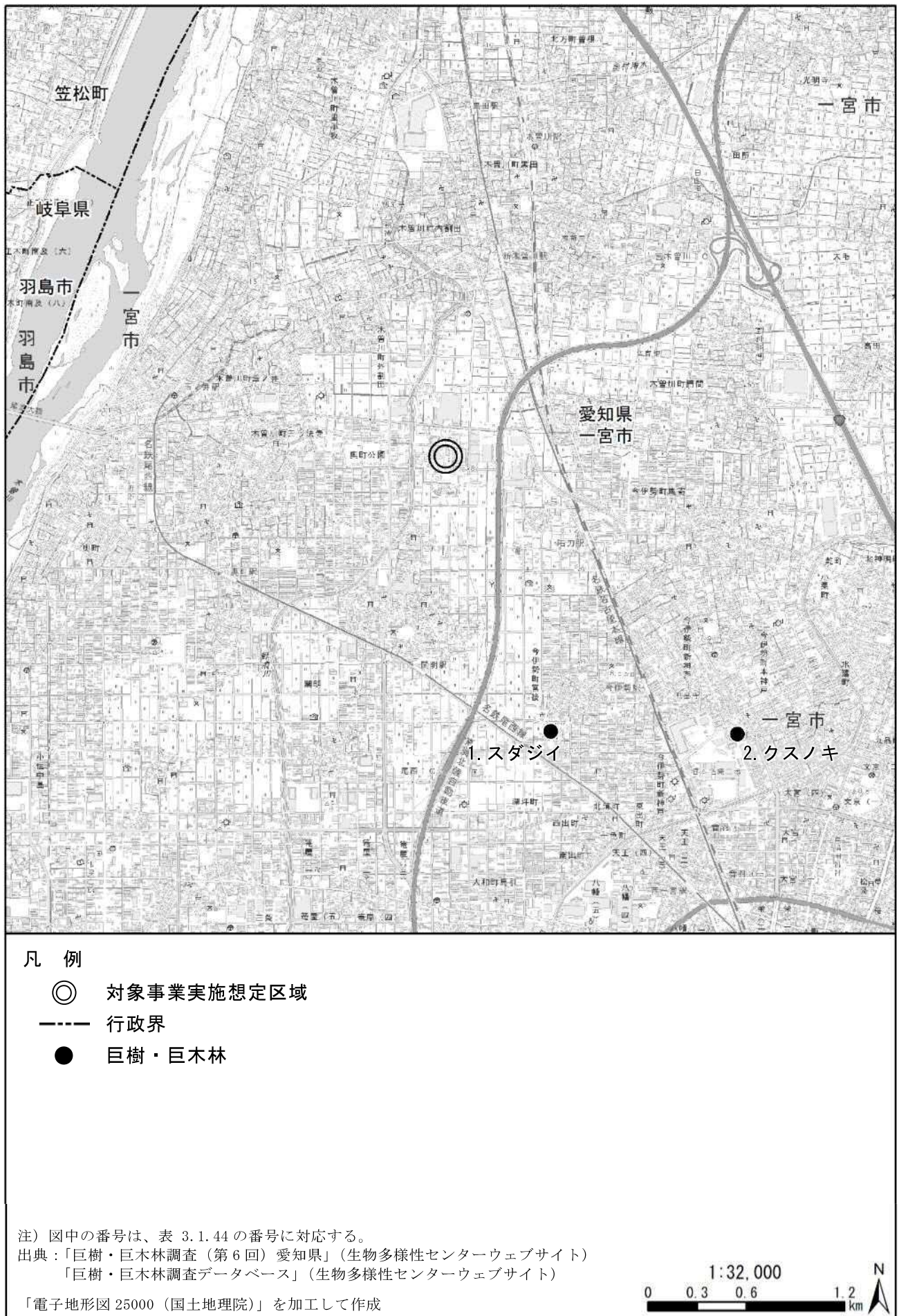


図 3.1.20 巨樹・巨木林の分布状況

3.1.8.3 生態系

植生自然度区分基準は表 3.1.45 に、植生自然度図は図 3.1.21 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲は、植生自然度が 2 の農耕地、緑の多い住宅地及び植生自然度が 1 の市街地・造成地等が多く、西側に流れる木曽川の河川敷に植生自然度 10 の自然草原が広がっている。

対象事業実施想定区域及びその周囲の環境は、耕作地・水田、河川、市街地・工場地帯に大別でき、下記に示すような生態系が成立していると考えられる。

(1) 耕作地・水田

対象事業実施想定区域近傍の耕作地や水田は、ネズミ類やノウサギ、タヌキ等の乾性～湿潤な草地に生息する小型～中型哺乳類等種の生息環境となっていると考えられる。

また、耕作地のうち水田については秋季から冬季は草地や土壌を利用する小型哺乳類や鳥類の採餌環境となっているが、水田に水が入るとともに湿潤な環境に変わり、水生昆虫類や両生類の生息環境となり、季節の環境変化に応じた生態系が形成されている。

これらのことから、生態系上位種は中型哺乳類が該当し、耕作地や住宅地に順応可能で草地を営巣環境とする鳥類やヘビ等の爬虫類、カエル等の両生類といった典型性に該当する種が生息している可能性がある。特殊性の種に該当する種は想定されない。

(2) 河川

対象事業実施想定区域西側の木曽川の河川敷はヤナギ高木群落、ムクノキ・エノキ群集、竹林、オギ群集等が広く分布している。草地を生息環境とするオオヨシキリやセッカ、ケリ、ヒバリ等、樹林地を生息環境とするミサゴやサギ科の鳥類等の生息環境になりうる植生が成立している。また、これらの環境はイタチやテン、キツネ等の陸上動物の生息基盤でもあることから、生態系上位種は河川区域内を主要な生息環境とする中型哺乳類や、サギ類、ミサゴ等の鳥類が該当する可能性がある。また、流水域を生息環境とする魚類の他、緩流域を主要な生息環境とする両生類やトンボ目等の昆虫類の典型性に該当する種が生息している可能性がある。

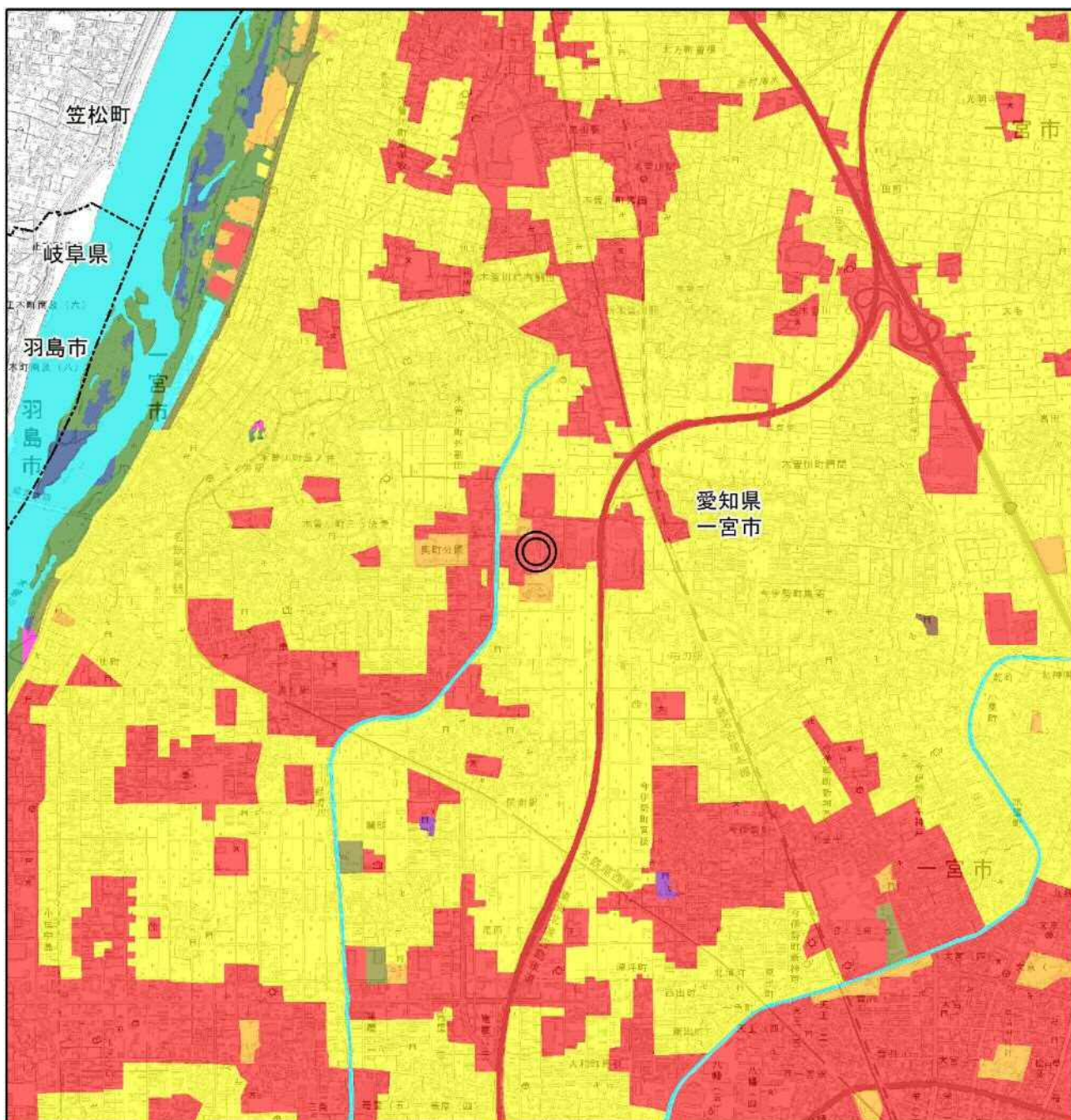
(3) 市街地・工場地帯

対象事業実施想定区域やその近傍の工場地帯や市街地には基本的には小型哺乳類や昆虫類等の限られた種が生息し、ハシブトガラスやスズメ、ヒヨドリ、ツバメ等市街地を利用する鳥類がみられる程度の貧弱な生態系であり、河川に隣接する地区や水田の周囲で中型哺乳類やカエル等の両生類、サギ類等の鳥類の利用がある程度であると考えられる。

表 3.1.45 植生自然度区分基準

植生 自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群集、クヌギ・コナラ群落等、一般に二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「植生自然度区分基準」（生物多様性センターウェブサイト）



凡 例

- ◎ 対象事業実施想定区域
- 行政界

植生自然度

植生自然度 10	植生自然度 4
植生自然度 9	植生自然度 3
植生自然度 8	植生自然度 2
植生自然度 7	植生自然度 1
植生自然度 6	開放水域
植生自然度 5	

出典：「植生自然度区分基準」（生物多様性センターウェブサイト）
「第 6、7 回自然環境保全基礎調査」（環境省生物多様性センターウェブサイト）
「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

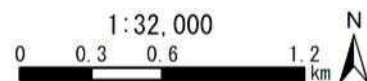


図 3.1.21 植生自然度図

3.1.9 景観、人と自然との触れ合いの活動の状況及び地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況

3.1.9.1 景観

(1) 景観資源

対象事業実施想定区域及びその周囲の景観資源の状況は表 3.1.46 に、その位置は図 3.1.22 に示すとおりである。

愛知県では、「美しい愛知づくり条例」（平成 18 年愛知県条例第 6 号）に基づき、地域の良好な景観を「美しい愛知づくり景観資源 600 選」に指定しており、対象事業実施想定区域及びその周囲では、対象事業実施想定区域北西側の木曽川が指定されている。

表 3.1.46 景観資源の状況

番号	名 称	所在地
1	木曽川	一宮市浅井町から西中野
2	木曽川緑地公園	一宮市木曽川町玉ノ井・里小牧

注）表中の番号は、図 3.1.22 の番号と対応する。

出典：「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県ウェブサイト）

「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」（愛知県観光コンベンション局ウェブサイト）



凡 例

- ◎ 対象事業実施想定区域
- 行政界
- 景観資源

注) 図中の番号は、表 3.1.46 の番号と対応する。

出典: 「美しい愛知づくり景観資源 600 選」(愛知県ウェブサイト)

「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」(愛知県観光コンベンション局ウェブサイト)

「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

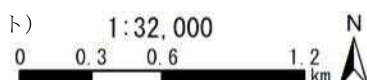


図 3.1.22 景観資源の分布状況

(2) 主要な眺望点等

対象事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点の概要は表 3.1.47 に、その位置は図 3.1.23 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点としては、木曽川緑地公園や木曽川サイクリングロードがあげられる。

表 3.1.47 主要な眺望点の概要

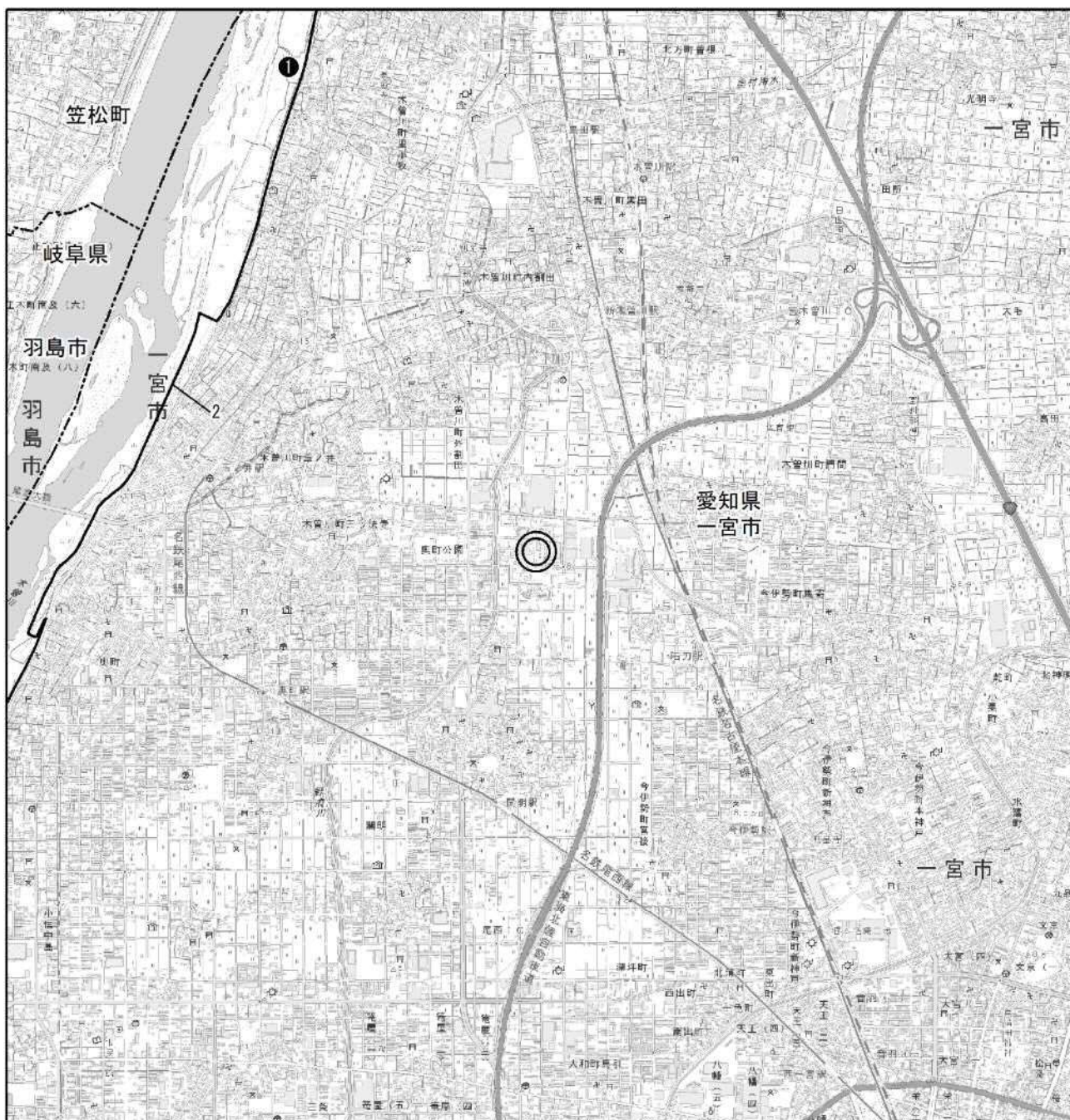
番号	主要な眺望点	概要
1	木曽川緑地公園	野球やサッカーなどが楽しめるグラウンド、芝生広場、フィールドアスレチック、コンビネーション遊具、全長約 2 キロメートルのサイクリングロード、キャンプ場、散策の森などがあり、連日、多くの子ども連れの家族でにぎわっている。 大河を眺め自然に浸る場所として、市民の憩いの公園になっている。
2	木曽川 サイクリングロード	木曽川沿いのサイクリングロードである。名鉄本線と木曽川橋をくぐり抜けることができ、サイクリングを楽しむ。

注) 表中の番号は、図 3.1.23 の番号と対応する。

出典：「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」(愛知県観光コンベンション局ウェブサイト)

「一宮市観光ガイドマップ」(令和 6 年 4 月 一宮市観光協会)

「木曽ボタ」(木曽川上流河川事務所ウェブサイト)



凡 例

- ◎ 対象事業実施想定区域
- 行政界
- 主要な眺望点

注) 図中の番号は、表 3.1.47 の番号と対応する。

出典：「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」(愛知県観光コンベンション局ウェブサイト)

「木曽ボタ」(木曽川上流河川事務所ウェブサイト)

「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

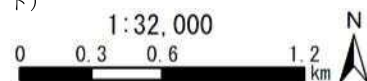


図 3.1.23 主要な眺望点の分布状況

3.1.9.2 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場の概要は表 3.1.48 に、その位置は図 3.1.24 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲の人と自然との触れ合いの活動の場としては、対象事業実施想定区域西側の本曾川緑地公園や本曾川サイクリングロードのほか、尾西緑道等があげられる。また、対象事業実施区域の周囲を周回するウォーキングコース奥町東部巡りがある。

表 3.1.48 人と自然との触れ合いの活動の場の概要

番号	名称	概要
1	本曾川緑地公園	野球やサッカーなどが楽しめるグラウンド、芝生広場、フィールドアスレチック、コンビネーション遊具、全長約2キロメートルのサイクリングロード、キャンプ場、散策の森などがあり、連日、多くの子ども連れの家族でにぎわっている。 大河を眺め自然に浸る場所として、市民の憩いの公園になっている。
2	本曾川サイクリングロード	本曾川沿いのサイクリングロードである。名鉄本線と本曾川橋をくぐり抜けることができ、サイクリングを楽しめる。
3	尾西緑道	古くからこの地域に潤いと繁栄をもたらしてきた宮田用水。尾西緑道として整備された今は、1kmにもおよぶ桜並木と、人が緑と水にふれあい、自然と交流できる散歩道として朝夕多くの市民に利用されている。
4	ウォーキングコース	北方町西部の名所旧跡巡り スタート地点：北保健センター 距離：約4.1km 所要時間：約1.5時間
5		本曾川緑地玉ノ井散策 スタート地点：本曾川緑地公園駐車場 距離：約4.0km 所要時間：約1.5時間
6		本曾川町散策 スタート地点：北保健センター 距離：約4.8km 所要時間：約1.5時間
7		本曾川町寺社巡り スタート地点：JR 東海道本線 本曾川駅 距離：約4.9km 所要時間：約1.5時間
8		奥町名所旧跡巡り スタート地点：本曾川緑地公園 距離：約4.1km 所要時間：約1.5時間
9		奥町東部巡り スタート地点：奥町公園駐車場 距離：約3.2km 所要時間：約1.0時間
10		開明名所旧跡巡り スタート地点：開明公民館 距離：約5.9km 所要時間：約2.0時間
11		今伊勢町の史跡・文化を訪ねて スタート地点：一宮市テニス場 距離：約6.6km 所要時間：約2.5時間
12		緑道と自然の残る日光川巡り スタート地点：修文女子高等学校 距離：約5.6km 所要時間：約2.0時間
13		日光川・野府川合流地点巡り スタート地点：尾西庁舎 距離：約6.0km 所要時間：約2.0時間
14		小信中島の自然と文化巡り スタート地点：尾西庁舎 距離：約5.4km 所要時間：約2.0時間

出典：「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」（愛知県観光コンベンション局ウェブサイト）

「一宮市観光ガイドマップ」（令和6年4月 一宮市観光協会）

「本曾ボタ」（本曾川上流河川事務所ウェブサイト）

「一宮市ウォーキングマップ 歩いてのぼそう健康寿命」（2016年11月 一宮市健康づくりサポーター協議会、一宮市市民健康部健康づくり課）

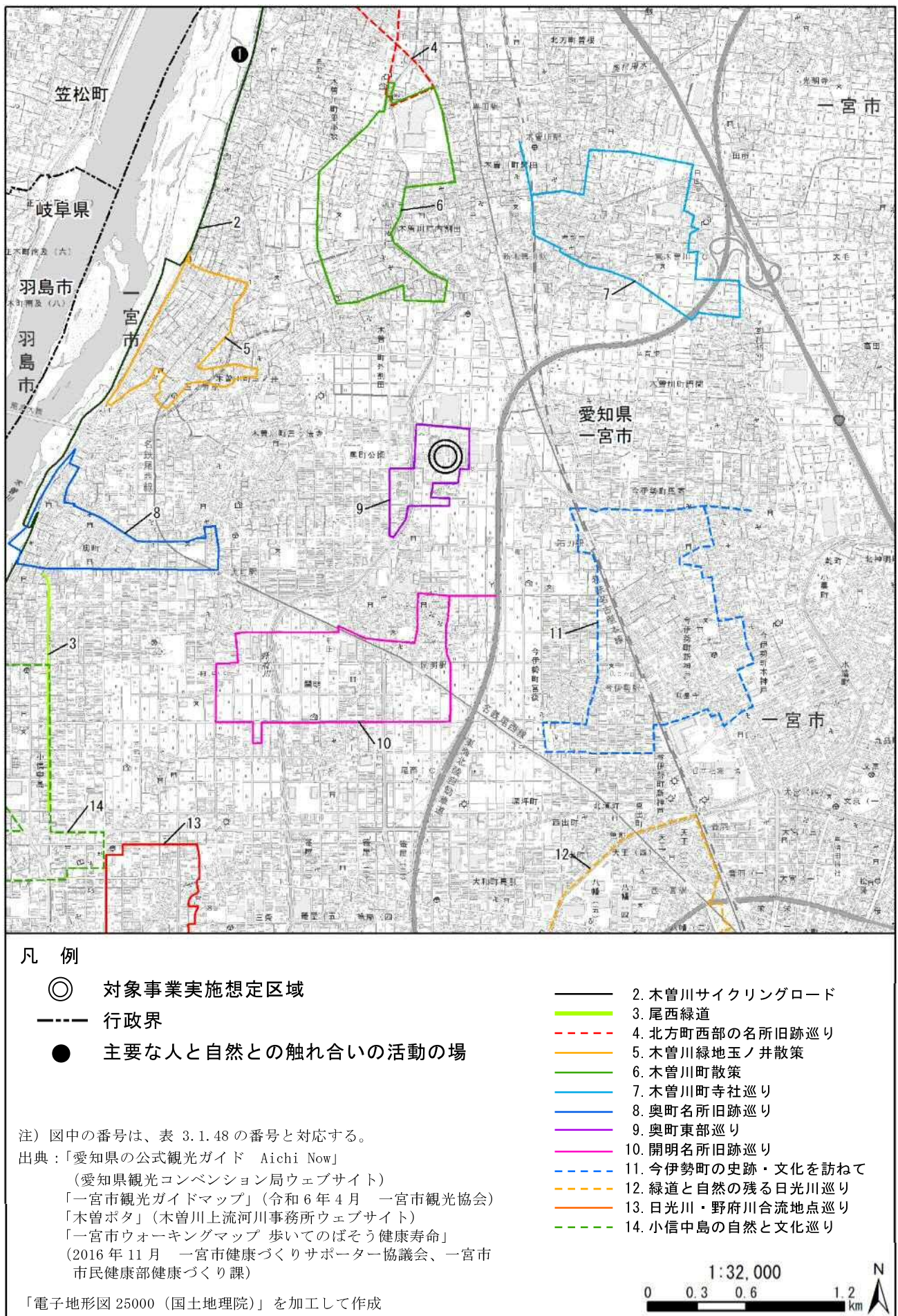


図 3.1.24 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

3.1.9.3 地域の歴史的文化的特性を生かした環境

(1) 指定文化財等

対象事業実施想定区域及びその周囲における指定文化財等の状況は表 3.1.49 に、その位置は図 3.1.25 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域には、指定文化財等は存在していない。対象事業実施想定区域に最寄りの文化財としては、一宮市の史跡である野府城跡があげられる。

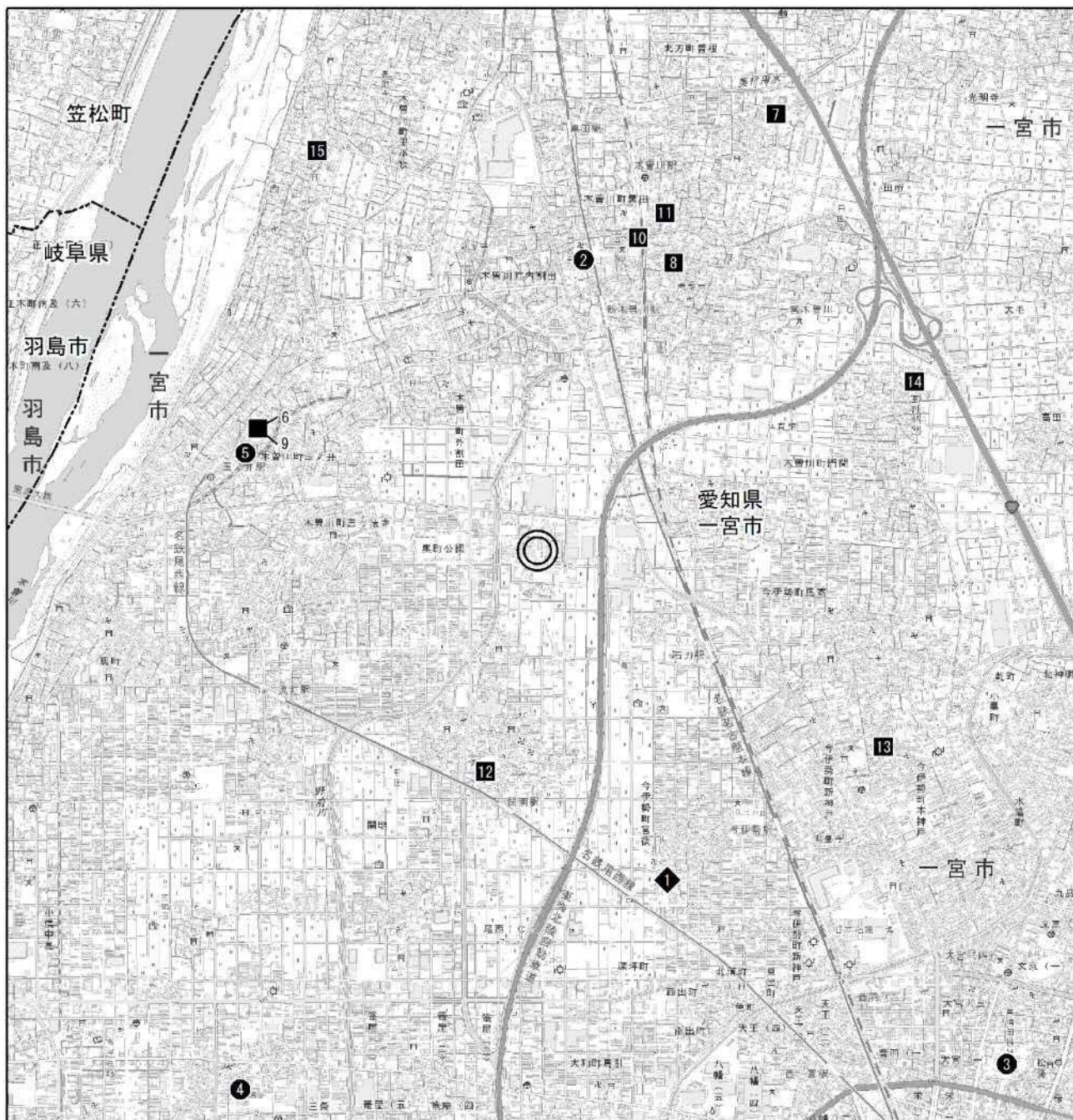
なお、文化財の状況の把握は、主に野外に存在している有形文化財（建造物）、記念物（史跡、名勝、天然記念物）、登録有形文化財を対象とした。

表 3.1.49 指定文化財等の状況

区分・種別	指定・登録等	No.	名称	連区
記念物（天然記念物・植物）	市	1	野見神社のスダジイ	今伊勢
有形文化財（建造物）	国	2	木曽川資料館主屋(旧木曽川町会議事堂)	木曽川
			木曽川資料館収蔵室(旧木曽川町役場倉庫)	木曽川
		3	真清田神社本殿及び渡殿	宮西
			真清田神社祭文殿	宮西
			真清田神社北門及び透塀	宮西
		4	旧起第二尋常小学校奉安殿	三条
		5	葛利毛織工業株式会社工場	木曽川
			葛利毛織工業株式会社事務所	木曽川
			葛利毛織工業株式会社主屋	木曽川
			葛利毛織工業株式会社離れ	木曽川
			葛利毛織工業株式会社男子寮	木曽川
			葛利毛織工業株式会社旧浴場及び便所	木曽川
			葛利毛織工業株式会社土蔵	木曽川
			葛利毛織工業株式会社原糸倉庫	木曽川
			葛利毛織工業株式会社倉庫	木曽川
	市	6	賀茂神社古神門	木曽川
記念物（史跡）	市	7	澤井公屋敷跡	木曽川
		8	善光寺跡	木曽川
		9	玉ノ井清水	木曽川
		10	黒田城跡	木曽川
		11	山内但馬守盛豊, 十郎父子の墓	木曽川
		12	野府城跡	開明
		13	車塚古墳	今伊勢
		14	伊富利部古墳	木曽川
		15	里小牧渡船場跡	木曽川

注) 表中の番号は、図 3.1.25 の番号と対応する。

出典：「一宮市内の指定文化財等一覧」（一宮市ウェブサイト）



凡 例

- ◎ 対象事業実施想定区域
- 行政界
- ◆ 記念物（天然記念物・植物）
- 有形文化財（建造物）
- 記念物（史跡）

注）図中の番号は、表 3.1.49 の番号と対応する。
 出典：「一宮市内の指定文化財等一覧」（一宮市ウェブサイト）
 「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

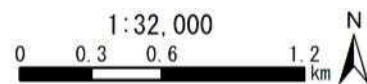


図 3.1.25 指定文化財等の分布状況

(2) 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施想定区域とその近傍における周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 3.1.50 に、その位置は図 3.1.26 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域には、埋蔵文化財包蔵地は見られない。

表 3.1.50(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	名称	種別	時代	所在地
1	高田遺跡	その他遺跡	中世	一宮市高田字明応寺
2	瓦ヶ野遺跡	遺物散布地	平安	一宮市高田字石塚
3	前田遺跡	遺物散布地	奈良・平安	一宮市高田字前田
4	目久井遺跡	遺物散布地	弥生	一宮市今伊勢町本神戸字目久井 472
5	福塚前遺跡	集落跡	弥生	一宮市今伊勢町馬寄字福塚前 24-1
6	稲荷山古墳	古墳	古墳	一宮市今伊勢町馬寄字吞光寺
7	石刀神社古墳	古墳	古墳	一宮市今伊勢町馬寄字石戸 2
8	上町屋古墳	古墳	古墳	一宮市今伊勢町馬寄字上町屋 148
9	西宮社古墳	古墳	古墳	一宮市今伊勢町馬寄字西更屋敷 28
10	でんやま古墳	古墳	古墳	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原 528
11	野見神社古墳	古墳	古墳	一宮市今伊勢町宮後字稲荷 1992
12	中切(はな塚古墳)遺跡	その他の墓	古墳	一宮市今伊勢町馬寄字中切 46
13	神戸廃寺	社寺跡	奈良	一宮市今伊勢町本神戸字目久井 472
14	法圓寺中世墓遺跡	その他の墓	中世	一宮市大和町馬引 1286
15	田所遺跡	集落跡	古墳・奈良・平安・中世	一宮市光明寺字南道手、他
16	大毛池田遺跡	集落跡	旧石器・縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世	一宮市大毛字池田
17	馬引横手遺跡	遺物散布地	中世	一宮市大和町馬引字横手、他
18	大毛沖遺跡	集落跡	奈良・中世	一宮市大毛字沖
19	西上免遺跡	集落跡／その他の墓／その他遺跡	弥生・奈良・中世／古墳・中世／弥生・奈良・中世	一宮市開明字西上免
20	東向野遺跡	遺物散布地	古墳・奈良	一宮市開明字東向野 11
21	畑添遺跡	遺物散布地	弥生	一宮市開明字畑添 20、23
22	三味郭遺跡	遺物散布地	古墳	一宮市開明字三味郭 2 - 19、20
23	東苅安賀道遺跡	遺物散布地	縄文・古墳・中世	一宮市開明字苅安賀道 54
24	蒲原遺跡	遺物散布地	弥生・古墳	一宮市開明字蒲原 80、81
25	四反田遺跡	遺物散布地	弥生・古墳	一宮市三条字四反田 54、他

注) 表中の番号は、図 3.1.26 の番号と対応する。

出典：「マップあいち（埋蔵文化財・記念物）」（愛知県ウェブサイト）

表 3.1.50(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

No.	名称	種別	時代	所在地
26	大平遺跡	遺物散布地	縄文・古墳・中世	一宮市三条字墓北 26～30、56-1
27	宮新田遺跡	遺物散布地	弥生・古墳・中世	一宮市開明字新田郷～字新田畑
28	東新規道遺跡	遺物散布地	弥生・古墳・奈良・平安・中世	一宮市開明字東新規道
29	野府城跡	城館跡	中世	一宮市開明字城堀（開明小学校地内）
30	坪内城跡	城館跡／社寺跡	中世／古墳	一宮市開明字中屋敷か
31	門間古墳	—	—	一宮市門間
32	門間遺跡	—	—	一宮市門間
33	大毛沖遺跡	—	—	一宮市大毛字沖
34	門間沼遺跡	—	—	一宮市門間
35	北道手遺跡	—	—	一宮市光明寺字北道手
36	真清田神社境内遺跡	—	—	一宮市真清田 1-2-1
37	光明寺城	城館跡	中世	一宮市大字光明寺字本郷屋敷
38	奥城（江並城：梶川屋敷）	城館跡	中世	一宮市奥町字下口西
39	馬寄城	城館跡	中世	一宮市今伊勢町馬寄字東更屋敷
40	宮後城	城館跡	中世	一宮市今伊勢町宮後
41	車塚古墳	古墳	古墳	一宮市今伊勢町本神戸字目久井 472
42	黒田城	城館跡	中世	一宮市大字黒田字古城 59
43	割田城	城館跡	中世	一宮市大字外堀田字城跡
44	伊富利部古墳	—	—	一宮市門間字北屋敷 3714

注）表中の番号は、図 3.1.26 の番号と対応する。

出典：「マップあいち（埋蔵文化財・記念物）」（愛知県ウェブサイト）



凡 例

- ◎ 対象事業実施想定区域
- 行政界
- 周知の埋蔵文化財包蔵地

注) 図中の番号は、表 3.1.50 の番号と対応する。
出典:「マップあいち(埋蔵文化財・記念物)」(愛知県ウェブサイト)

「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

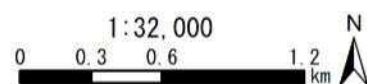


図 3.1.26 周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

3.2.1.1 人口の状況

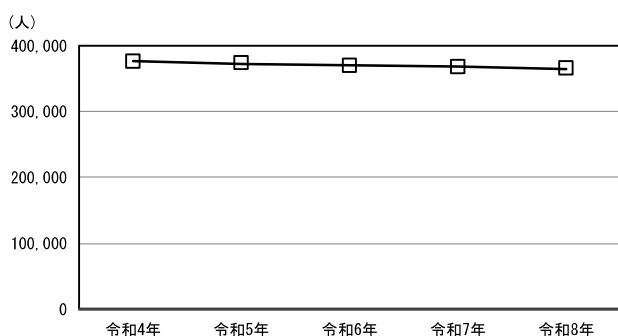
対象事業実施想定区域が位置する一宮市の人口及び世帯数の状況は表 3.2.1 に、人口及び世帯数の推移グラフは図 3.2.1(1)、(2) に示すとおりである。

2026（令和 8）年の人口は 365,024 人、世帯数は 164,646 世帯となっている。また、人口の推移は減少傾向、世帯数の推移は増加傾向となっている。

表 3.2.1 人口及び世帯数の状況

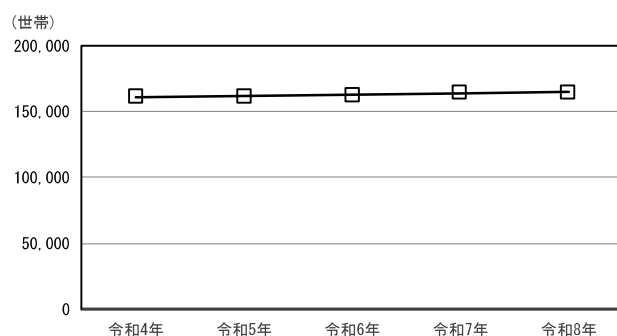
各年 1月1日現在		
年 \ 項 目	人口（人）	世帯数（世帯）
2022（令和 4）年	375,602	160,929
2023（令和 5）年	372,902	161,774
2024（令和 6）年	370,260	162,744
2025（令和 7）年	367,945	163,870
2026（令和 8）年	365,024	164,646

出典：「一宮市 過去 5 年間の人口・世帯数の推移」（2026 年 3 月 一宮市）



出典：「一宮市 過去 5 年間の人口・世帯数の推移」
(2026 年 3 月 一宮市)

図 3.2.1(1) 人口の推移の状況



出典：「一宮市 過去 5 年間の人口・世帯数の推移」
(2026 年 3 月 一宮市)

図 3.2.1(2) 世帯数の推移の状況

3.2.1.2 産業の状況

対象事業実施想定区域が位置する一宮市の産業分類別就業人口及び事業所数の状況は、表 3.2.2 に示すとおりである。

事業所数は 15,723 事業所、従業者数は 140,911 人となっている。業種別の事業所数及び従業者数は、いずれも卸売業・小売業が最も多く 3,238 事業所、27,521 人となっている。

表 3.2.2 産業分類別就業人口及び事業所数の状況

2021（令和3）年6月1日現在

市		一宮市	
産業分類		事業所数	従業者数
第一次産業	農業・林業	23	227
	漁業	—	—
第二次産業	鉱業・採石業・砂利採取業	1	1
	建設業	1,627	9,210
	製造業	2,134	27,400
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	27	301
	情報通信業	101	622
	運輸業・郵便業	391	11,474
	卸売業・小売業	3,238	27,521
	金融業・保険業	225	2,658
	不動産業・物品賃貸業	1,056	4,329
	学術研究・専門、技術サービス業	666	2,690
	宿泊業・飲食サービス業	1,624	11,619
	生活関連・サービス業・娯楽業	1,254	5,163
	教育・学習支援業	669	3,347
	医療・福祉	1,572	23,383
	複合サービス事業	64	729
	サービス業(他に分類されないもの)	1,051	10,237
計		15,723	140,911

出典：「一宮市の事業所 経済センサス-活動調査 令和3年」（令和5年12月 一宮市）

3.2.2 土地利用の状況

対象事業実施想定区域が位置する一宮市の土地利用の状況は表 3.2.3に示すとおりである。

住宅地の割合が 30.4%と最も多くなっており、次いで道路が 14.8%、農用地（田）が 14.5%となっている。

また、対象事業実施想定区域とその近傍の土地利用現況図は図 3.2.2(1)に、空中写真は図 3.2.2(2)に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は既存施設が存在している。対象事業実施想定区域近傍の土地利用状況は、建物用地が主となっており、田、鉄道、その他用地等が点在している。

表 3.2.3 土地利用の状況

市		一宮市	
項 目		面積（ha）	構成比（％）
行政面積		11,382	100.0
宅地	住宅地	3,459	30.4
	その他 ^{注2)}	1,530	13.4
農用地	田	1,650	14.5
	畑	1,080	9.5
森林・原野		－	－
道路		1,689	14.8
水面・河川・水路		1,156	10.2
その他 ^{注3)}		817	7.2

注1) 市町村名は2023（令和5）年4月1日現在で表章してある。

注2) 「宅地」から「住宅地」を除いた工業用地等である。

注3) 行政面積から「宅地」、「農地（農用地）」、「森林、原野等（森林、原野）」、「道路」及び「水面・河川・水路」の各面積を差し引いたものである。

注4) 面積は単位未満を、構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、行政面積と内訳の合計が一致しない場合がある。

出典：「令和7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ウェブサイト）

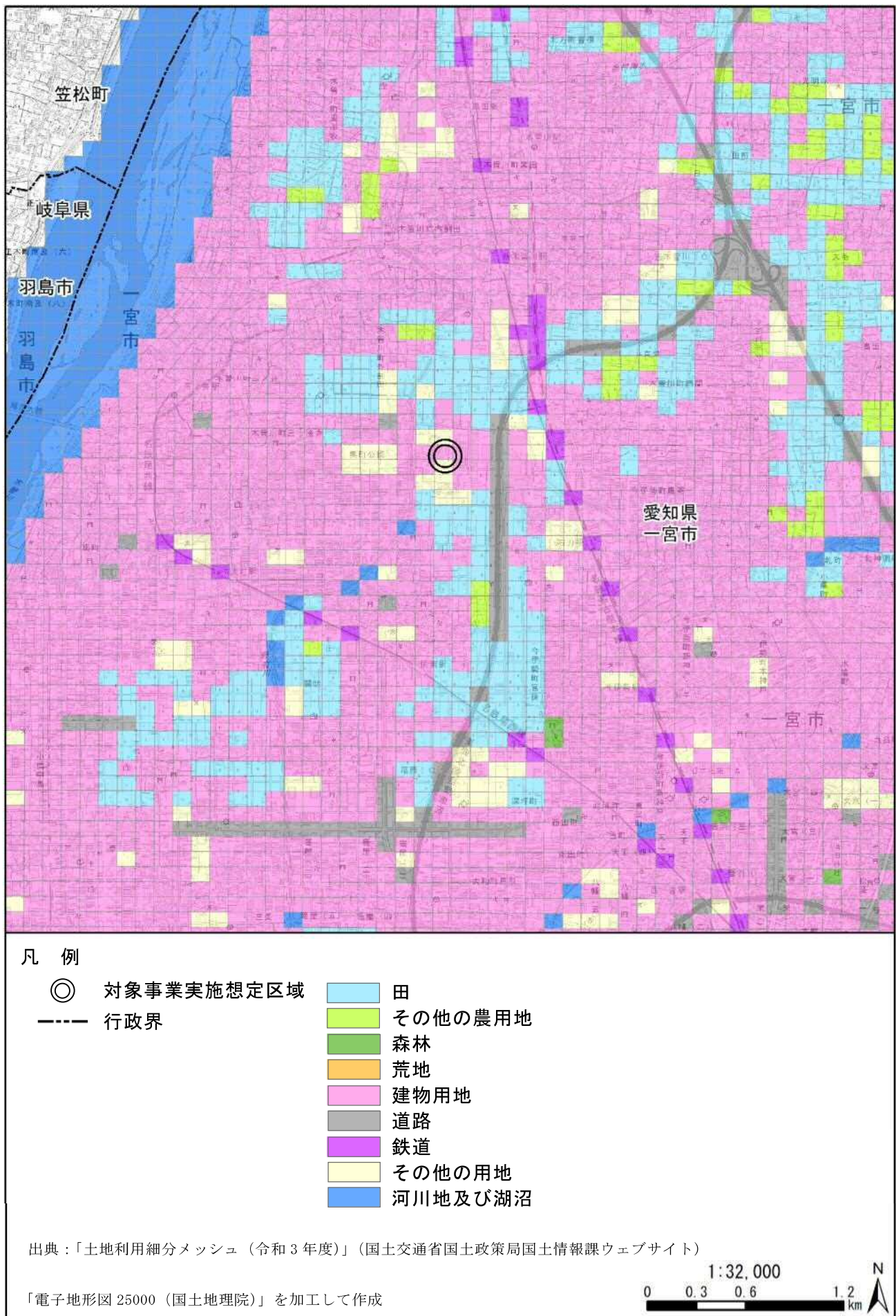


図 3.2.2(1) 土地利用現況図



注) 空中写真の撮影日：令和2年9月5日

出典：「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院ウェブサイト）

図 3.2.2(2) 空中写真（対象事業実施想定区域とその近傍）

3.2.3 都市計画の状況

対象事業実施想定区域が位置する一宮市の都市計画（用途地域）の指定状況は、表 3.2.4 に示すとおりである。

また、対象事業実施想定区域及びその周囲の都市計画図は、図 3.2.3 に示すとおりである。
対象事業実施想定区域は用途地域の定められていない地域である。

表 3.2.4 都市計画（用途地域）の指定状況

2024（令和6）年1月1日現在

2021（令和3）年1月1日現在

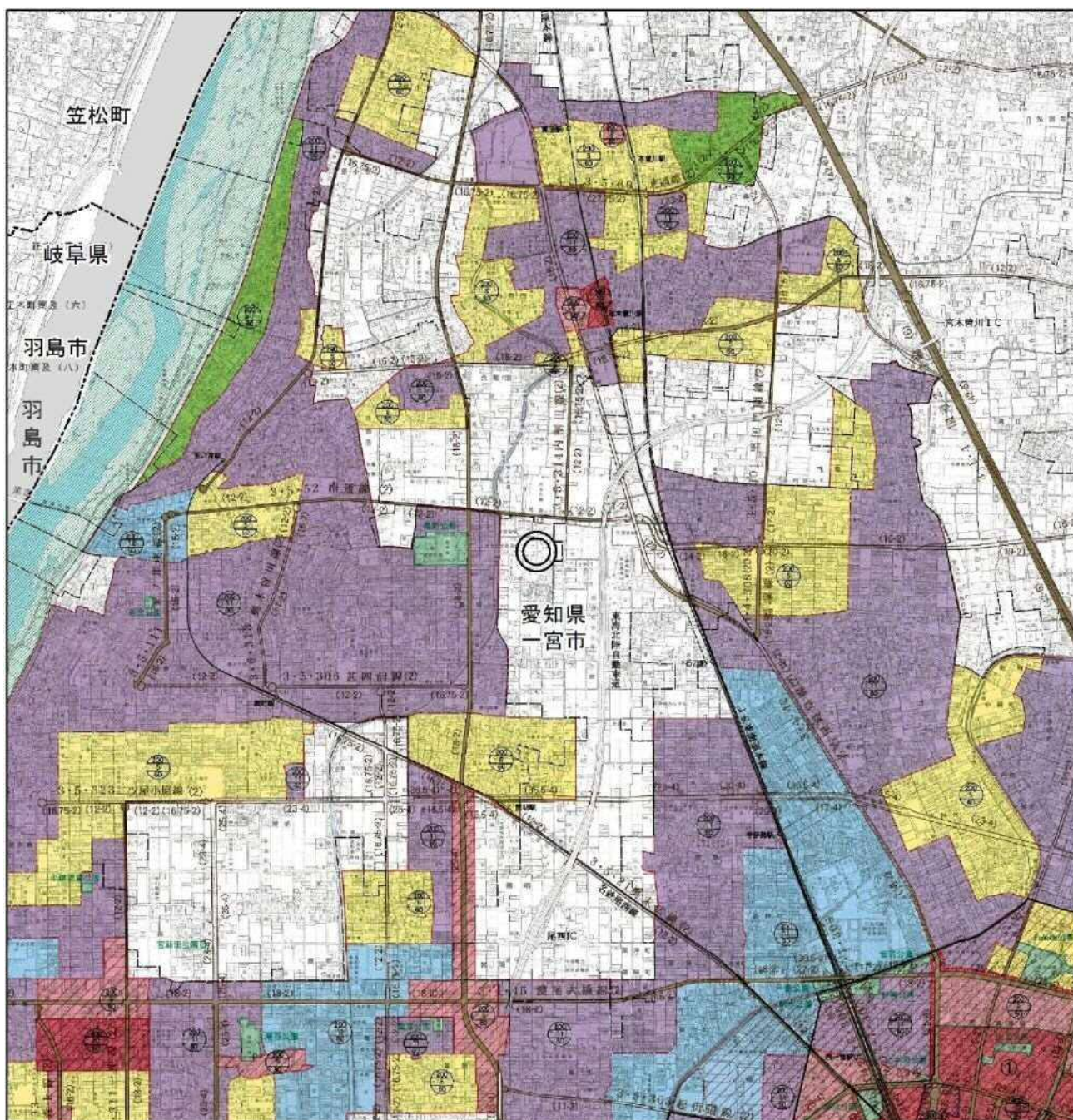
項目			市	一宮市	
都市計画区域（ha）				11,382	
市街化区域	第一種低層住居専用地域	面積（ha）	54		
		構成比（％）	0.5		
	第二種低層住居専用地域	面積（ha）	－		
		構成比（％）	－		
	第一種中高層住居専用地域	面積（ha）	208		
		構成比（％）	1.8		
	第二種中高層住居専用地域	面積（ha）	－		
		構成比（％）	－		
	第一種住居地域	面積（ha）	1,010		
		構成比（％）	8.9		
	第二種住居地域	面積（ha）	43		
		構成比（％）	0.4		
	準住居地域	面積（ha）	53		
		構成比（％）	0.5		
	田園住居地域	面積（ha）	－		
		構成比（％）	－		
	近隣商業地域	面積（ha）	206		
		構成比（％）	1.8		
	商業地域	面積（ha）	204		
		構成比（％）	1.8		
	準工業地域	面積（ha）	1,614		
		構成比（％）	14.2		
	工業地域	面積（ha）	363		
		構成比（％）	3.2		
	工業専用地域	面積（ha）	46		
		構成比（％）	0.4		
	計		面積（ha）	3,802	
			構成比（％）	33.4	
市街化調整区域		面積（ha）	7,580		
		構成比（％）	66.6		

注1) 構成比は小数点第2位以下を四捨五入してあるため、計と内訳の合計が一致しない場合がある。

注2) 用途地域面積は、都市計画区域単位で都市計画決定されるため、市町村別の用途地域面積は参考数値である。

出典：「令和7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ウェブサイト）

「一宮の都市計画データ」（一宮市ウェブサイト）



凡 例

- ◎ 対象事業実施想定区域
- 行政界

出典：「一宮市都市計画総括図」（令和 8 年 1 月 一宮市）
「電子地形図 25000（国土地理院）」を加工して作成

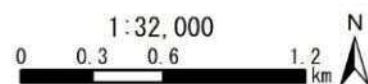


図 3.2.3(1) 都市計画図

凡 例

区分		凡例	区分	凡例
都市計画区域			都市計画駐車場	
市界			都市計画通路	
市街化区域界			駅前交通広場	
用途地域	第一種低層住居専用地域		立体交差	
	第一種中高層住居専用地域		チャネルリ	
	第一種住居地域		都市計画道路の内区画街路	
	第二種住居地域		都市計画公園	
	準住居地域		都市公園緑地	
	近隣商業地域		地区計画	
	商業地域		土地地区画整理事業（施行済）	
	準工業地域		土地地区画整理事業（施行中）	
	工業地域		駐車場整備地区	
	工業専用地域		防火地域	
特別工業地区（特別用途地区）			準防火地域	
都市計画道路			地区計画	
都市計画都市高速鉄道			R02 人口集中地区（DID）	

出典：「一宮市都市計画総括図」（令和 8 年 1 月 一宮市）」

図 3.2.3(2) 都市計画図（凡例）

3.2.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

3.2.4.1 漁業権の状況

対象事業実施想定区域の北側～西側を流れる木曽川では、対象事業実施想定区域及びその周囲において、岐阜県知事免許の第5種共同漁業権（岐内共48）が設定されている。

3.2.4.2 上水道の普及状況

対象事業実施想定区域が位置する一宮市の上水道の普及状況は、表3.2.5に示すとおりである。水道普及率は100.0%となっている。なお、一宮市では簡易水道は設けられていない。

表 3.2.5 上水道の普及状況（2024（令和6）年度）

市	項目 ①行政区域内 総人口 (人)	現在給水人口（人）				普及率 (%) ②/①×100
		②総数	上水道	簡易水道	専用水道	
一宮市	371,520	371,520	370,880	—	(640) 1,184	100.0

注) 専用水道欄の（ ）の値は、上水道から受水している施設を除いた自己水源のみで供給している施設の数値であり、普及率の算出には同値を用いている。

出典：「令和6年度 愛知県の水道（水道年報）」（令和8年3月 愛知県）

3.2.4.3 地下水の利用状況

対象事業実施想定区域が位置する一宮市の地下水の工業用水としての利用状況は表3.2.6に示すとおりである。

一宮市の工業用水として利用されている井戸水の割合は、16.6%となっている。

なお、対象事業実施想定区域及びその周囲は、「工業用水法」（昭和31年法律第146号）による規制の対象地域となっている。

表 3.2.6 地下水の利用状況

2020（令和2）年6月1日現在

市	項目	工業用水		井戸水の割合 (%)
		1日当たり水源別用水量 (m ³)	井戸水 (m ³)	
一宮市		24,824	4,109	16.6

出典：「2020年工業統計調査結果（確報）」（愛知県ウェブサイト）

3.2.5 交通の状況

3.2.5.1 道路交通の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路の状況は、図 3.2.4 に示すとおりである。また、2021（令和3）年度における交通量調査結果は、表 3.2.7 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲の主要な道路としては、東海北陸自動車道、一般国道22号等がある。

2021（令和3）年度の調査結果によると、最寄りの調査地点である大垣江南線（区間番号：61670）では、12時間交通量は10,502台、大型車混入率は11.0%となっている。また、最も交通量の多い一般国道22号（区間番号：10290）では、36,361台、大型車混入率は16.0%となっている。

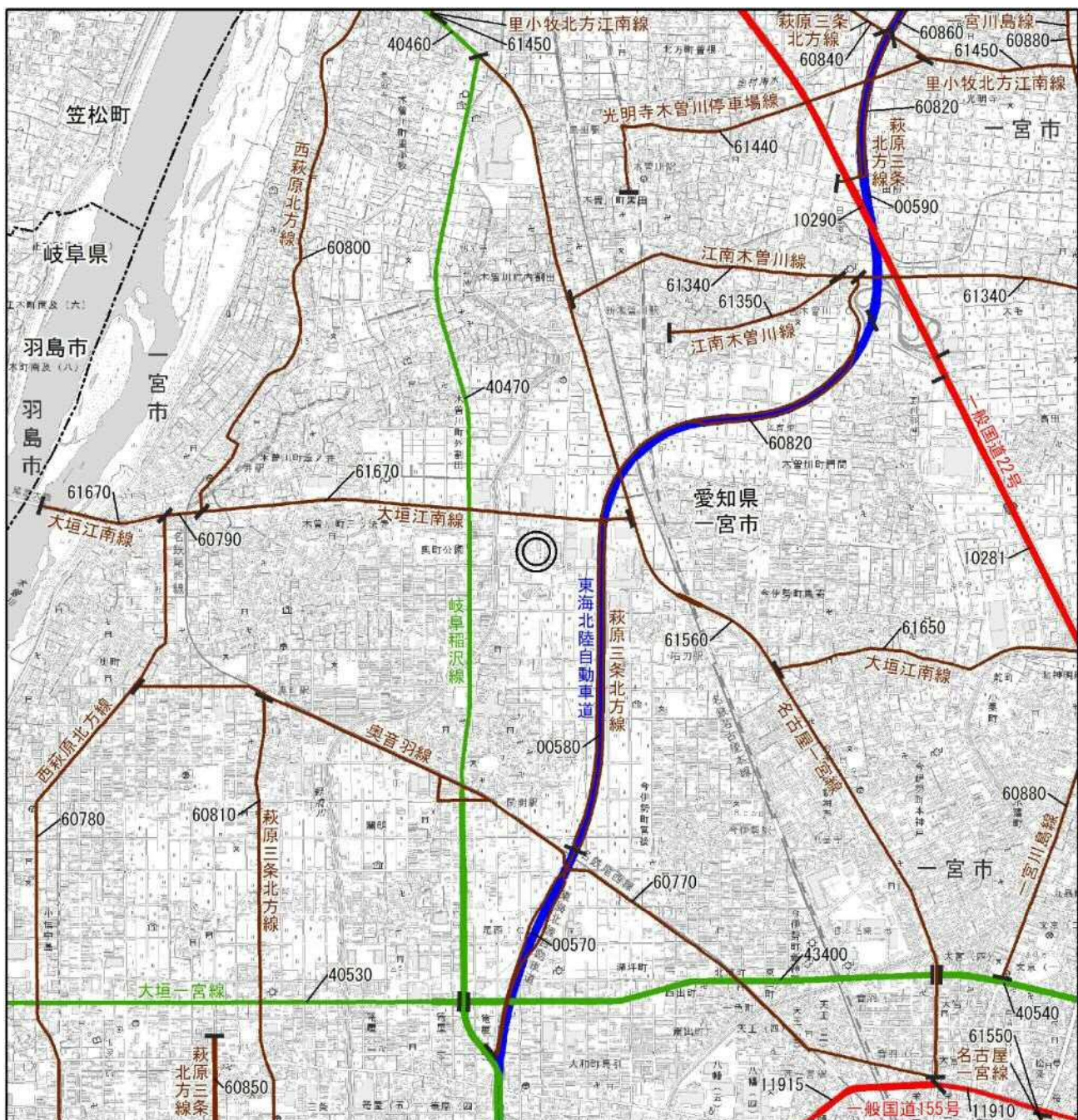
表 3.2.7 対象事業実施想定区域及びその周囲の主要道路の交通量（平日）

路線名		区間番号	交通量観測地点	交通量（台/12時間）			大型車混入率（%）
				小型車	大型車	合計	
高速自動車国道	東海北陸自動車道	00570	一宮西～尾西	18,376	5,416	23,792	22.8
		00580	尾西～一宮木曽川	19,623	5,734	25,357	22.6
		00590	一宮木曽川～岐阜各務原	17,912	5,047	22,959	22.0
一般国道	一般国道22号	10281	一宮市西島町5丁目	30,615	5,432	36,047	15.1
		10290	一宮市大毛西新開	30,558	5,803	36,361	16.0
	一般国道155号	11910	調査対象区間外（非観測）	10,363	1,126	11,489	9.8
		11915	一宮市大和町荏安賀	9,366	1,277	10,643	12.0
主要地方道（都道府県道）	岐阜稲沢線	40460	調査対象区間外（非観測）	15,681	965	16,646	5.8
		40470	一宮市大和町南高井江北	11,902	2,560	14,462	17.7
	大垣一宮線	40530	一宮市起用水添	9,676	1,332	11,008	12.1
		43400	一宮市深坪町	15,607	1,394	17,001	8.2
		40540	調査対象区間外（非観測）	21,910	2,140	24,050	8.9
一般都道府県道	奥音羽線	60770	一宮市開明字名古屋	4,748	146	4,894	3.0
		60780	調査対象区間外（非観測）	4,889	856	5,745	14.9
	西萩原北方線	60790	一宮市木曽川町玉ノ井蒲池	8,616	1,125	9,741	11.5
		60800	一宮市木曽川町里小牧新芽場	4,146	239	4,385	5.5
		60810	一宮市三条	6,015	110	6,125	1.8
	萩原三条北方線	60820	調査対象区間外（非観測）	9,456	1,748	11,204	15.6
		60840	調査対象区間外（非観測）	4,594	626	5,220	12.0
		60880	一宮市大毛字南出	5,806	112	5,918	1.9
	江南木曽川線	61340	調査対象区間外（非観測）	6,948	389	7,337	5.3
	光明寺木曽川停車場線	61440	一宮市光明寺字北道手	3,749	355	4,104	8.7
	里小牧北方江南線	61450	調査対象区間外（非観測）	7,516	752	8,268	9.1
	名古屋一宮線	61550	一宮市多加木二丁目	10,087	1,197	11,284	10.6
		61560	調査対象区間外（非観測）	12,832	936	13,768	6.8
	大垣江南線	61670	一宮市木曽川町玉ノ井土腐	9,348	1,154	10,502	11.0
		61650	調査対象区間外（非観測）	5,094	251	5,345	4.7

注1) 斜体で示した交通量及び大型車混入率は推定値であることを示している。

注2) 12時間交通量とは、昼間（7時～19時）における交通量である。

出典：「令和3年度道路交通センサス 一般交通量調査 箇所別基本表」（令和5年6月 国土交通省）



凡 例

- | | | | |
|-----|------------|--------|--------------|
| ◎ | 対象事業実施想定区域 | — | 高速自動車国道 |
| --- | 行政界 | — | 一般国道 |
| | | — | 主要地方道（都道府県道） |
| | | — | 一般都道府県道 |
| | | ／00000 | 区間番号 |

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」（令和5年6月 国土交通省）

「電子地形図25000（国土地理院）」を加工して作成

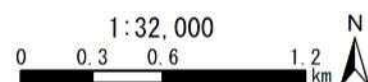


図 3.2.4 主要な道路の状況

3.2.5.2 鉄道の状況

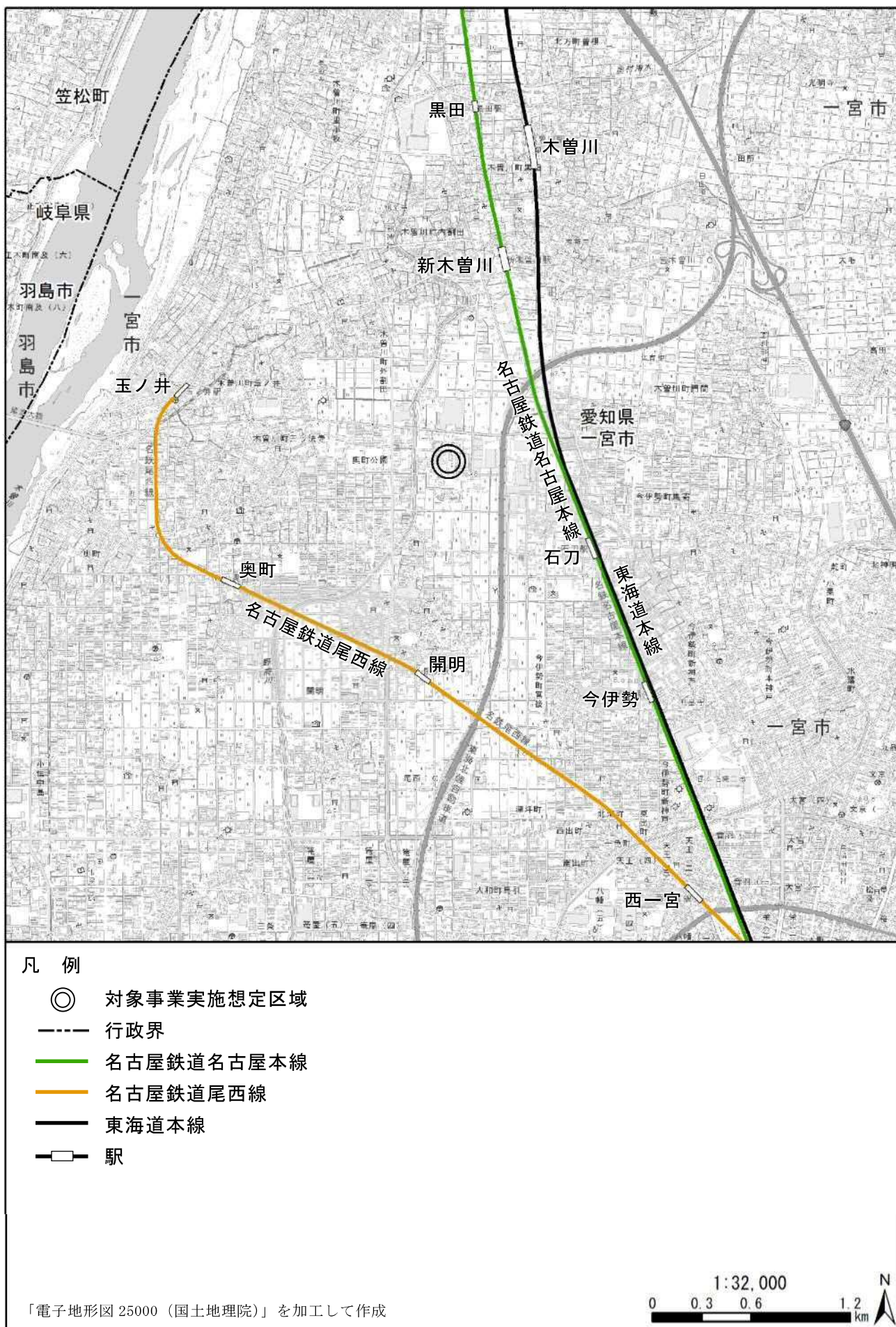
対象事業実施想定区域及びその周囲の鉄道の状況は図 3.2.5 に、駅別利用者数は表 3.2.8 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域最寄りの駅としては、対象事業実施想定区域南東側約 1.0km に名古屋鉄道名古屋本線の石刀駅が存在しており、2024（令和 6）年における 1 日当たりの乗降客数は 2,833 人となっている。

表 3.2.8 駅別利用者数の状況（2024（令和6）年）

路線名	駅 名	乗降客数（人/日）
名古屋鉄道名古屋本線	今伊勢	3,607
	石刀	2,833
	新木曽川	5,859
	黒田	2,114
名古屋鉄道尾西線	西一宮	480
	開明	1,824
	奥町	4,381
	玉ノ井	1,683
東海道本線	木曽川	7,986

出典：「国土数値情報（駅別乗降客数データ）」（国土交通省国土政策局国土情報課ウェブサイト）



3.2.6 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

対象事業実施想定区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設は表 3.2.9 に、配置の状況は図 3.2.6 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域最寄りの環境の保全についての配慮が必要な施設としては、北西側約 320m に位置する保育施設である「あすかキッズ外割田」があげられる。

また、住宅の配置の状況について、最寄住居は対象事業実施想定区域南東側約 10m の位置にあり、まとまった住宅地は西側の野府川以遠等に存在する。

表 3.2.9(1) 環境保全への配慮を要する施設（教育施設）

区分	No.	施設名	住所
小 学 校	1	一宮市立三条小学校	一宮市三条字苅 16
	2	一宮市立宮西小学校	一宮市大宮 4-5-33
	3	一宮市立今伊勢西小学校	一宮市今伊勢町馬寄字西平 4-1
	4	一宮市立奥小学校	一宮市奥町字貴船前 24
	5	一宮市立小信中島小学校	一宮市小信中島字南平口 59
	6	一宮市立開明小学校	一宮市開明字城堀 20
	7	一宮市立木曽川東小学校	一宮市木曽川町黒田八ノ通り 141-1
	8	一宮市立木曽川西小学校	一宮市木曽川町玉ノ井字道路寺 7-3
	9	一宮市立黒田小学校	一宮市木曽川町黒田字古城 26-2
	10	一宮市立今伊勢小学校	一宮市今伊勢町新神戸字乾 26
	11	一宮市立葉栗北小学校	一宮市光明寺字畳手 55
中 学 校	12	一宮市立中部中学校	一宮市八幡 4-1-111
	13	一宮市立今伊勢中学校	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原 52
	14	一宮市立奥中学校	一宮市奥町字上平池 55
	15	一宮市立尾西第三中学校	一宮市開明字村上 54
	16	一宮市立木曽川中学校	一宮市木曽川町里小牧字北青木 25
	17	一宮市立葉栗中学校	一宮市高田字清水 100
高等学校	18	愛知県立起工科高等学校	一宮市小信中島字郷南 2
	19	愛知県立一宮商業高等学校	一宮市文京 2-1-7
	20	愛知県立木曽川高等学校	一宮市開明字樋西 11-1
幼 稚 園	21	剣正幼稚園	一宮市本町 1-4-24
	22	九品寺幼稚園	一宮市真清田 2-14-7
	23	今伊勢真光幼稚園	一宮市今伊勢町馬寄字西切戸 7-1
	24	金剛幼稚園	一宮市開明字郷中 58
	25	木曽川花園幼稚園	一宮市木曽川町黒田字宝光寺 37
	26	きそがわ幼稚園	一宮市木曽川町外割田字堀田 110
	27	おじま幼稚園	一宮市北神明町 3-68-5
	28	サンタマリア幼稚園	一宮市今伊勢町馬寄字桑屋敷 34-2
図 書 館	29	一宮市立尾西図書館	一宮市東五城字大平裏 19-1
	30	一宮市立玉堂記念木曽川図書館	一宮市木曽川町外割田字西郷中 25

注) 表中の番号は、図 3.2.6(1)の番号と対応する。

出典：「一宮市オープンデータ」（一宮市ウェブサイト）

表 3.2.9(2) 環境保全への配慮を要する施設（医療施設）

区分	No.	施設名	住所
病院・診療所	1	一宮市民病院	一宮市文京 2 丁目 2 番 22 号
	2	木曽川市民病院	一宮市木曽川町黒田字北野黒 165
	3	社会医療法人杏嶺会 一宮西病院	一宮市開明字平 1
	4	社会医療法人大雄会 総合大雄会病院	一宮市桜 1-9-9
	5	社会医療法人杏嶺会 上林記念病院	一宮市奥町字下口西 89-1
	6	医療法人有俊会 いまむら病院	一宮市今伊勢町本神戸字無量寺東 17
	7	医療法人泰玄会 泰玄会病院	一宮市東五城字備前 1-1
	8	医療法人泰玄会 泰玄会西病院	一宮市小信中島郷中 104
	9	医療法人医徳会 国井病院	一宮市木曽川町黒田三の通り 32-1
	10	医療法人翔樹会 井上内科クリニック	一宮市開明字東沼 85
	11	医療法人メイプルベルクリニック	一宮市開明字蒲原 21
	12	医療法人 高橋眼科	一宮市本町 1-3-9
	13	産婦人科はっとりクリニック	一宮市木曽川町黒田字中針口北ノ切 37
	14	びさい眼科	一宮市東五城備前 10-1

注 1) 表中の番号は、図 3.2.6(2)の番号と対応する。

注 2) 病院・診療所は有床で入院できる施設を示している。

出典：「一宮市オープンデータ」（一宮市ウェブサイト）

「地域医療情報システム」（日本医師会ウェブサイト）

表 3.2.9(3) 環境保全への配慮を要する施設（福祉施設等）

区分	No.	施設名	住所
福祉施設	介護老人福祉施設		
	1	サンリバー	一宮市木曽川町里小牧字笹原 148
	2	奥町	一宮市奥町字大切前 7-4
	3	コムネックスみづほ	一宮市木曽川町里小牧字寺東 200
	介護老人保健施設		
	4	泰玄会老人保健施設	一宮市小信中島字仁井西 56-3
	5	やすらぎ	一宮市奥町字下口西 74 番地 1
	6	あすなろ	一宮市木曽川町黒田字宝光寺 5-22
	特定施設入居者生活介護		
	7	コムネックスみづほ特定施設事業所	一宮市木曽川町黒田字西沼 52
	8	いぶき	一宮市木曽川町黒田字井桁畔 224-1
	9	ニッケあすも一宮	一宮市今伊勢町本神戸字前畑 1
		ニッケあすも一宮式番館	
	10	スマイルコート黒田	一宮市木曽川町黒田字西町南 34-2
	認知症対応型共同生活介護		
	11	グループホーム奥町	一宮市奥町字前沼 33-1
	12	グループホーム木曽	一宮市木曽川町外割田字芳池 159
	13	グループホームたんぼぼ新かんべ	一宮市今伊勢町新神戸字九反野 18-1
	14	グループホームチアフル音明かり・詩明かり	一宮市北方町曾根字村裏西 46-1
	15	グループホームチアフル友明かり	一宮市北方町曾根字村裏西 15
	16	グループホーム真清田	一宮市松降 2-5-7
	17	グループホームやまと椿館	一宮市簗屋 4-13-22
	18	ニチイケアセンター奥町	一宮市奥町字七丁 16-3
	有料老人ホーム		
	19	たんぼぼグランドハウス	一宮市栄 1-1-18
	20	ライフケア門間	一宮市木曽川町門間字西出 6
	21	三条	一宮市三条字道東 83-1
	22	ほほえみ Irisaki	一宮市開明字杵先 29
	23	さん・さん北方の杜	一宮市北方町北方字内沼 257-1, 257
	24	あるふぁの家	一宮市西島町 1-18
	25	ナーシングホーム北斗開明	一宮市開明字蒲原 25
	26	ええなもはうす	一宮市音羽 2-5-17-2
	27	ナーシングホーム北斗木曽川	一宮市富塚字山寺 27
	28	サポートテラス深坪	一宮市深坪町 32-2
	29	メドタウンいちのみや	一宮市奥町字宮前 44-1
	30	からふる庭園今伊勢	一宮市今伊勢町本神戸字無量寺東 1122
	31	おだいじに住宅型有料老人ホーム一宮	一宮市簗屋 2-2-6
	32	住宅型有料老人ホームパインツリー	一宮市木曽川町里小牧字西蒲原 200
	33	紡の家	一宮市九品町 3-18-1
	34	ベストリハナーシングホーム一宮	一宮市奥町野方 77
	35	重度特化住宅型有料老人ホーム いちごの里	一宮市奥町字野方 16-1
	36	さん・さん北方の家	一宮市北方町曾根字虫祭 75-1
	37	ホスピス対応型住宅リベル 一宮	一宮市八幡 4-4-16

注) 表中の番号は、図 3.2.6(3)の番号と対応する。

出典:「介護サービス事業所一覧表」(一宮市ウェブサイト)

「有料老人ホーム一覧」(一宮市ウェブサイト)

表 3.2.9(4) 環境保全への配慮を要する施設（保育施設等）

区分	No.	施設名	住所
保育施設	1	一宮市立一色保育園	一宮市一色町 76
	2	一宮市立大和北保育園	一宮市大和町馬引字乾出 19
	3	一宮市立三条保育園	一宮市三条字郷南西 31-1
	4	一宮市立竈屋保育園	一宮市竈屋 2-5-46
	5	ふたば保育園	一宮市大和町馬引字古宮 63
	6	あんず保育所	一宮市開明字東石亀 14
	7	一宮市立押場保育園	一宮市音羽 2-2-29
	8	一宮市立今伊勢中保育園	一宮市今伊勢町宮後字西茶原 58-1
	9	一宮市立今伊勢北保育園	一宮市今伊勢町馬寄字桑屋敷 17-1
	10	一宮市立奥町東保育園	一宮市奥町字畑中 101
	11	一宮市立奥町西保育園	一宮市奥町字下口西 10
	12	一宮市立小信保育園	一宮市小信中島字南平口 98
	13	一宮市立開明保育園	一宮市開明字名古羅 34
	14	一宮市立開明西保育園	一宮市開明字教堂池 38-1
	15	一宮市立外割田保育園	一宮市木曽川町外割田字摺鉢 27
	16	一宮市立玉ノ井保育園	一宮市木曽川町玉ノ井字高畑 19
	17	一宮市立神明保育園	一宮市木曽川町黒田七ノ通り 144
	18	一宮市立里小牧保育園	一宮市木曽川町里小牧字神明東 5-1
	19	一宮市立黒田北保育園	一宮市木曽川町黒田字竈守西 108
	20	黒田西保育園	一宮市木曽川町黒田字北宿四の切 80
	21	明泰保育園	一宮市木曽川町三ツ法寺字宮西 328
	22	はな保育室いまいせきた	一宮市今伊勢町新神戸字九反野 49-3
	23	あすかキッズ木曽川	一宮市木曽川町里小牧字社宮司 163
	24	サンライズキッズ保育園今伊勢園	一宮市今伊勢町宮後字壺丁野 41-1
	25	あすかキッズ外割田	一宮市木曽川町外割田字伊勢田 198
	26	一宮市立今伊勢南保育園	一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-6
	27	一宮市立光明寺保育園	一宮市光明寺字大条戸 135
	28	一宮市立門間保育園	一宮市木曽川町門間字東北出 318
	29	はな保育室いまいせ	一宮市今伊勢町本神戸字前畑 4
	30	なごみん尾西園	一宮市開明字郷中 112
	31	ル・デント保育園	一宮市今伊勢町本神戸字高野池 1-5
	32	育児サポート・キッズルームなごみん 木曽川園	一宮市木曽川町黒田字二ノ通り 53
	33	株式会社ソトー事業所内託児所	一宮市竈屋 5 丁目 6-1
	34	Acorn International Preschool	一宮市開明字蒲原 7-1
	35	保育室 虹のひかり	一宮市松降 1-8-11

注) 表中の番号は、図 3.2.6(4) の番号と対応する。

出典：「一宮市オープンデータ」（一宮市ウェブサイト）

「一宮市内の認可外保育施設」（一宮市ウェブサイト）

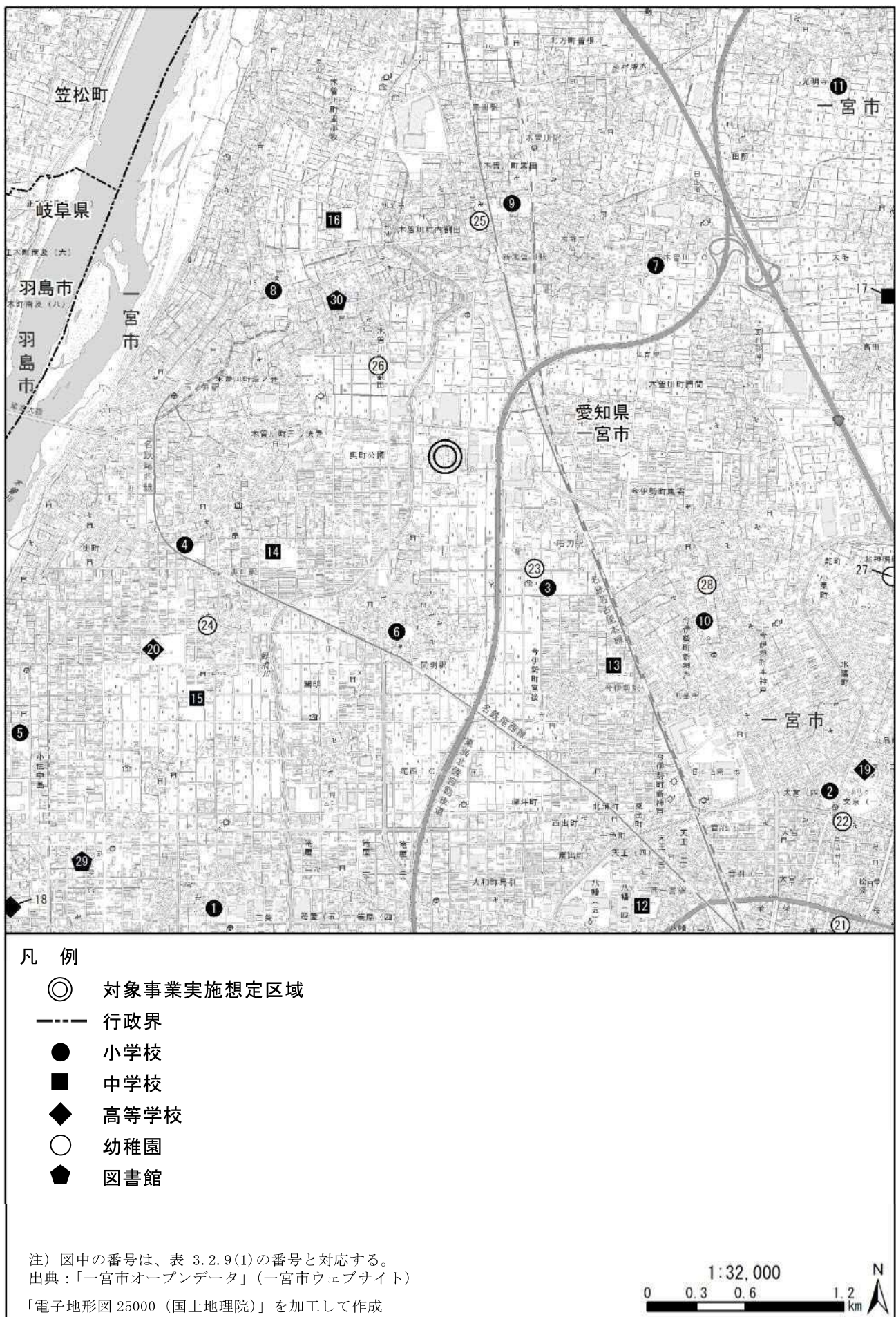


図 3.2.6(1) 環境保全への配慮を要する施設(教育施設)

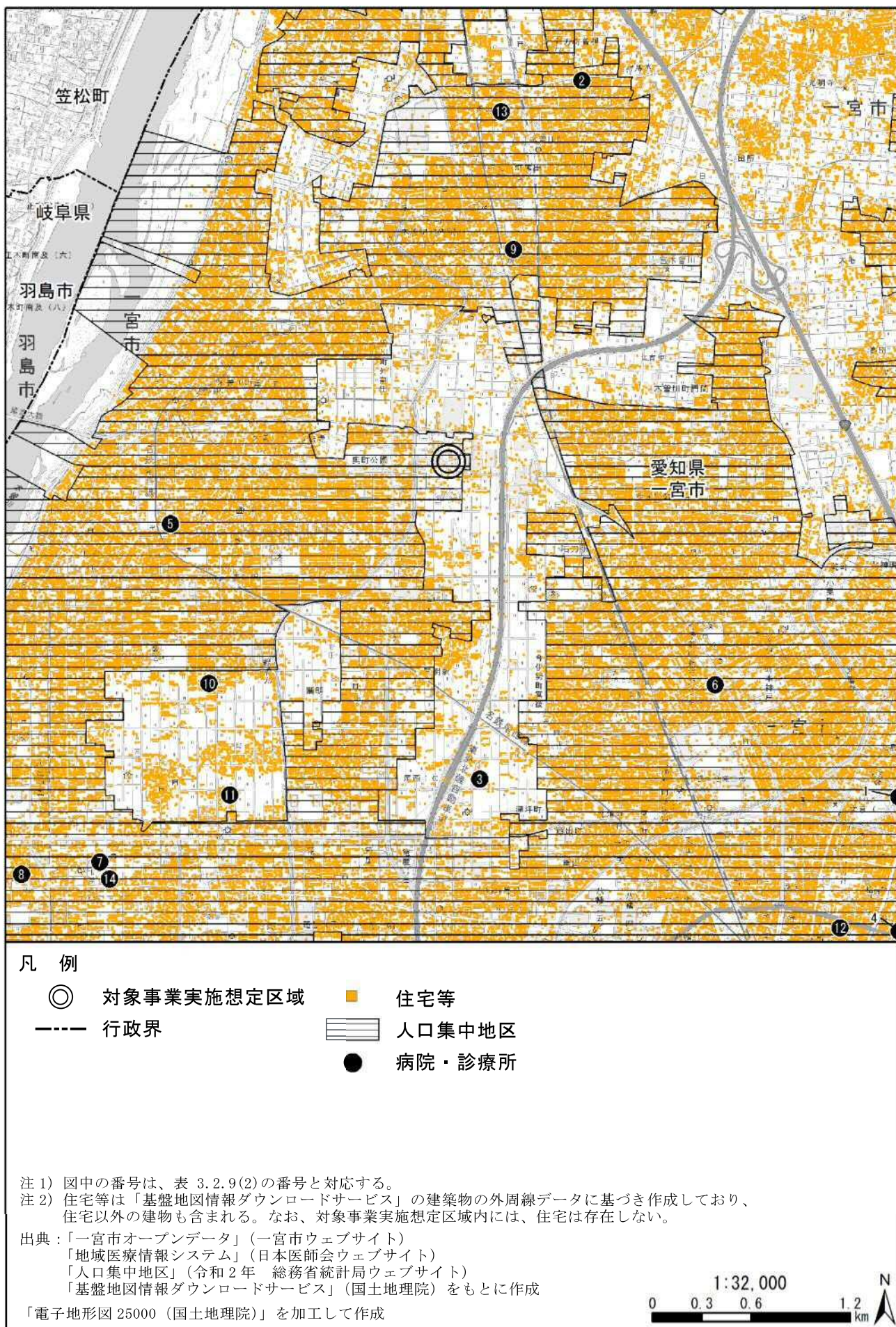
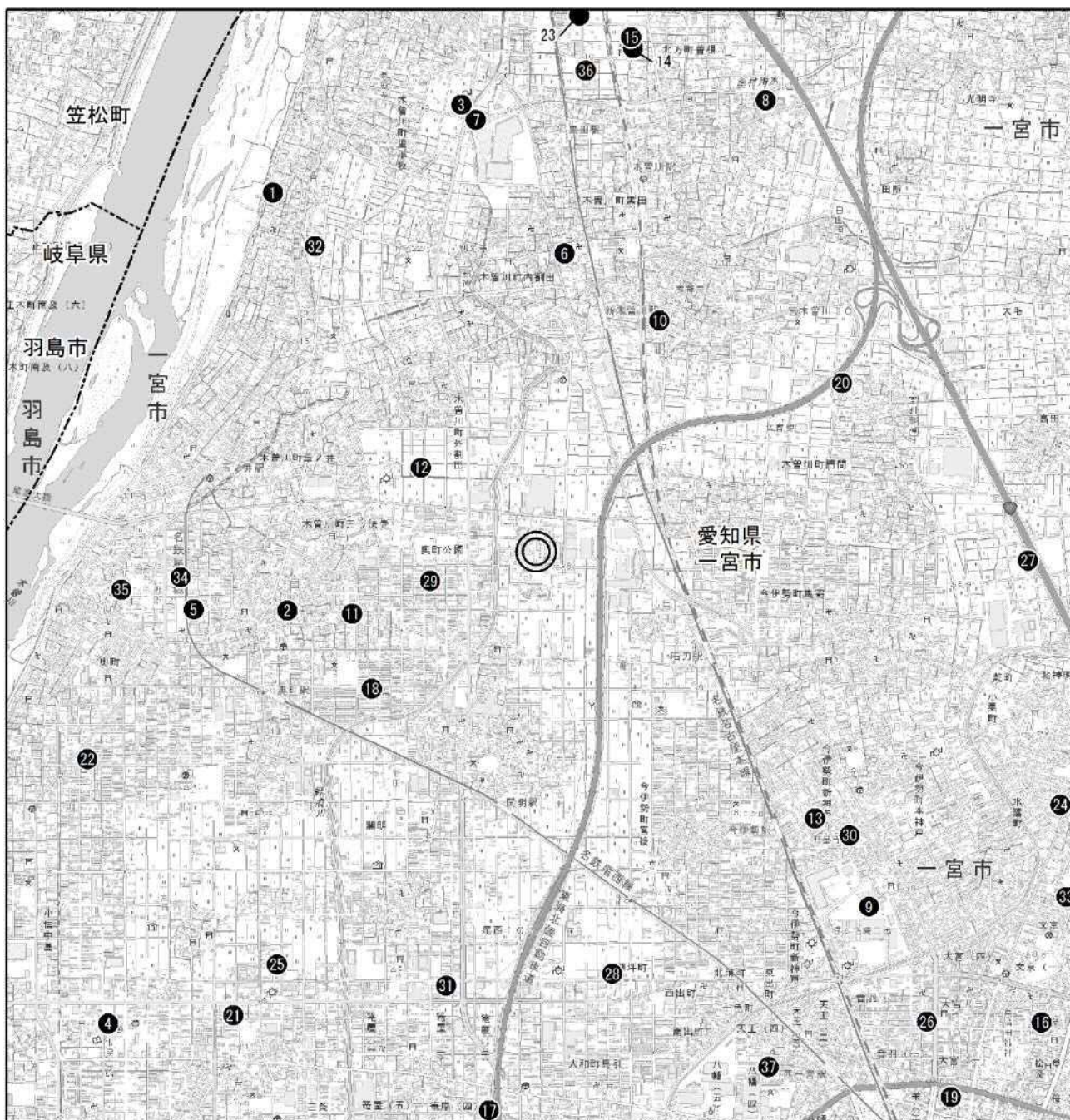


図 3.2.6(2) 環境保全への配慮を要する施設（医療施設）



凡 例

- ◎ 対象事業実施想定区域
- 行政界
- 福祉施設

注) 図中の番号は、表 3.2.9(3)の番号と対応する。
 出典: 「介護サービス事業所一覧表」(一宮市ウェブサイト)
 「有料老人ホーム一覧」(一宮市ウェブサイト)

「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

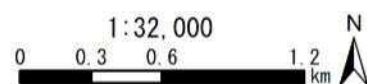
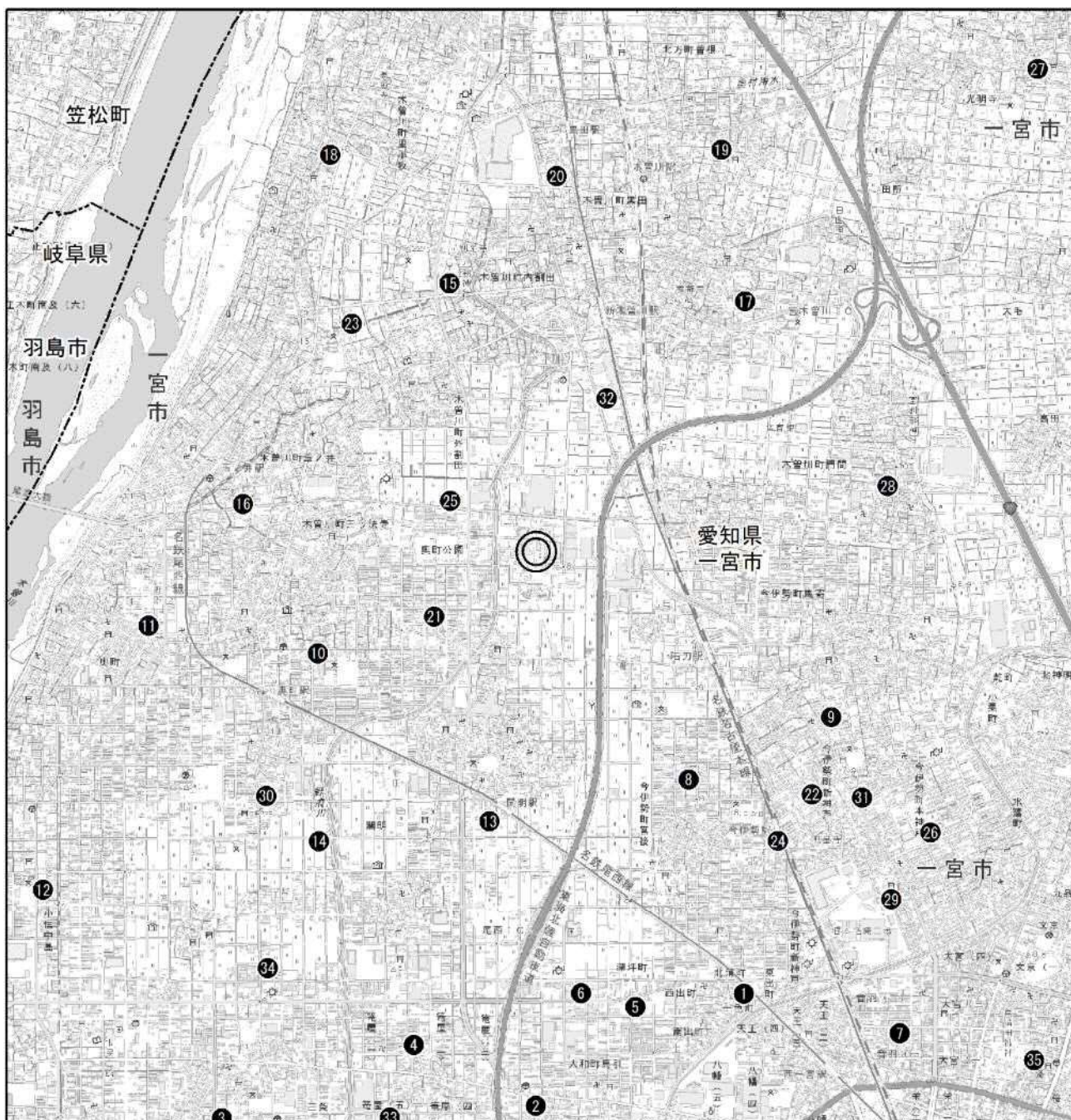


図 3.2.6(3) 環境保全への配慮を要する施設(福祉施設等)



凡 例

- ◎ 対象事業実施想定区域
- 行政界
- 保育施設

注) 図中の番号は、表 3.2.9(4) の番号と対応する。
 出典: 「一宮市オープンデータ」(一宮市ウェブサイト)
 「一宮市内の認可外保育施設」(一宮市ウェブサイト)

「電子地形図 25000 (国土地理院)」を加工して作成

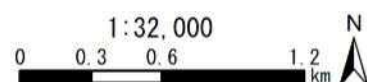


図 3.2.6(4) 環境保全への配慮を要する施設(保育施設等)

3.2.7 下水道の整備の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲における公共下水道等の普及状況は、表 3.2.10 に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する一宮市の 2024（令和 6）年度における下水道処理人口普及率は 70.1%、合併処理浄化槽普及率は 17.4%となっている。

表 3.2.10 公共下水道等の普及状況（2024（令和6）年度）

2024（令和6）年度末時点

市	項目	住民基本 台帳人口 (千人)	汚水処理 人口 (千人)	汚水処理 人口普及率 (%)	下水道		合併処理浄化槽	
					下水道 処理人口 (千人)	下水道 処理人口 普及率 (%)	合併処理浄 化槽処理 人口 (千人)	合併処理浄 化槽普及率 (%)
	一宮市	375.8	328.6	87.4	263.3	70.1	65.2	17.4

出典：「令和 7 年度 愛知の下水道（資料編）」（令和 7 年 11 月 愛知県建設局上下水道課）

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

3.2.8.1 大気質

(1) 大気汚染に係る環境基準等

「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく大気汚染に係る環境基準及び有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に基づく環境基準は、表 3.2.11に示すとおり定められている。なお、環境基準は工業専用地域、車道その他一般公衆が生活していない地域又は場所については適用されない。

表 3.2.11(1) 大気汚染に係る環境基準

物質名 項目	二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	光 化 学 オキシダント (O ₃)
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	オゾンとして8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。
長期的評価	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下であること。 ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下であること。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、10ppm以下であること。 ただし、1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。	年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下であること。 ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。	日最高8時間値の1年平均値を長期基準（年平均値0.04ppm以下）と比較する。
短期的評価	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	—	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。	日最高8時間値の年間99パーセンタイル値を短期基準（8時間値0.07ppm以下）と比較する。

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）

「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環大企第143号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）

「二酸化窒素に係る環境基準の改定について」（昭和53年環大企第262号）

「光化学オキシダントに係る環境基準の改定について」（令和8年環水大管発第2601301号）

表 3.2.11(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

物質名 項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境基準	年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
評価方法	同一地点における年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

出典：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）

表 3.2.11(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

物質名 項目	微小粒子状物質
環境基準	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。
評価方法	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の年間98%値が35 μg/m ³ 以下であること。

出典：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（通知）」（平成21年環水大総発第090909001号）

表 3.2.11(4) ダイオキシン類に係る環境基準

物質名 項目	ダイオキシン類
環境基準	年間平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
評価方法	同一地点における1年間のすべての検体の測定値の算術平均値により評価する。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成11年環境庁告示第68号）

(2) 大気汚染に係る規制基準

計画施設は、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）及び「県民の生活環境の保全等に関する条例」（以下、「県条例」という。）に定めるばい煙発生施設（廃棄物焼却炉）、「大気汚染防止法」に定める水銀排出施設（廃棄物焼却炉）、「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める特定施設（廃棄物焼却炉）に該当する。

① 硫黄酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」及び「県条例」では、K値規制として、ばい煙発生施設ごとに排出口（煙突）の高さに応じて、硫黄酸化物の許容排出量を次式により定めている。一宮市における排出基準（K値）は、表 3.2.12に示すとおりである。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q：硫黄酸化物の許容排出量（m³N/時）

K：法施行規則第3条及び県条例施行規則第9条で定められた値

H_e：補正された排出口の高さ（m）

表 3.2.12 硫黄酸化物の排出基準（K値）

地域 区分	区域	法			県条例	
		設置年月日			設置年月日	
		～ S 47. 1. 4	S 47. 1. 5 ～ S 49. 3. 31	S 49. 4. 1 ～	～ S 49. 9. 29	S 49. 9. 30 ～
法51号 県条例3	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市（一般国道23号以南を除く。）、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町及び飛島村（一般国道23号以南を除く。）	9.0			9.0	

出典：「大気汚染防止法施行令」（昭和43年政令第329号）

「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

b) 総量規制

「大気汚染防止法」では、地域により硫黄酸化物の総量規制基準が定められているが、対象事業実施想定区域が位置する一宮市は指定地域には含まれていない。

c) 総排出量規制

対象事業実施想定区域が位置する一宮市は、「県条例」に基づく硫黄酸化物の総排出量規制の対象地域となっている。総排出量規制は次式により定められており、総排出量規制の算出に用いる定数は、表 3.2.13に示すとおりである。

$$Q = R_3 \{ 0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q'' \}$$

Q : 硫黄酸化物の排出許容量 (m³N/時)

W₁ : 昭和49年9月29日現在の大気指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

W₂ : 大気指定施設の燃焼能力の合計値 (L/時)

Q'' : 昭和49年9月30日以降に設置される大気指定施設から燃料以外のものの燃焼によって排出される硫黄酸化物の量 (m³N/時)

a : 定数 (表3.2.13参照)

b : 定数 (表3.2.13参照)

R₃ : 定数 (一宮市を含む尾張地域=1.0)

αS_3 : 定数 $(= (0.730 - 0.062 \log y_2) / 100)$
 $y_2 = | (a W_2 + b) - (a W_1 + b) |$

表 3.2.13 総排出量規制の定数 (廃棄物焼却炉)

対象規模	大気指定工場等における大気指定施設の 燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計 (重油の量に換算した1時間当たり)	a	b
火格子面積2㎡以上 又は焼却能力200kg/時以上 又は焼却設備の燃焼能力が重油 換算50L/時以上	500L 以上 1,000L 未満	0.643	16
	1,000L 以上 5,000L 未満	0.743	-84
	5,000L 以上 10,000L 未満	0.606	620
	10,000L 以上	0.861	-1,930

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成15年愛知県規則第87号)

② ばいじん

「大気汚染防止法」では、施設の種類等による基準が定められている。廃棄物焼却炉に係るばいじんの排出基準は、表 3.2.14に示すとおりであり、計画施設は0.04g/m³Nが該当する。

表 3.2.14 ばいじんの排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名		焼却能力 (t/時)	規模 (万m ³ N/時)	上乗せ基準 (g/m ³ N)	一般排出基準 (g/m ³ N)	
				設置年月日 S 48. 4. 1～	設置年月日	
					～H10. 6. 30	H10. 7. 1～ 0n (%)
廃棄物焼却炉		4以上	—	—	0.08	0.04
		2以上4未満	—	—	0.15	0.08
		2未満	—	—	0.25	0.15
廃棄物 焼却炉	連続炉	—	4以上	0.10	—	—
		—	1以上4未満	0.20	—	—
		—	1未満	—	—	—

注1) この表に掲げるばいじんの量は、日本産業規格（以下、「規格」という。）Z 8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

注2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては一工程の平均の量とする。

注3) ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : ばいじん量 (g/m³N)

Cs : 測定時のばいじん量 (g/m³N)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

注4) 一般排出基準と上乗せ基準の両方に該当する施設については、いずれかの厳しい基準が適用される。

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

「大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例」（昭和48年愛知県条例第4号）

③ 窒素酸化物

a) 排出基準

「大気汚染防止法」では、施設の種類、規模及び設置年月日により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る窒素酸化物の排出基準は、表 3.2.15に示すとおりであり、計画施設は250ppmが該当する。

表 3.2.15 窒素酸化物の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	規模 (万m ³ N/時)	0n (%)	排出基準 (ppm)		
			設置年月日		
			～S 52. 6. 17	S 52. 6. 18～ S 54. 8. 9	S 54. 8. 10～
廃棄物焼却炉 (連続炉)	4以上	12	300	250	250
	4未満		300	300	250

注) 窒素酸化物量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C : 窒素酸化物濃度 (ppm)

0n : 施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

Cs : 測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

0s : 測定時の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

b) 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領

愛知県では、工場・事業場に対し窒素酸化物排出量の削減の指導が行われており、計画施設については指導対象ばい煙発生施設にあたる。窒素酸化物の指導要領は、表 3.2.16に示すとおりである。

表 3.2.16 窒素酸化物に係る指導要領

指導対象工場・事業場	指導対象施設 (大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設)	指導内容	
		新增施設 (昭和58年6月15日以後に設置されるばい煙発生施設)	既設施設 (昭和58年6月14日までに設置されたばい煙発生施設)
大気指定工場等 (県条例施行規則第26条)	廃棄物焼却炉 (火格子面積が2m ² 以上又は焼却能力が200kg/時以上)	1. 表 3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準の20%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りでない。 2. 1.の規定にかかわらず、新設に伴う既設施設の廃止の場合、新設の施設から排出される窒素酸化物の量は、当該廃止施設の量を下回ること。 ただし、新設施設に対する指導は、1.の規定による濃度の低減を限度とする。	表 3.2.15に示す窒素酸化物の排出基準（昭和60年3月31日において当該施設に適用される基準）の5%以上の低減。 ただし、削減されるべき窒素酸化物排出量と同等以上の量が他の施設で削減される場合は、この限りではない。

出典：「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」（平成18年4月 愛知県）

④ 塩化水素

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について塩化水素の排出基準が表 3.2.17に示すとおり定められている。

表 3.2.17 塩化水素の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	排出基準
廃棄物焼却炉	700mg/m ³ N (430ppm)

注) 廃棄物焼却炉に係る塩化水素量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C：塩化水素の量 (mg/m³N)

Cs：排出ガス中の塩化水素の量 (mg/m³N)

0n：施設ごとに定められた標準酸素濃度 (12%)

0s：排出ガス中の酸素濃度 (%)

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

「廃棄物焼却炉に係る塩化水素及び窒素酸化物の排出規制について」（昭和52年環整54号）

⑤ 水銀

「大気汚染防止法」では、廃棄物焼却炉について水銀の排出基準が、表 3.2.18に示すとおり定められており、計画施設では30 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ が該当する。

表 3.2.18 水銀の排出基準（廃棄物焼却炉）

施設名	排出基準（ $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ） ^{注2)}		0n（%）
	～H30.3.31 ^{注3)}	H30.4.1～	
廃棄物焼却炉 ^{注1)}	50	30	12

注1) 火格子面積2 m^2 以上又は焼却能力が200kg/時以上について適用される。

注2) 廃棄物焼却炉に係る水銀量の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C：水銀の量（ $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ）

Cs：排出ガス中の水銀の量（ $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ）

0n：施設ごとに定められた標準酸素濃度（12%）

0s：排出ガス中の酸素濃度（%）

注3) 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（平成27年法律第41号）の施行（平成30年4月1日）において設置されている施設（設置の工事が着工されているものを含む。）を指す。

出典：「大気汚染防止法施行規則」（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）

⑥ ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類の排出基準が表 3.2.19に示すとおり定められており、計画施設では0.1ng-TEQ/ m^3N が該当する。

表 3.2.19 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準

規模 (焼却能力 ^{注1)})	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N) ^{注2)} ^{注3)}			0n (%)
	設置年月日			
	～H9. 12. 1	H9. 12. 2～ H12. 1. 14	H12. 1. 15～	
4t/時以上	1	0. 1	0. 1	12
2t/時以上～4t/時未満	5	1	1	
火格子面積2m ² 以上又は 焼却能力0. 2t/時以上2t/時未満	10	5	5	
上記以外	10	10	5	

注1) 火床面積0.5 m^2 以上又は焼却能力が50kg/時以上について適用される。

注2) ダイオキシン類の濃度の補正は次の算式により換算するものとする。

$$C = \{(21 - 0n) / (21 - 0s)\} \times Cs$$

C：ダイオキシン類の濃度（ng-TEQ/ m^3N ）

Cs：測定時のダイオキシン類の濃度（ng-TEQ/ m^3N ）

0n：施設ごとに定められた標準酸素濃度（12%）

0s：測定時の酸素濃度（%）

注3) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年総理府令第67号）

3.2.8.2 騒音

(1) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 3.2.20に示すとおり定められている。対象事業実施想定区域は、用途地域の定められていない地域で、B類型に該当する。

表 3.2.20(1) 騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の類型		基準値	
		昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～翌日の午前6時
AA	該当なし	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

表 3.2.20(2) 道路に面する地域の騒音に係る環境基準

時間の区分 地域の区分		基準値	
		昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～翌日の午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表 3.2.20(3)の基準による。

表 3.2.20(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間の騒音に係る環境基準（特例）

基 準 値	
昼 間 午前6時～午後10時	夜 間 午後10時～翌日の午前6時
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」（平成24年一宮市告示第58号）

(2) 騒音に係る規制基準

① 特定工場等に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）及び「県条例」等に基づく特定工場等に係る規制基準は、表 3.2.21に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域で、第3種区域に該当する。

表 3.2.21 特定工場等に係る騒音規制基準

時間の区分 地域の区分		昼 間	朝・夕	夜 間
		午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時 まで 午後7時から午後10時 まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	工業地域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
	工業専用地域	75デシベル	75デシベル	70デシベル
	都市計画区域以外の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

1 第3種区域、第4種区域、工業専用地域及び都市計画区域以外の地域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。

2 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。（1の適用を受ける区域は除く。）

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）

「特定工場等において発生する騒音の規制基準」（平成14年一宮市告示第64号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

② 特定建設作業に係る騒音の規制基準

「騒音規制法」及び「県条例」等に基づき、特定建設作業に係る騒音の基準が定められている。

特定建設作業に係る規制基準は、表 3.2.22に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域で、①地域の基準が適用される。

表 3.2.22 特定建設作業に係る騒音の規制基準

規制の種別	地域の区分	基準等
基準値	①②③	85デシベルを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注1) 基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注2) 基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

注3) 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の指定地域」（平成14年一宮市告示第64号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

③ 自動車騒音に係る要請限度

「騒音規制法」に基づく自動車騒音に係る要請限度は表 3.2.23に示すとおり定められている。

表 3.2.23 自動車騒音に係る要請限度

区域区分	時間区分		道路に面する地域		幹線交通を担う道路 に近接する空間
			1車線	2車線以上	
a	昼間	6時～22時	65デシベル	70デシベル	昼間 75デシベル 夜間 70デシベル
	夜間	22時～翌日6時	55デシベル	65デシベル	
b	昼間	6時～22時	65デシベル	75デシベル	
	夜間	22時～翌日6時	55デシベル	70デシベル	
c	昼間	6時～22時	75デシベル		
	夜間	22時～翌日6時	70デシベル		

※区域区分

a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

注1) 要請限度とは、「騒音規制法」第17条第1項の規定に基づく「自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に「道路交通法」（昭和35年法律第105号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

① 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間）

② 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に定める自動車専用道路

注3) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離により、特定された範囲をいう。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

（平成12年総理府令第15号）

「自動車騒音の限度の区域の区分」（平成14年一宮市告示第64号）

3.2.8.3 振動

(1) 振動に係る規制基準

① 特定工場等に係る振動の規制基準

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）及び「県条例」等に基づき、著しい振動を発生する施設を設置する工場等に係る規制基準は表 3.2.24に示すとおり定められている。

対象事業実施想定区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域で、第2種区域の1の基準が適用される。

表 3.2.24 特定工場等に係る振動規制基準

地域区分			時間区分	昼 間	夜 間
				午前7時から 午後8時まで	午後8時から 翌日の午前7時まで
第1種区域	1	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域		60デシベル	55デシベル
	2	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		65デシベル	55デシベル
第2種区域	1	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域		65デシベル	60デシベル
	2	工業地域		70デシベル	65デシベル
			工業専用地域	75デシベル	70デシベル
			都市計画区域以外の地域	65デシベル	60デシベル

- 工業地域及び工業専用地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
- 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（1の適用を受ける区域は除く。）。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年環境庁告示第90号）

「特定工場等において発生する振動の規制基準」（平成14年一宮市告示第65号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

② 特定建設作業に係る振動の規制基準

「振動規制法」及び「県条例」等に基づき、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業及び振動の規制基準は表 3. 2. 25に示すとおり定められている。

対象事業実施想定区域は都市計画区域で用途地域の定められていない地域で、①地域の基準が適用される。

表 3. 2. 25 特定建設作業に係る振動の規制基準

規制の種別	地域の区分	基 準 等
基準値	①②③	75デシベルを超えないこと
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと
*1日あたりの作業時間	①	10時間を超えないこと
	②	14時間を超えないこと
作業期間	①②③	連続6日を超えないこと
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと

注1) 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

注2) 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず1日の作業時間を4時間以上*欄に定める時間未満の間に於いて短縮させることを勧告・命令することができる。

注3) 地域の区分

①地域：ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準の指定地域」（平成14年一宮市告示第65号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

③ 道路交通振動に係る要請限度

「振動規制法」に基づく道路交通振動に係る要請限度は、表 3. 2. 26に示すとおりである。

表 3. 2. 26 道路交通振動に係る要請限度

区域区分	要請限度	
	昼間 午前7時から午後8時まで	夜間 午後8時から翌日の午前7時まで
第1種	65デシベル	60デシベル
第2種	70デシベル	65デシベル

※区域の区分

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

注) 要請限度とは、「振動規制法」第16条第1項の規定に基づく「道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損われていると認められるときに、市町村長が道路管理者に対し該当道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする」際の限度をいう。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

「道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分」（平成14年一宮市告示第65号）

3.2.8.4 悪臭

愛知県は県内全域が「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）の規制地域であり、対象事業実施想定区域が位置する一宮市においても臭気指数による規制が行われている。「悪臭防止法」に基づく臭気指数による規制基準及び規制区分は表 3.2.27に示すとおりである。

対象事業実施想定区域は、第3種地域に該当する。

表 3.2.27 悪臭防止法に基づく臭気指数による規制基準

規制区分	敷地境界 (1号基準)	気体排出口 (2号基準)	排水 (3号基準)
第1種地域	臭気指数12	規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値	臭気指数28
第2種地域	臭気指数15		臭気指数31
第3種地域	臭気指数18		臭気指数34

注1) 臭気指数は、試料を人間の嗅覚で臭気を感じられなくなるまで無臭の空気（試料が水の場合は無臭の水）で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）から次式により算定される。

（臭気指数）＝ $10 \times \log_{10}$ （臭気濃度）

（参考）臭気指数10：ほとんどの人が気にならない臭気

臭気指数12～15：気をつければ分かる臭気（希釈倍率16～32倍）

臭気指数18～21：らくに感知できる臭気（希釈倍率63～126倍）

注2) 「悪臭防止法施行規則」において気体排出口の高さが15m以上と15m未満の施設に分けて設定方法が定められている。

・15m未満 指標：臭気指数

大気拡散式：流量を測定しない簡易な方法

・15m以上 指標：臭気排出強度

大気拡散式：建物の影響による拡散場の乱れを考慮した大気拡散式

出典：「悪臭防止法施行規則」（昭和47年総理府令第39号）

「悪臭原因物の排出を規制する地域及び地域の区分」「臭気指数の規制基準」（平成24年一宮市告示第228号）

3.2.8.5 水質

(1) 水質汚濁に係る環境基準

① 人の健康の保護に関する環境基準

「環境基本法」に基づく人の健康の保護に関する環境基準は表 3.2.28に示すとおりである。
人の健康の保護に関する環境基準は全公共用水域について定められている。

表 3.2.28 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下、「規格」という。）K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示59号）

② 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域について利用目的に応じて水域類型を設定してそれぞれの基準が定められている。河川に適用される環境基準は表 3.2.29に示すとおりである。

表 3.2.29 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

ア

項目 類型	利用目的の適応性 ^{注)}	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 4 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml 以下とする。
- 6 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 7 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全垂鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示59号）

③ ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の環境基準は表 3.2.30に示すとおりである。

ダイオキシン類の環境基準は公共用水域及び底質について定められている。

表 3.2.30 ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）

項目	基準値
水 質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下

備考1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2 基準値（水底の底質を除く。）は、年間平均値とする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）

(2) 水質汚濁に係る規制基準

① 一般排水基準

一般廃棄物処理施設である焼却施設は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に定める特定施設に該当する。特定施設を設置する事業場（特定事業場）は、排水量に関わらず有害物質に係る排水基準が適用される。有害物質に係る排水基準は、表 3.2.31に示すとおりである。

また、特定事業場からの排水が50m³/日以上の場合には、表 3.2.32に示す排水基準が適用される。なお、対象事業実施想定区域は窒素含有量及びリン含有量の排水基準の適用地域となっている。

表 3.2.31 排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L
シアン化合物	1mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.2mg/L
砒素及びその化合物	0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外10mg/L 海域230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外8mg/L 海域15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考 「検出されないこと。」とは、「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

表 3.2.32 排水基準（生活環境項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度	海域以外 5.8以上8.6以下 海域5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）
浮遊物質	200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 5mg/L 動植物油脂類 30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均800 CFU/mL
窒素含有量	120mg/L（日間平均60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均8mg/L）

備考

「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号）

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく排出水の排出基準は、表 3.2.33に示すとおりである。

表 3.2.33 廃棄物焼却炉に係るダイオキシン類の排出基準（排水）

特定施設種類	排出基準（pg-TEQ/L）
廃棄物焼却炉（火床面積0.5m ² 以上又は焼却能力50kg/h以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	10

注）基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」（平成11年政令第433号）

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」（平成11年総理府令第67号）

② 総量規制基準

対象事業実施想定区域は、「水質汚濁防止法」に基づく総量規制の指定地域内にあり、排水が50m³/日以上の場合は、COD（化学的酸素要求量）、窒素含有量、りん含有量について、以下に示すとおり、総量規制基準が適用される。なお、総量規制基準値の算出に用いる定数は、表 3.2.34 に示すとおりである。

○COD（化学的酸素要求量）に係る総量規制基準

$$L_{c} = (C_{c j} \cdot Q_{c j} + C_{c i} \cdot Q_{c i} + C_{c o} \cdot Q_{c o}) \times 10^{-3}$$

L_{c} : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

$C_{c j}$: 表 3.2.34に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{c i}$: 表 3.2.34に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{c o}$: 表 3.2.34に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$Q_{c j}$: 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{c i}$: 昭和55年7月1日から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量。（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{c o}$: 特定排水の量（ $Q_{c j}$ 及び $Q_{c i}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

○窒素含有量に係る総量規制基準

$$L_{n} = (C_{n i} \cdot Q_{n i} + C_{n o} \cdot Q_{n o}) \times 10^{-3}$$

L_{n} : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

$C_{n i}$: 表 3.2.34中に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{n o}$: 表 3.2.34中に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$Q_{n i}$: 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{n o}$: 特定排水の量（ $Q_{n i}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

○りん含有量に係る総量規制基準

$$L_{p} = (C_{p i} \cdot Q_{p i} + C_{p o} \cdot Q_{p o}) \times 10^{-3}$$

L_{p} : 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

$C_{p i}$: 表 3.2.34中に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{p o}$: 表 3.2.34中に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$Q_{p i}$: 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{p o}$: 特定排水の量（ $Q_{p i}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

表 3.2.34 総量規制基準の定数

区分		化学的酸素要求量 (mg/L)			窒素含有量 (mg/L)		りん含有量 (mg/L)	
		Cc _j	Cc _i	Cc _o	Cn _i	Cn _o	Cp _i	Cp _o
ごみ処理業	日平均排水量 400m ³ 以上	30	30	30	20	25	1	1
	日平均排水量 400m ³ 未満						1.5	2.5

出典：「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準」

(平成29年愛知県告示第286号)

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準」

(平成29年愛知県告示第287号)

「水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準」

(平成29年愛知県告示第288号)

③ 上乗せ基準

愛知県では、「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）に基づき、県内全体を7水域に分け、業種や排水量の規模等に応じて上乗せ排水基準を定められている。

対象事業実施想定区域及びその周囲は名古屋港庄内川等水域に分類され、表 3.2.35に示す項目の上乗せ基準が適用される。

表 3.2.35 上乗せ排水基準（新設の工場又は事業場（名古屋港庄内川等水域））

項目		許容限度
生物化学的酸素要求量		25mg/L（日間平均20mg/L）
化学的酸素要求量		25mg/L（日間平均20mg/L）
浮遊物質		30mg/L（日間平均20mg/L）
ノルマルヘキサン	鉱油類	2mg/L
抽出物質含有量	動植物油脂類	10mg/L
フェノール類含有量		0.5mg/L
銅含有量		1mg/L

注）新設の工場又は事業場にあつては1日当たりの平均的な排水の量が20m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。ただし、非金属鉱業及び窯業原料精製業に係る工場又は事業場にあつては、すべての工場又は事業場に係る排水について適用する。

出典：「水質汚濁防止法第三条第三項に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年愛知県条例第4号）

3.2.8.6 地盤、地下水及び土壌

(1) 地盤

対象事業実施想定区域が位置する一宮市は、「工業用水法」による指定地域及び「県条例」による規制区域に該当する。

「工業用水法」において、井戸により地下水を採取する場合は、井戸ごとに、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を定めて、知事の許可を受けなければならない。「県条例」において、揚水設備により地下水を採取する場合は、揚水設備ごとに、そのストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積、揚水機の原動機の定格出力及び揚水量を定めて、知事の許可を受けなければならない。また、「工業用水法」及び「県条例」に基づき設置された設備（県条例については、揚水機の吐出口の断面積が19cm²を超える揚水設備（1事業所に2つ以上ある場合はその断面積の合計））については、毎年度の総揚水量等について、知事へ報告する義務がある。

(2) 地下水及び土壌

① 地下水及び土壌に係る環境基準

「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく地下水の水質汚濁並びに土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2.36及び表 3.2.37に示すとおり定められている。

表 3.2.36 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、測定結果が平成9年環境庁告示第10号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格（以下、「規格」という。）K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 5 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」
（平成11年環境庁告示第68号）

表 3.2.37 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下であること。

備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、平成3年環境庁告示第46号付表に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 「検液中に検出されないこと。」とは、測定結果が平成3年環境庁告示第46号別表に定められた方法の定量限界を下回ることをいう。
- 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格（以下、「規格」という。）K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：「土壌汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）

「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

（平成11年環境庁告示第68号）

② 土壤汚染対策法及び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律

「土壤汚染対策法」においては、使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地、一定規模（3,000m²）以上の形質の変更が行われる土地又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地の形質の変更（900m²以上）を行う場合、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地について、以下に示す特定有害物質による汚染の可能性のある場合に、土壤汚染状況調査、区域の指定及び健康被害防止のための措置を行うことが定められている。

「土壤汚染対策法」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、PCB、有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN）

また、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」（昭和45年法律第139号）においては、以下に示す特定有害物質による農用地の汚染がある場合、農用地土壤汚染対策地域として指定し、農用地土壤汚染対策計画を策定することが定められている。

「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」で定める特定有害物質

カドミウム及びその化合物、銅及びその化合物、砒素及びその化合物

対象事業実施想定区域は、「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域及び要措置区域、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づく農用地土壤汚染対策地域のいずれにも指定されていない。

③ 土壌汚染等対策基準

「県条例」において、特定有害物質による土壌汚染等の有無を判断する基準である土壌汚染等対策基準は、表 3.2.38に示すとおり定められている。

表 3.2.38 土壌汚染等対策基準

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	45mg/kg以下	0.003mg/L以下
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	250mg/kg以下	0.05mg/L以下
クロロエチレン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	—	0.003mg/L以下
シアン化合物	検出されないこと。	50mg/kg以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと。
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	—	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	0.04mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	—	0.002mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	—	0.02mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀が0.0005mg/L以下、 かつアルキル水銀が検出 されないこと。	15mg/kg以下	水銀が0.0005mg/L以下、か つアルキル水銀が検出され ないこと。
セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	—	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	—	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L以下	150mg/kg以下	0.01mg/L以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下	0.8mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	—	0.01mg/L以下
ほう素及びその化合物	1mg/L以下	4,000mg/kg以下	1mg/L以下
P C B	検出されないこと。	—	検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。	—	検出されないこと。

出典：「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）

「県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年愛知県規則第87号）

3.2.8.7 日照阻害

「建築基準法」（昭和25年法律第201号）及び「愛知県建築基準条例」（昭和39年愛知県条例第49号）では、表 3.2.39に示すとおり、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）の用途地域に応じた日影規制が設定されている。

対象事業実施想定区域は都市計画区域で用途地域の指定のない区域の日影規制が適用される。

表 3.2.39 建築基準法に基づく日影規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	測定面高さ ^{注1)}	容積率(%)	日影時間	
				敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲 ^{注2)}	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	80%以下	3時間	2時間
			100%以上	4時間	2.5時間
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	150%以下	3時間	2時間
			200%以上	4時間	2.5時間
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	200%以下	4時間	2.5時間
			300%以上	5時間	3時間
近隣商業地域 準工業地域	高さが10mを超える建築物	4m	200%以下	5時間	3時間
都市計画区域で用途地域の指定のない区域	高さが10mを超える建築物	4m	200%以下	4時間	2.5時間

注1) 当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいうものとする。

注2) 敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲に対する規制である。

出典：「建築基準法」（昭和25年法律第201号）

「愛知県建築基準条例」（昭和39年愛知県条例第49号）

3.2.8.8 その他の関係法令に基づく指定状況

対象事業実施想定区域及びその周囲におけるその他の関係法令に基づく指定状況は、表 3.2.40 に示すとおりである。

表 3.2.40 その他の関係法令に基づく指定状況

区分	関係法令等	地域地区等の名称	指定等の有無	
			対象事業実施 想定区域	対象事業実施想 定区域の周囲
土地利用関連	都市計画法	風致地区	該当なし	該当なし
	土地区画整理法 (昭和29年法律第119号)	土地区画整理事業の 施行地区	該当なし	該当なし
	都市再開発法 (昭和44年法律第38号)	市街地再開発事業の 施行地区	該当なし	該当なし
	都市緑地法(昭和48年法律第72号)	特別緑地保全地区	該当なし	該当なし
	生産緑地法(昭和49年法律第68号)	生産緑地地区	該当なし	該当あり
	農地法(昭和27年法律第229号)	農地	該当なし	該当あり
	農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44年法律第58号)	農業振興地域	該当なし	該当あり
	河川法(昭和39年法律第167号)	河川区域	該当なし	該当あり
		河川保全区域	該当なし	該当あり
	道路法(昭和27年法律第180号)	認定道路	該当なし	該当あり
自然環境保全関連	航空法(昭和27年法律第231号)	制限表面	該当なし	該当なし
	自然公園法 (昭和32年法律第161号)	国立公園	該当なし	該当なし
		国定公園	該当なし	該当なし
	都市公園法(昭和31年法律第79号)	都市公園	該当なし	該当あり
	愛知県立自然公園条例(昭和43年愛知県 条例第7号)	県立自然公園	該当なし	該当なし
	自然環境保全法 (昭和47年法律第85号)	原生自然環境保全地域 及び自然環境保全地域	該当なし	該当なし
	自然環境の保全及び緑化の推進に関する 条例(昭和48年愛知県条例第3号)	愛知県自然環境保全地域	該当なし	該当なし
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保 存に関する法律(平成4年法律第75号)	生息地等保護区	該当なし	該当なし
	自然環境の保全及び緑化の推進に関する 条例(昭和48年愛知県条例第3号)	生息地等保護区	該当なし	該当なし
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化 に関する法律 (平成14年法律第88号)	鳥獣保護区	該当なし	該当なし
		鳥獣保護区特別保護地区	該当なし	該当なし
		特定猟具使用禁止区域	該当あり	該当あり
	都市の美観風致を維持するための樹木の 保存に関する法律 (昭和37年法律第142号)	保存樹及び保存樹林	該当なし	該当なし
	景観法(平成16年法律第110号)	景観計画区域、景観重点地 区、都市景観形成地区等	該当あり	該当あり
	森林法(昭和26年法律第249号)	保安林	該当なし	該当なし
防災関連	土砂災害警戒区域等における土砂災害防 止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号)	土砂災害警戒区域	該当なし	該当なし
		土砂災害特別警戒区域	該当なし	該当なし
	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	地すべり防止区域	該当なし	該当なし
	砂防法(明治30年法律第29号)	砂防指定地	該当なし	該当なし
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す る法律(昭和44年法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域	該当なし	該当なし
	宅地造成及び特定盛土等規制法 (昭和36年法律第191号)	宅地造成等工事規制区域	該当あり	該当あり
		特定盛土等規制区域	該当なし	該当なし

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施想定区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定はない。

(2) 砂防指定地

対象事業実施想定区域が位置する一宮市における、「砂防法」に基づく砂防指定地はない。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施想定区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

(4) 洪水浸水想定区域

対象事業実施想定区域及びその周囲における、洪水浸水想定区域の指定状況は、図 3.2.7に示すとおりである。

対象事業実施想定区域及びその周囲は洪水浸水想定区域に該当する。なお、一宮市地図情報サイトによると対象事業実施想定区域は過去に浸水実績はない。

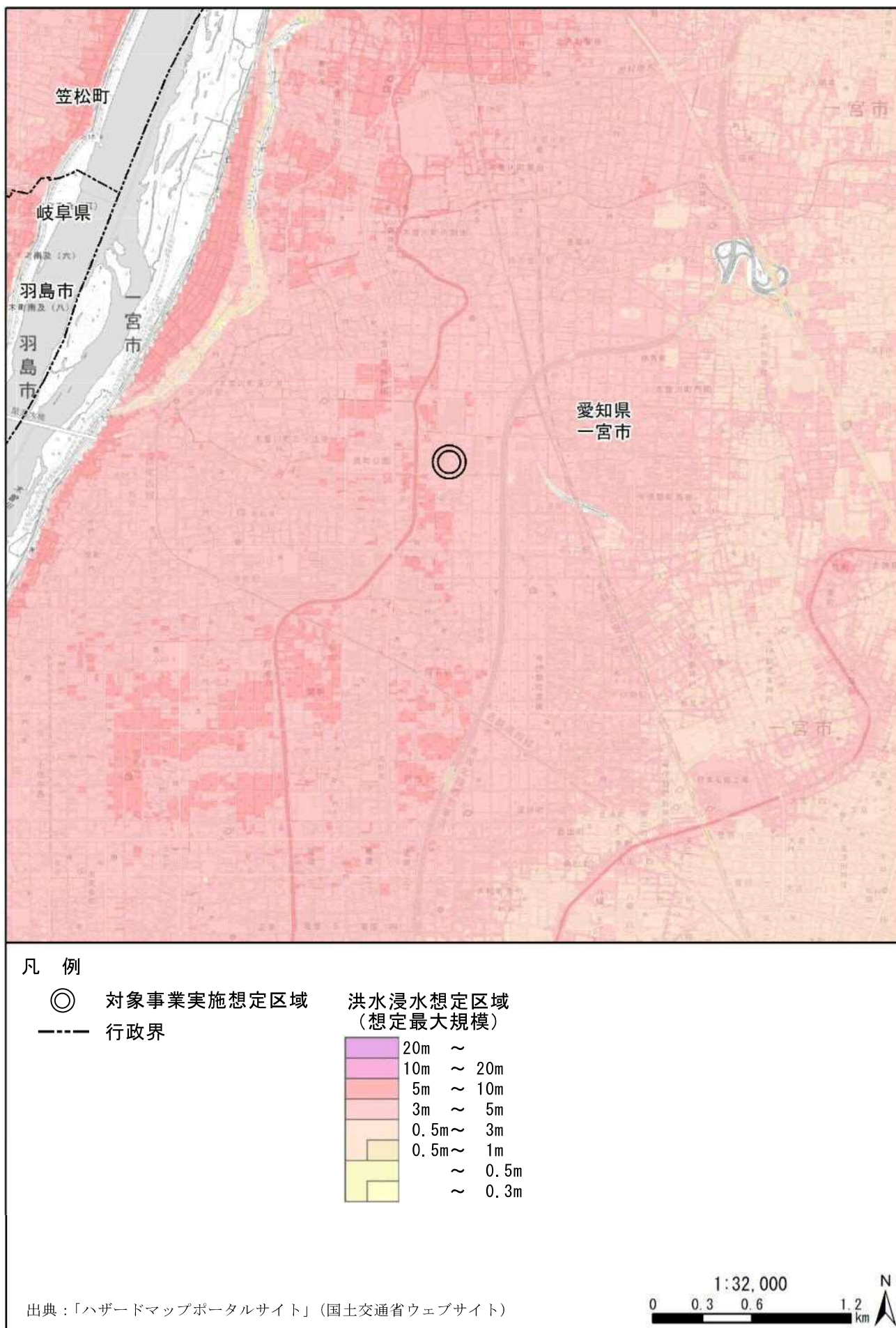


図 3.2.7 洪水浸水想定区域の状況

3.2.8.9 環境基本計画等

(1) 第5次愛知県環境基本計画

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成7年愛知県条例第1号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、1997（平成9）年8月に第1次の「愛知県環境基本計画」が策定された。その後、環境政策の更なる展開を図るため、5年を目安に見直しが行われ、2021（令和3）年2月に2040（令和22）年頃までの長期を展望した上で、2030（令和12）年度までの間に取り組むべき施策の方向を示す「第5次愛知県環境基本計画」が策定された。

概要については、表 3.2.41に示すとおりである。

表 3.2.41 「第5次愛知県環境基本計画」の概要

策定の趣旨	愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものである。
期間	2021年度から2030年度まで（10年間）
目標	SDGs達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する 「環境首都あいち」
環境施策の方向性	SDGsの達成を加速するため、「地球温暖化対策」、「自然との共生」、「資源循環」、「安全・安心の確保」の各分野について、新たな課題への対応も含め取り組むとともに、SDGsを理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進する。
特徴	（1）目指すべき3つのあいちの姿の設定 ・日本一環境にやさしいあいち ・環境と経済成長が好循環しているあいち ・地域が活性化している魅力あるあいち （2）環境の各分野の関連性及び経済・社会との関わりの明示 ・環境の各分野間の関連を示すとともに、経済や社会との関わりも記載 （3）SDGsとの主な関連性の明示 ・施策の方向とSDGsの17のゴールとの関連について、アイコンを利用して分かりやすく記載 （4）重点施策の設定 ・複数の課題（経済・社会分野含む）を総合的に解決する施策のうち、特にSDGsの多くのゴールに貢献する9つの施策を重点施策として位置づけ推進 （5）数値目標の設定 ・環境の各分野に数値目標（合計21項目）を設定

出典：「第5次愛知県環境基本計画」（2021年2月 愛知県）

(2) 第3次一宮市環境基本計画

一宮市では、「一宮市環境基本条例」第8条の規定に基づき、2004（平成16）年3月に「一宮市環境基本計画」を策定し、環境の保全と創造についての施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境が確保されたまちとなるため、さまざまな課題に取り組んできた。その後、環境に関する社会情勢の変化の中、前計画の計画期間が2023（令和5）年度で最終年度を迎えることから、新たな課題に対応し、より実効性の高い環境施策を推進するため、2024（令和6）年3月に「第3次一宮市環境基本計画」を策定した。

本計画は、「一宮市環境基本条例」の基本理念や基本方針を受け、国及び県の環境基本計画や「第7次一宮市総合計画」との整合性を図るとともに、関連計画と整合・連携させることにより、環境行政を総合的・計画的に進めるための計画として位置づけられている。また、「いちのみや気候変動対策アクションプラン2030」等の環境分野の個別計画における施策に方向性を与えるものである。なお、記載内容の一部を「生物多様性基本法」第13条に規定する「一宮市生物多様性地域戦略」に位置付け、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画としている。

計画の対象期間は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10年間としている。

概要については表 3.2.42に示すとおりである。

表 3.2.42 「第3次一宮市環境基本計画」の概要

環境像	環境目標	施策の柱	施策
地球を愛し、人と自然が共生し、持続可能で未来へはばたくまち いちのみや	環境目標1 脱炭素社会の実現	①地域の特性を生かした脱炭素社会の実現	省エネルギー活動の推進
			脱炭素化の推進
			地域新電力事業の推進
		②気候変動に適応したまちづくり	気候変動への適応の推進
	環境目標2 人と自然との共生	①多様な生き物と生息・生育環境の保全	生き物調査手法の普及
			希少種や在来種の生息・生育環境の保全の推進
			外来種対策の推進
		②身近な緑の水辺の保全と再生	緑化及び水辺や緑の保全
			自然とふれあう場の創出
		③多様なステークホルダーの形成	生物多様性への理解の促進
			生物多様性を支える枠組みの構築
	環境目標3 安全で健康、快適な生活環境の確保	①良好な生活環境の確保	安全で暮らしやすい生活環境のための基盤整備
			多様な移動手段が選択できる交通環境のための基盤整備
		②安心して暮らせるまちづくり	公害防止・環境負荷の低減
			上下水道の整備・維持管理、下水道への切替え
			衛生処理施設の整備・維持管理 合併処理浄化槽への転換促進、適正管理
	環境目標4 循環型社会の構築	①ごみの減量・資源化の推進	4Rの推進
			家庭系ごみ、事業系ごみの分別・減量・資源化の推進
			ごみに対する理解の普及
		②適正処理の推進	安定的な廃棄物収集・処理
			効率的なごみ収集・処理体制、資源化の検討 不法投棄などの防止対策の推進
	環境目標5 環境意識の向上	①環境教育・環境学習の推進	環境情報の発信と提供
			環境学習の機会の提供
			環境リーダーの育成
		②環境保全活動の充実	環境美化の推進
			協働に向けた体制の強化

出典：「第3次一宮市環境基本計画」（2024（令和6）年3月 一宮市）

3.2.8.10 地球温暖化防止に関する取組状況

(1) あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）

愛知県では、2022（令和4）年12月に「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」を策定した。本戦略では、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、2030（令和12）年度までに愛知県の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減する目標を掲げ、取り組むべき施策の方向を示している。なお、新たに特に注力する6つの重点施策を柱として、これまで進めてきた「徹底した省エネルギー」と「創エネルギーの導入拡大」を加速するとともに、「愛知発の脱炭素イノベーションの推進」や「水素利用のさらなる拡大」等により、目標の実現を目指すこととしている。

重点施策は、表 3.2.43に示すとおりである。

表 3.2.43 「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」における重点施策

重点施策	取組指標と主な施策
1. 脱炭素プロジェクトの創出・支援～愛知からイノベーションを実現～	■取組指標 カーボンニュートラル戦略会議の選定事業者数 2030年度までに10件 ■主な施策 ・プロジェクトの選定・事業化の支援 ・既選定プロジェクトの推進 ・革新事業創造提案プラットフォームの運用
2. 意識改革・行動変容	■取組指標 脱炭素社会の実現に向け日常的に取り組んでいることの数 一人当たり平均4.0項目 ■主な施策 ・「あいち COOL CHOICE」県民運動の強化 ・全世代に向けた情報発信・行動促進 ・行動変容につながる各種施策の実施 ・あいちエコアクション・ポイント
3. 建築物の脱炭素化の推進	■取組指標 住宅用太陽光発電設備・太陽熱利用システムの設置基数 40万基 ■主な施策 ・住宅用地球温暖化対策設備導入促進のための支援 ・あいちエコ住宅ガイドラインによる周知 ・建築物のZEB化の促進 ・県有施設の率先的ZEB化
4. 脱炭素型事業活動の促進	■取組指標 計画書制度に基づく事業者の総排出量 35%削減（2019年度比） ■主な施策 ・地球温暖化対策計画書制度の強化 ・事業者の再生可能エネルギーの導入、設備の省エネ化の促進 ・中小事業者等による脱炭素経営の支援
5. ゼロエミッション自動車の普及加速	■取組指標 EV・PHV・FCVの保有割合 20% ■主な施策 ・ゼロエミッション自動車導入促進のための支援 ・公用車へのゼロエミッション自動車（EV・PHV・FCV）の率先導入 ・充電インフラ、水素ステーション設置の促進
6. 水素社会の構築	■取組指標 低炭素水素認証制度による認定事業数 2030年度までに20件 ■主な施策 ・大規模水素サプライチェーンの構築及び利活用 ・低炭素水素サプライチェーンの構築 ・水素利用の更なる拡大（水素ステーションの設置等）

出典：「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」（2022年12月 愛知県）

(2) 第5次エコアクション一宮<一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）>

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）により、地方公共団体は自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画の策定が義務付けられている。

第5次エコアクション一宮<一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）>では、温室効果ガス排出量に関する削減目標は、国の「地球温暖化対策計画」、県の「あいち地球温暖化防止戦略 2030」などを踏まえ、【短期目標】2030（令和12）年度までに、2015（平成27）年度（基準年度）比45%（48,250.1t-CO₂）削減、【長期目標】2050（令和32）年度までに、カーボンニュートラルの達成（温室効果ガス排出量実質ゼロ）に設定している。

概要については、表 3.2.44に示すとおりである。

表 3.2.44 「一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の概要

目標	[短期目標] 2030年度までに、2015年度（基準年度）比45%（48,250.1t-CO₂）削減 [長期目標] 2050年度までに、カーボンニュートラルの達成（温室効果ガス排出量実質ゼロ）
対象	パーフルオロカーボン（PFC）、三ふっ化窒素（NF₃）については、排出自体が極めて少なく、また、実態の把握が困難であることから、本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）とする。
取組項目	1. 再生可能エネルギー導入及び省エネルギー推進に関する取組 ・公共施設へ太陽光発電設備・蓄電設備等の導入 ・二酸化炭素排出量ゼロの電気利用 ・省エネ診断の実施・機器運用改善の実施 ・公共施設の省エネ化 ・LED 照明の導入 ・緑化の推進 ・公共工事への環境配慮 2. 移動の脱炭素化に関する取組 ・次世代自動車への転換 ・充電インフラ設備の整備 ・smart moveの推進 3. 廃棄物の減量及びリサイクルの推進に関する取組 ・ごみの削減 ・不用品の再利用 ・マイボトルやエコバックの利用 ・フードドライブの推進 4. 職員による環境マネジメントに関する取組 ・さわやかエコスタイルの実施 ・職員への研修及び情報発信 ・省エネ行動の推進 ・空調の運転 ・グリーン購入の推進 ・ペーパーレスの推進 ・用紙の有効活用

出典：「一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和3年3月、令和6年3月改訂 一宮市）

(3) いちのみや気候変動対策アクションプラン2030

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけられており、地球温暖化の緩和アクションや気候変動への適応アクションが計画されている。

概要については、表 3.2.45に示すとおりである。

表 3.2.45 「いちのみや気候変動対策アクションプラン2030」の概要

緩和アクション	緩和1 暮らしや経済活動の脱炭素化を推進する。
	緩和2 都市や建物の脱炭素化の基盤をつくる。
	緩和3 再生可能エネルギーへの切り替えを促進する。
	緩和4 環境活動に参加しやすい仕組みをつくる。
	緩和5 環境のことを学ぶ機会を提供する。
適応アクション	適応1 自然災害 気候変動に伴う風水害被害の変化に対して、インフラ整備、避難対策・防災対策の適応を図りながら、安心な暮らし、活発な経済活動を支える。
	適応2 健康 極端な気温上昇による熱中症の発生、熱帯夜の増加に伴う睡眠不足、生息域の変化による新たな感染症への懸念など、健康的な生活を脅かすリスクに対する適応を図る。
	適応3 農業・水産業 気候変動による第一次産業への影響が懸念される中、気候変化に強い品種改良や有害鳥獣対策など、市内での農業、水産業への影響を抑え、発展できる手段を模索し実践する。
	適応4 水環境・水資源 木曽川流域の豊富な水資源を後世に残していくために、水質調査、水量の確保、雨水・再生水の活用促進、水資源への意識啓発などに取り組む。
	適応5 自然生態系 気候変動に伴い動植物の生息域が変化しつつある中で、生態系保全に向けた河川環境等の整備、生態系調査、情報発信などに取り組む。
	適応6 産業・経済活動 極端な気温や気象状況の変化が起こっている中で、繊維産業のまちとしての新たな商品、技術開発の促進や、第二次産業、第三次産業への影響検証などに取り組む。
	適応7 市民生活・都市生活 ゲリラ豪雨など極端な気象変化が毎年常態化する中で、災害に備えたインフラの整備や強靱化を図るとともに、環境変化に対して日々の暮らしや経済活動の適応を促す。

出典：「いちのみや気候変動対策アクションプラン2030」（令和6（2024）年1月改訂 一宮市）

3.2.8.11 景観計画等

(1) 美しい愛知づくり基本計画

愛知県では、2006（平成18）年3月に「美しい愛知づくり基本方針」を策定し、同時に景観への取組を積極的に進めるため、「美しい愛知づくり条例」を制定した。また、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2007（平成19）年3月に「美しい愛知づくり基本計画」を策定し、その計画における目標は表 3.2.46に示すとおりである。

2009（平成21）年3月には、愛知県職員を始め公共事業に携わる者が、公共事業の景観に対する影響や効果、責務を十分認識し、県民が望む良好な景観を形成するための基礎知識や指針、配慮事項等を示した「愛知県公共事業景観整備指針」を策定し、2023（令和5）年8月には、公共事業の種類別に景観設計の進め方の例示を加筆するなどの一部改訂が行われた。

表 3.2.46 「美しい愛知づくり基本計画」の目標

基本目標	分野別の目標
未来につなぐ 緑豊かな“美しい愛知”	多様な生物が共存する『自然景観』 ～変化に富んだ地形と生物多様性を支える自然環境を守ります～
	武家文化や近代化遺産が伝える『歴史景観』 ～先人達が築いてきた尾張や三河の歴史・文化を伝え残します～
	心の豊かさを映し出す『生活景観』 ～身近な文化を守り、育て、潤いと安らぎのある生活環境を創出します～
	「モノづくり」の活力が創り出す『産業景観』 ～産業により創出される特色ある景観を守り、育みます～

出典：「美しい愛知づくり基本計画」（平成19年3月 愛知県）

(2) 一宮市景観計画

一宮市景観計画は、上位計画である第7次一宮市総合計画に即し、関連計画である一宮市都市計画マスタープラン、一宮市緑の基本計画、第2次一宮市環境基本計画との整合を図りながら、良好な景観を形成するための景観まちづくりに関する基本的な計画として策定した。

景観計画の方針については、表 3.2.47に示すとおりである。

表 3.2.47 「一宮市景観計画」の方針

基本理念	木曽川に育まれた歴史や文化が織りなす親しみのあるまち 一宮
景観形成の基本方針	【方針1】中核市としての風格と親しみやすさを兼ね備えた景観づくり 本市が中核市に移行する令和3年に市制施行100周年を迎えて、尾張地方の中心地として、一宮らしさから捉えた風格を磨き、親しみや安らぎが感じられる景観づくりを行う。
	【方針2】木曽川に抱かれたふるさととしての自然景観づくり 一宮市民の一体感のよりどころであり、共有する原風景である木曽川をはじめ、平地に多数の河川や水路がネットワークされており、都市の中にある身近で雄大な自然景観を育み、触れ、親しめるような自然景観をつくる。
	【方針3】歴史や新しい文化が融合した、メリハリのある景観づくり これまで本市が培ってきた歴史や文化が息づく深みのある景観に加え、商業、観光や交流における多様で新たな価値の創造や豊かな生活環境の醸成などの景観が融合した、深みとメリハリがある景観づくりを行う。
	【方針4】活気とにぎわいのある景観づくり 尾張地域の中核市として、交流人口の増大を図り、多くの人が行きかう市街地での活気や多様なにぎわいのある景観づくりを行う。
	【方針5】官民連携による景観づくり 行政による公共空間の景観形成や保全のみならず、市民・企業の取組による影響が大きいことから、市民・企業・行政の協働により、多様で個性あふれる一宮らしい景観にむけ、体制づくりを構築する。
ゾーン別の方針	【歴史街道景観軸】 美濃路は、点在する、かつての宿場であったことを感じさせる史跡や建築物を活かした風情ある景観の保全・創出を図ります。 【田園景観ゾーン】 濃尾平野の平坦な地形からなる田園とその集落地が織りなす、落ち着いたきのある田園景観の保全・形成に努めます。 田園景観を保全するために、屋外広告物やソーラーパネル等の設置の適正化に努めます。 【商業景観ゾーン】 古くから尾張地方の中心市街地として栄えてきた真清田神社を中心とした歴史的なまちなみ景観を保全します。 尾張一宮駅前ビル（i-ビル）や銀座通り周辺は本市の新たな玄関口として、一体的な景観の形成を図ります。 【住宅景観ゾーン】 本市の代表的な産業である繊維産業に由来する、のこぎり屋根工場の保全に努め、のこぎり屋根工場が点在する地域特有のまちなみ景観を保全します。 市内に複数存在する緑道は、市民が身近にふれあうことのできる貴重なみどりであるため、これら緑道の適正な維持管理に努めます。 ゆとりある豊かな生活の維持のため、住宅地の景観を保全します。 【工業景観ゾーン】 企業との協働により周辺と調和した景観への取り組みを推進します。 敷地内緑化などにより、ゆとりある空間を確保し、圧迫感を与えない工業地の景観の形成を目指します。 【沿道景観ゾーン】 企業との協働により周辺と調和した景観への取り組みを推進します。 屋外広告物への配慮を促し、一体感のある沿道景観を形成します。

出典：「一宮市景観計画」（令和3年4月 一宮市）

3.2.9 その他都市施設に関し必要な事項

3.2.9.1 廃棄物の状況

(1) ごみの処理状況

対象事業実施想定区域及びその周囲における2024（令和6）年度のごみの処理状況は、表 3.2.48(1)に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する一宮市の総排出量は、109,201tとなっている。

また、一宮市及び稲沢市におけるごみ処理合計量の推移は、表 3.2.48(2)及び図 3.2.8に示すとおりであり、総排出量は緩やかな減少傾向となっている。

表 3.2.48(1) ごみの処理状況（2024（令和6）年度）

単位：t/年

項 目	市
総排出量	109,201
焼却処理量	91,842
直接焼却量	84,981
焼却以外の中間処理量	17,234
最終処分量	11,975
総資源化量	17,075

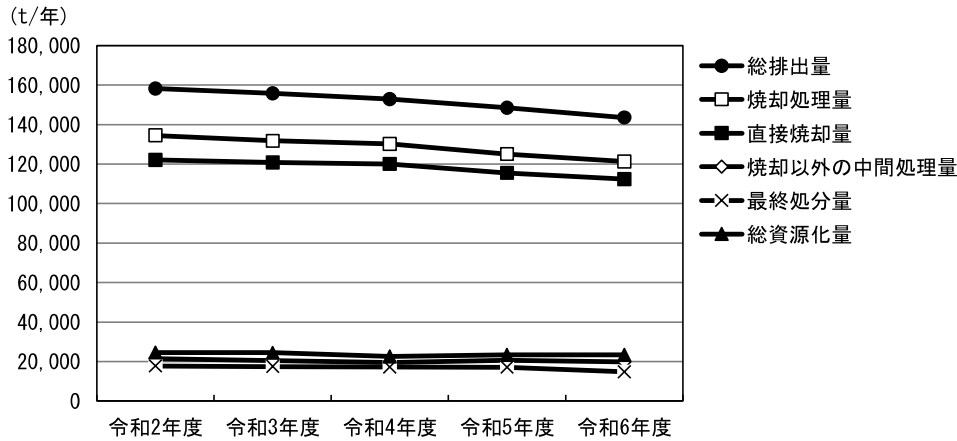
出典：「令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（令和8年3月 愛知県）

表 3.2.48(2) 一宮市及び稲沢市におけるごみ処理合計量の推移

単位：t/年

項 目	年 度	2020（令和2） 年度	2021（令和3） 年度	2022（令和4） 年度	2023（令和5） 年度	2024（令和6） 年度
総排出量		158,245	155,795	152,839	148,467	143,531
焼却処理量		134,513	131,709	130,165	125,041	121,318
直接焼却量		122,065	120,824	119,990	115,459	112,321
焼却以外の中間処理量		21,295	20,374	19,414	20,510	19,774
最終処分量		17,665	17,396	17,192	17,015	14,720
総資源化量		24,470	24,372	22,489	23,283	23,340

出典：「令和2年度～令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）



出典：「令和2年度～令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）

図 3.2.8 一宮市及び稲沢市におけるごみ処理合計量の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

対象事業実施想定区域及びその周囲における2024（令和6）年度の上尿及び浄化槽汚泥の処理状況は、表 3.2.49(1)に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する一宮市の上尿及び浄化槽汚泥の処理量の合計は、82,815kLとなっている。

また、一宮市及び稲沢市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、表 3.2.49(2)及び図 3.2.9に示すとおりである。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は概ね横ばい傾向となっている。

表 3.2.49(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理状況（2024（令和6）年度）

単位：kL/年

項 目 \ 市	一宮市
し尿処理量	7,502
浄化槽汚泥処理量	75,313
自家処理量	－
合 計	82,815

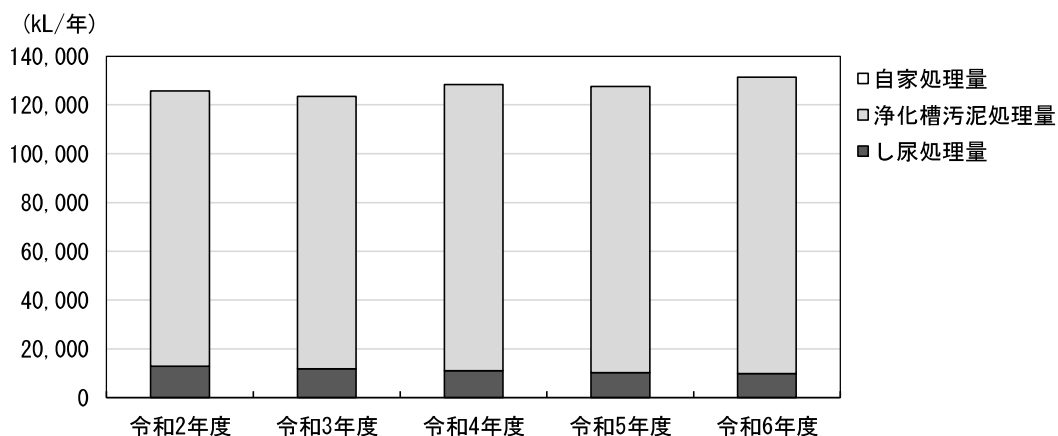
出典：「令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（令和8年3月 愛知県）

表 3.2.49(2) 一宮市及び稲沢市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

単位：kL/年

項 目 \ 年 度	2020（令和2） 年度	2021（令和3） 年度	2022（令和4） 年度	2023（令和5） 年度	2024（令和6） 年度
し尿処理量	12,877	11,817	11,101	10,350	9,877
浄化槽汚泥処理量	112,861	111,758	117,265	117,250	121,491
自家処理量	－	－	－	－	－
合 計	125,738	123,575	128,366	127,600	131,368

出典：「令和2年度～令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）



出典：「令和2年度～令和6年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（愛知県）

図 3.2.9 一宮市及び稲沢市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

3.2.9.2 公害苦情の状況

対象事業実施想定区域及びその周囲における公害苦情の状況は、表 3.2.50及び図 3.2.10に示すとおりである。

対象事業実施想定区域が位置する一宮市の公害苦情の総数は407件となっている。

表 3.2.50 公害苦情の状況（令和5年度）

単位：件

区 分	市
	一宮市
大気汚染	52
水質汚濁	20
土壌汚染	—
騒音	73
振動	17
地盤沈下	—
悪臭	61
その他	184
総数	407

出典：「令和7（2025）年度刊愛知県統計年鑑」（愛知県ウェブサイト）

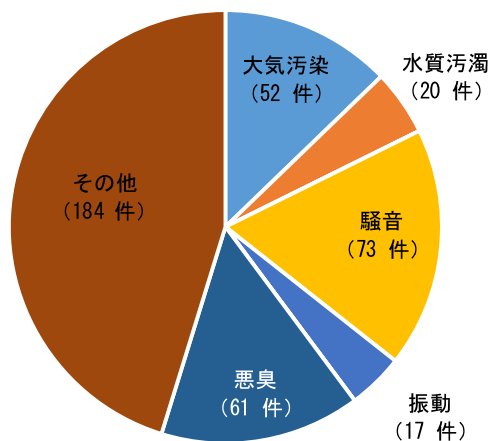


図 3.2.10 公害苦情の状況

3.2.9.3 維持管理の状況

現施設の維持管理の状況は、表 3.2.51に示すとおりである。

測定結果は、すべての項目で国基準値及び市管理値を下回っていた。

表 3.2.51(1) 維持管理の状況（2025（令和7）年度）

焼却炉	1号炉				国基準値	市管理値
採取場所	煙突	煙突	煙突	年間平均		
採取日	R7.8.6	R7.9.29	R8.2.2			
報告日	R7.8.25	R7.10.16	R8.2.27			
ばいじん(g/Nm ³)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.08	0.02
硫黄酸化物(ppm)	4.5	3.8	1.8	3.4	－	20
窒素酸化物(ppm)	27	19	45	30	250	50
塩化水素(ppm)	4.4	3.9	11	6.4	430	20
DX類(ng-TEQ/m ³)	0.0047	－	－	0.0047	1	－

出典：「令和7年度分 一般廃棄物処理施設の維持管理状況及び放射性物質の測定結果」（一宮市ウェブサイト）

表 3.2.51(2) 維持管理の状況（2025（令和7）年度）

焼却炉	2号炉					国基準値	市管理値
採取場所	煙突	煙突	煙突	煙突	年間平均		
採取日	R7.6.4	R7.7.29	R7.12.25	R8.2.3			
報告日	R7.6.23	R7.8.18	R8.1.6	R8.2.27			
ばいじん(g/Nm ³)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.08	0.02
硫黄酸化物(ppm)	10	7	2.7	2.2	5.5	－	20
窒素酸化物(ppm)	19	48	44	24	34	250	50
塩化水素(ppm)	12	5.5	5	10	8.1	430	20
DX類(ng-TEQ/m ³)	－	0.0054	－	－	0.0054	1	－

出典：「令和7年度分 一般廃棄物処理施設の維持管理状況及び放射性物質の測定結果」（一宮市ウェブサイト）

表 3.2.51(3) 維持管理の状況（2025（令和7）年度）

焼却炉	3号炉				国基準値	市管理値
採取場所	煙突	煙突	煙突	年間平均		
採取日	R7.5.19	R7.9.26	R7.12.2			
報告日	R7.6.12	R7.10.16	R7.12.23			
ばいじん(g/Nm ³)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.08	0.02
硫黄酸化物(ppm)	8.3	3.8	1.7	4.6	－	20
窒素酸化物(ppm)	46	39	17	34	250	50
塩化水素(ppm)	4.6	4.5	<1	4.6	430	20
DX類(ng-TEQ/m ³)	－	0.014	－	0.014	1	－

出典：「令和7年度分 一般廃棄物処理施設の維持管理状況及び放射性物質の測定結果」（一宮市ウェブサイト）